

令和6年度 第3回 四街道市子ども・子育て会議 次第

日時：令和6年11月14日（木）

14：00～

会場：四街道市文化センター会議室302号室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

①四街道市こども計画素案について

【資料1～2、参考資料】

4 その他

5 閉 会

四街道市こども計画

(素案 ver. 1)

R6.11.1 時点

【構成案】

表紙

はじめに

第 1 章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象
- 5 計画の策定体制

第 2 章 現状と課題

- 1 こども・若者・子育て家庭を取り巻く環境
- 2 子育て支援に関するアンケート調査の結果概要
- 3 子どもの生活状況調査の結果概要
- 4 こども・若者等・市民活動団体の意見
- 5 本市のこども・若者・子育て支援に係る課題の整理

第 3 章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 施策の体系
- 4 重点施策

第4章 施策の展開

基本方針1 こどもの育ちを支える教育・保育体制の推進

基本施策1 就学前の教育・保育の充実

基本施策2 地域における子育て支援の充実

基本方針2 こどもと親の心とからだの健康づくり

基本施策1 母子保健の充実

基本施策2 小児保健医療体制の充実

基本方針3 こども・若者の権利を守り、豊かな心を育む育成環境の整備

基本施策1 健全な心身の成長に向けた支援

基本施策2 若者と次代の親の育成に向けた支援

基本方針4 すべてのこどもと子育て家庭を支える取組の充実

基本施策1 仕事と家庭の両立支援

基本施策2 配慮が必要なこども・子育て家庭への切れ目ない支援

基本方針5 こどもを中心としたまちづくりの推進

基本施策1 こども・子育てに配慮した生活環境の充実

第5章 計画の推進

1 教育・保育提供区域について

2 計画期間における児童数の推計

3 算定にあたっての基本的な考え方

4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

6 数値目標一覧

7 進捗状況の管理と評価

8 関係機関・団体等との協力・連携

資料編

1 計画策定経過

2 計画策定体制

3 各種意見聴取結果等

4 用語解説

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

四街道市（以下、「本市」という。）では、「すくすく子育て・^{みんな}地域で子育て四街道」を基本理念とする、「四街道市こどもプラン第2期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「前計画」という。）を令和2年3月に策定しました。

前計画の基本理念のもと、積極的な保育所整備や、高校生等まで対象を拡充した子ども医療費の助成等、各種施策を総合的に展開してきました。

その結果、令和3年度から保育所待機児童数ゼロを達成すると共に、全国的に人口が減少する中、本市における人口の増加は継続しており、特に若いファミリー層の転入者が約7割を占めるなど、子育て世代から選ばれ、発展を続けています。

しかしながら、共働き世帯の増加や核家族化の進行など、子育て世帯を取り巻く環境は日々変化しており、今後もこどもを安心して産み育てていくことのできる環境の更なる充実のため、市民の的確なニーズを把握し、施策につなげることが求められています。

そのような中、令和5年4月1日に施行されたこども基本法（令和4年法律第77号）により、「市町村こども計画」の策定が努力義務化されました。

本市では、これまで展開してきた前計画の施策体系を継承しつつ、こども基本法の趣旨を踏まえた見直しを加えることで、「四街道市こども計画」（以下、「本計画」という。）として新たに策定し、「こどもまんなか社会」の実現に向けた切れ目のない支援を、こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて提供・推進していきます。

※こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保証されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記がされています。その趣旨を鑑み、本計画においては、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

特別な場合とは、例えば以下の場合を指します。

- ・法令に根拠がある語を用いる場合（子ども・子育て支援法 等）
- ・固有名詞や事業名を用いる場合（子ども医療対策事業 等）
- ・他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

※本文中の表記の統一については、最終案までに修正します※

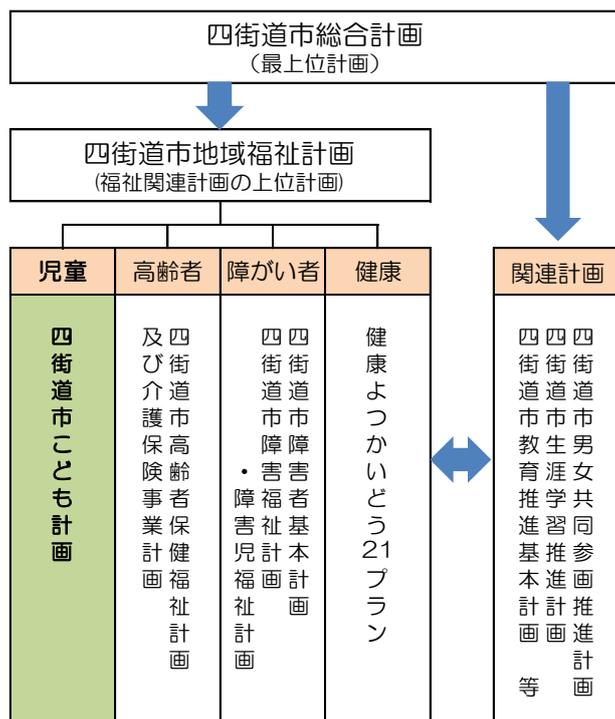
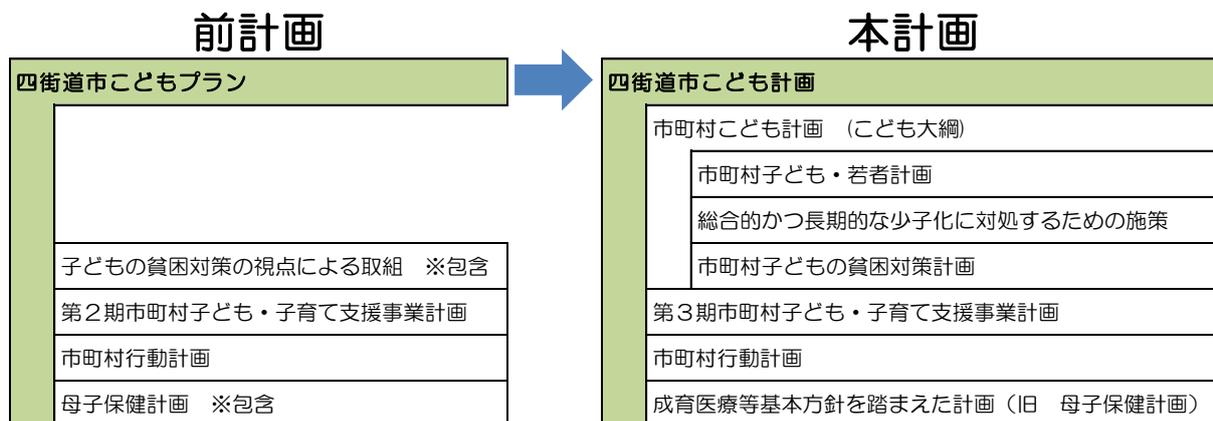
2 計画の性格と位置づけ

本計画は、こども基本法第3条の基本理念や、第9条に定めるこども大綱及び千葉県こども計画を勘案し、本市におけるこども・若者施策をなすものとして、同法第10条に基づく「市町村こども計画」として位置づけます。

加えて、子ども・子育て支援法第61条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」としての位置付けを前計画から引き継ぎ、国の定める基本指針を踏まえて策定します。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」及び「成育医療等基本方針を踏まえた計画」としての性格・位置付けも含む一体的な計画として策定するものです。

なお、本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「四街道市総合計画」や地域福祉の方針を定める「四街道市地域福祉計画」を、こども・若者及び子育て支援の視点で具体化する分野別計画であり、その他「四街道市障害者基本計画」、「四街道市障害福祉計画・障害児福祉計画」など関連する他の分野別計画との調和と整合性を図った上で策定します。



3 計画の期間

子ども・子育て支援法では、市町村は5年間で1期とした事業計画を定めるものとされていることから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

なお、各施策の進捗状況やこどもを取り巻く環境の変化、本市の各種計画との関係性を考慮し、計画の実効性を高めるため、本計画は計画期間中において必要に応じ見直しを行います。

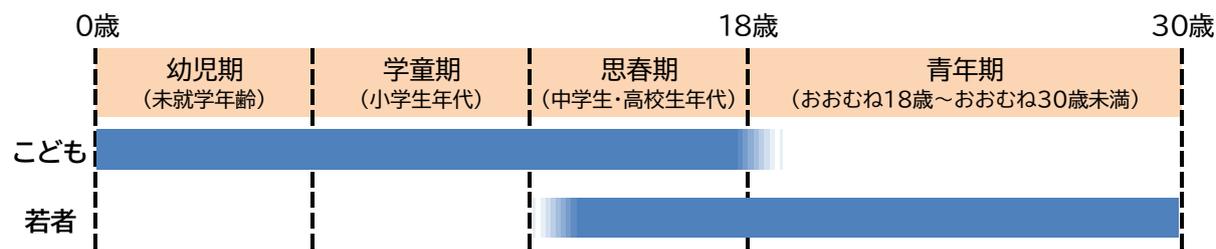
計画期間図掲載予定

4 計画の対象

本計画は、こども・若者とその家族、妊娠期の方を対象とします。計画の対象となるこども・若者は0歳からおおむね30歳未満までとします。

なお、本計画における「こども」と「若者」の定義については、こども大綱を参考に以下のように整理しています。「こども」と「若者」は重なりある部分がありますが、青年期全体を含むことを明確にする場合には、特に「若者」と記載しています。

また、「青少年の健全育成」等のように記載している場合の「青少年」は、20歳未満を指しています。



5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「四街道市こども計画策定委員会」を中心に関係各課の連携を図り全庁的な協議を行うとともに、子ども・子育て支援法第72条に定める合議制の機関として、関係団体の代表者、市民、学識経験者で組織する「四街道市子ども・子育て会議」において調査・審議を行いました。

また、こども・若者及び保護者等の意見を反映させるため、こどもと保護者を対象としたアンケート調査を実施するほか、こども・若者、保護者及び子育て支援者等からの意見聴取を行いました。

さらに、市民に本計画の案を公表、広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

計画作成体制図掲載予定

第2章 現状と課題

1 こども・子育て家庭を取り巻く環境

(1) 人口の状況

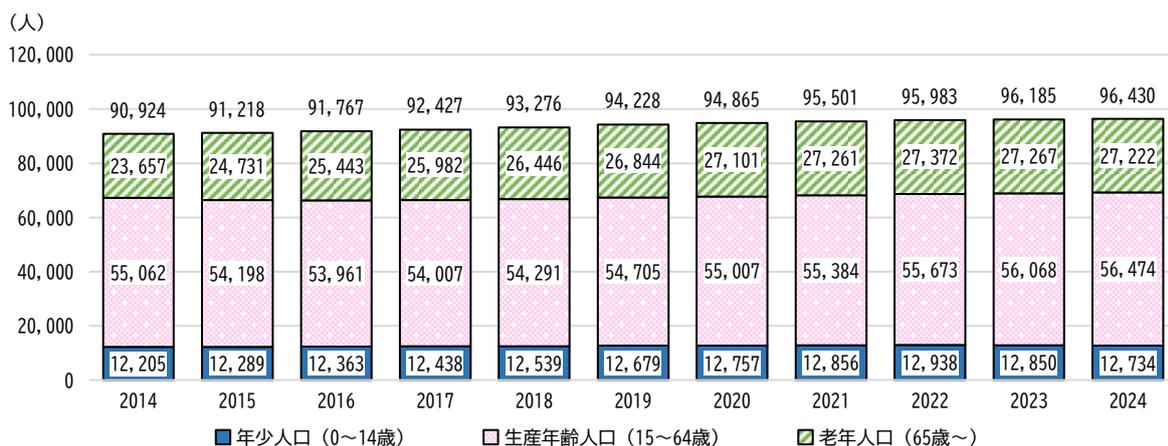
全国的に人口減少局面にある中で、本市の総人口は増加し続けており、令和6年（2024年）4月現在で96,430人となっています。

年齢3区分別にみると、令和4年（2022年）以降、年少人口及び老年人口は減少傾向にあります。生産年齢人口は増加しています。総人口に対する割合をみると、ほぼ横ばいに推移しています。

性別・5歳階級別人口（人口ピラミッド）の変化をみると、平成26年（2014年）から令和6年（2024年）にかけて、男女ともに30～44歳及び60～74歳が減少し、45～59歳及び75歳以上が増加しています。

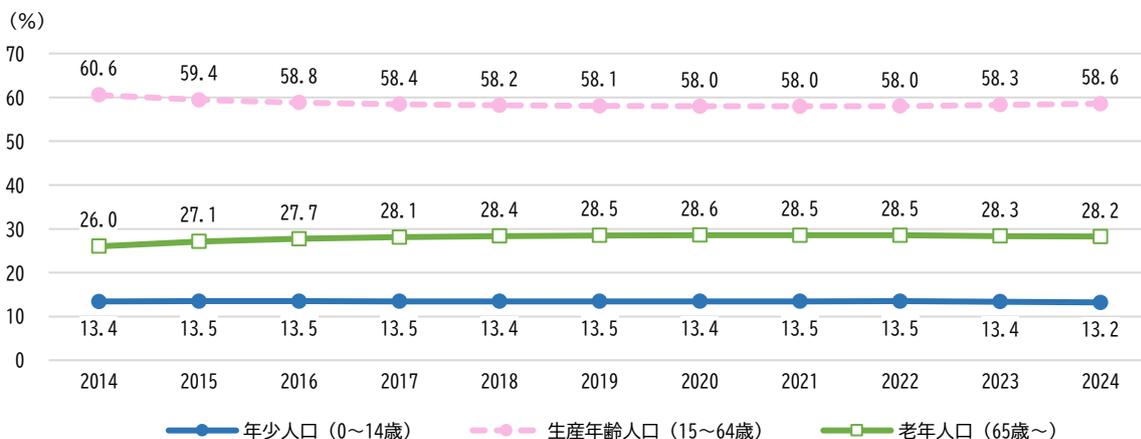
こうした状況を踏まえると、長期的には高齢化が進行することが見込まれます。

■年齢3区分別人口の推移



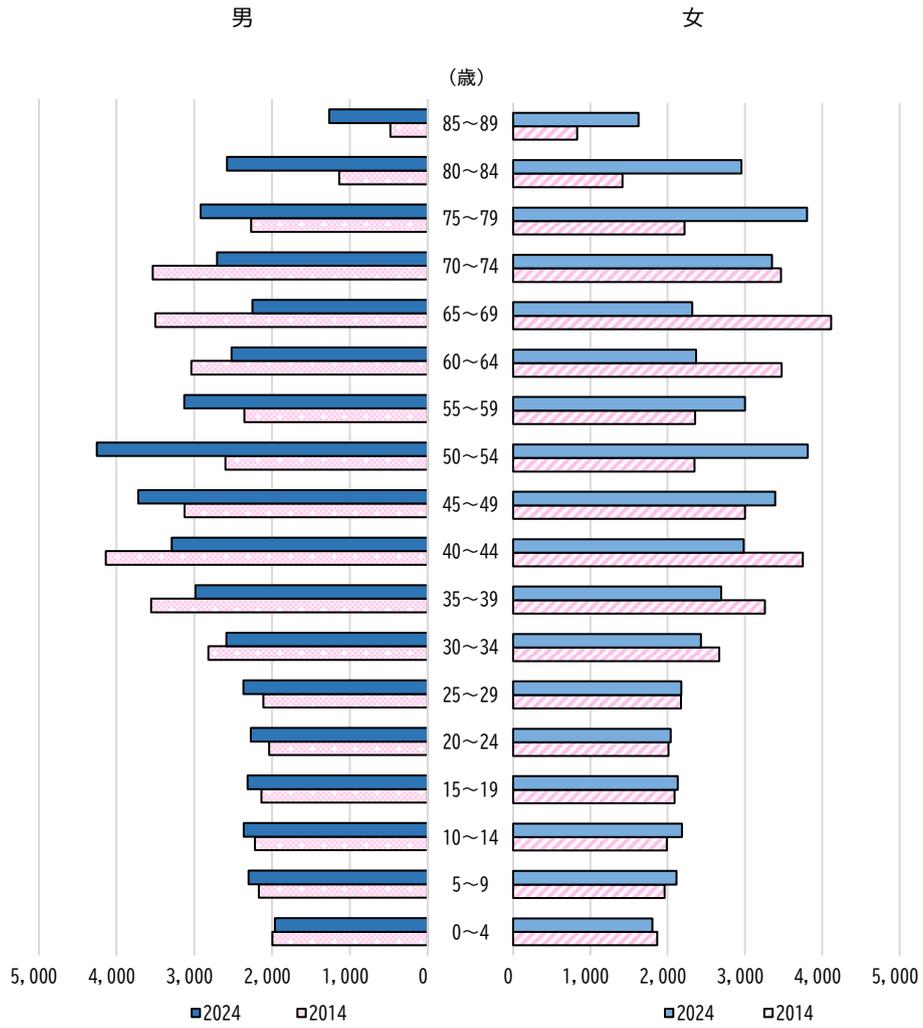
出典：四街道市「住民基本台帳人口」（各年4月1日現在）

■年齢3区分別構成比の推移



出典：四街道市「住民基本台帳人口」（各年4月1日現在）

■性別・5歳階級別人口（人口ピラミッド）の推移



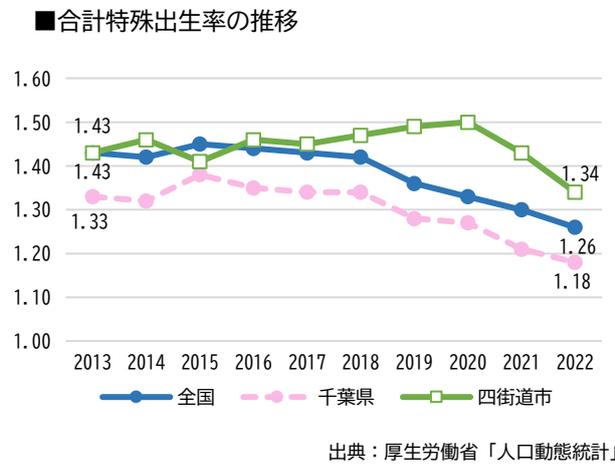
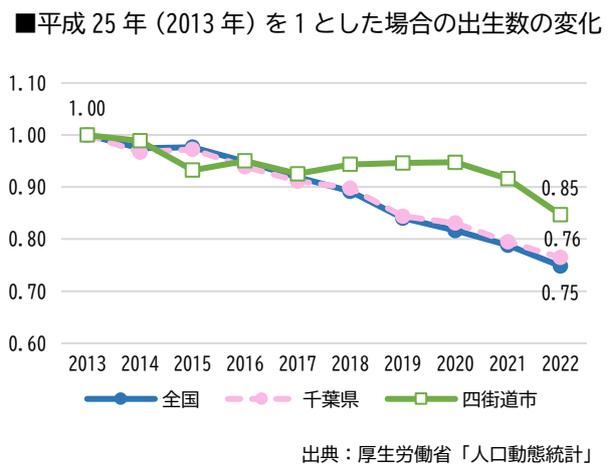
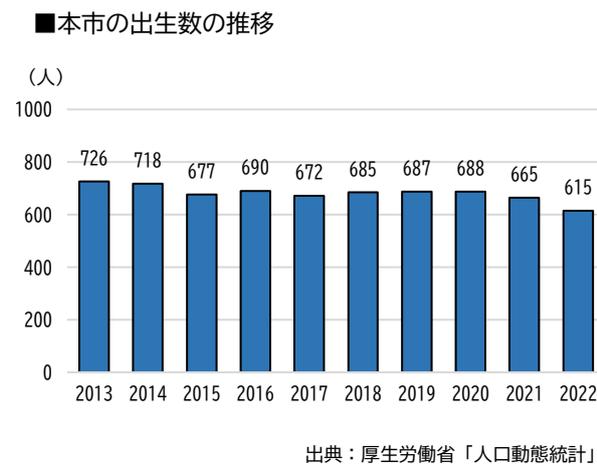
出典：四街道市「住民基本台帳人口」（各年4月1日現在）

(2) 出生の状況

本市の出生数の推移をみると、ここ10年間では726人から615人の間で推移しています。平成25年(2013年)を1とした場合、全国、千葉県は減少傾向にあります。本市の出生数は令和2年(2020年)まで概ね横ばいで推移し、以降、減少傾向にあります。

合計特殊出生率の推移をみると、平成27年(2015年)から全国、千葉県ともに低下傾向の中、本市は令和2年(2020年)まで上昇傾向にありましたが、令和2年(2020年)以降は全国、千葉県同様に低下しています。

令和2年(2020年)以降、出生率、合計特殊出生率ともに急速な低下が見られ、少子化が懸念されます。

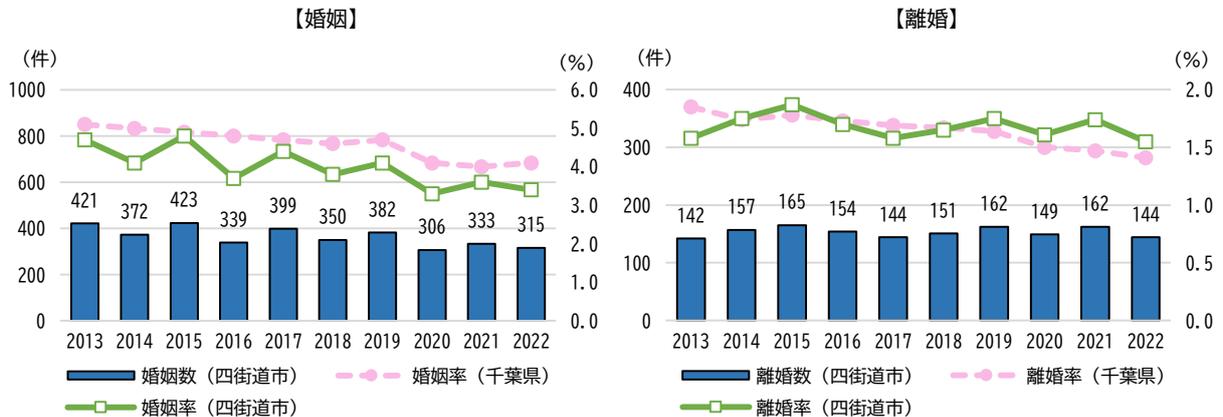


(3) 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻数の推移をみると、平成 27 年（2015 年）以降は年間 400 件を下回り、減少傾向にあります。

離婚の推移をみると、離婚率は千葉県では減少傾向がみられますが、本市では離婚数、離婚率ともに横ばいで推移しています。

■婚姻数（率）・離婚数（率）の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」

(4) 世帯の状況

本市の一般世帯数は、令和 2 年（2020 年）時点で 38,407 世帯となっており、平成 27 年（2015 年）から 5 年間で 3,531 世帯（10.1%）増加しています。一般世帯のうち 7 割弱が核家族であり、全国、千葉県と比較して高い割合となっています。

6 歳未満の子どもがいる核家族世帯は、令和 2 年（2020 年）時点で 3,313 世帯となっており、平成 27 年（2015 年）から 5 年間で 131 世帯（4.1%）増加しています。

■家族構成別世帯数・構成比の状況

	四街道市				千葉県		全国	
	2015年		2020年		2020年		2020年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯	34,876	-	38,407	-	2,767,661	-	55,704,949	-
核家族世帯	24,292	69.7%	25,318	65.9%	1,572,544	56.8%	30,110,571	54.1%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	3,182	9.1%	3,313	8.6%	192,906	7.0%	3,772,306	6.8%
母子世帯	430	1.2%	487	1.3%	26,632	1.0%	646,809	1.2%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	78	0.2%	90	0.2%	4,341	0.2%	109,700	0.2%
父子世帯	73	0.2%	73	0.2%	3,782	0.1%	74,481	0.1%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	9	0.03%	8	0.02%	272	0.01%	5,632	0.01%

※一般世帯とは、社会福祉施設や病院等（施設等の世帯）を含まない、住居と生計を共にしている人の集まり等をいう。

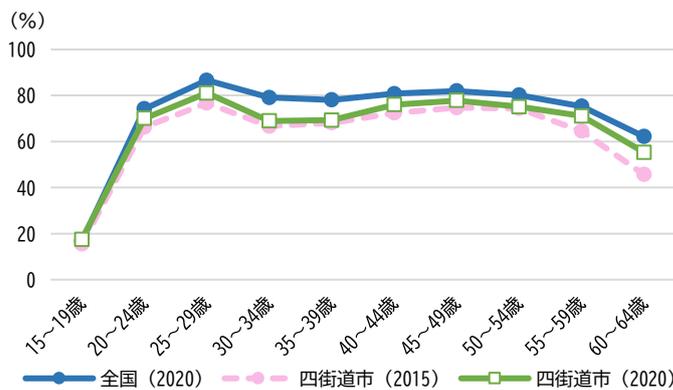
出典：総務省「国勢調査」

(5) 就労の状況

女性の労働力率の推移をみると、平成27年（2015年）から令和2年（2020年）までの5年間で、50歳以降の労働力率が上昇しており、いわゆるM字カーブがゆるやかになってきています。

通勤先をみると、市内で就労している人は約4割で、約6割の市民が千葉市、東京都など市外に通勤しています。

■女性の年齢別労働力率の状況



■通勤先別就業者数・割合

通勤先	就業者数	割合
四街道市で従業	18,737	39.7%
他市町へ通勤	28,486	60.3%
1 千葉市	12,261	26.0%
2 東京都	5,557	11.8%
3 佐倉市	2,916	6.2%
4 成田市	1,154	2.4%
5 船橋市	1,017	2.2%
6 八千代市	617	1.3%
7 習志野市	550	1.2%
8 市川市	520	1.1%
9 八街市	440	0.9%
10 市原市	417	0.9%

出典：総務省「国勢調査」

(6) 教育・保育施設等の状況

本市の教育・保育施設は、認可等保育施設が39施設、企業主導型保育施設が3施設、幼稚園が9施設（認定こども園は重複カウント）となっています。

保育所入所児童数・幼稚園児数及び利用率（児童数に対する入所数・園児数の割合）の推移をみると、ともに増加傾向にあります。保育所入所児童数が増加する一方で、幼稚園児数は横ばい傾向にあり、全体に占める構成比も保育所入所児童数の割合が上昇してきています。

年齢別利用者数・利用率の推移をみると、特に1～2歳の利用率が増加してきており、全体の利用率を押し上げています。

■教育・保育施設の状況

	認可等保育施設					企業主導型 ②	幼稚園施設			合計 ①+②+③
	公立 (分園含む)	私立 (駅ビル含む)	小規模	認定こども	小計①		私立学校	認定こども	小計③	
施設数	3	21	10	4	39	3	5	4	9	51
利用定員数	269	1,353	208	220	2,050	97	1,240	580	1,820	3,967
入所状況	193	1,360	162	175	1,890	57	734	463	1,197	3,144

※保育施設については令和6年4月1日現在、幼稚園施設については令和6年5月1日現在

■保育所入所児童数・幼稚園児数及び利用率の推移

図表掲載予定

■年齢別利用者数・利用率の推移

図表掲載予定

(7) 待機児童の状況

本市の待機児童数は、令和3年（2021年）4月1日以降はゼロとなっています。

■本市及び近隣市の待機児童数の推移

	2019	2020	2021	2022	2023	2024
四街道市	0	74	0	0	0	0
千葉市	4	0	0	0	0	0
佐倉市	29	11	0	0	0	0
成田市	36	35	16	8	13	17
船橋市	72	197	12	28	9	24
八千代市	30	31	48	119	45	14
習志野市	89	55	24	16	8	2
市川市	138	64	0	0	0	0
八街市	22	30	0	0	4	7
市原市	89	32	1	0	0	0

※通勤先として多い市を掲載。

出典：千葉県「市町村別保育所等利用待機児童数」

2 子育て支援に関するアンケート調査の結果概要

(1) 実施概要

市民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、市が確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するために、「四街道市子育て支援に関するアンケート調査」（以下、「ニーズ調査」という。）を実施しました。

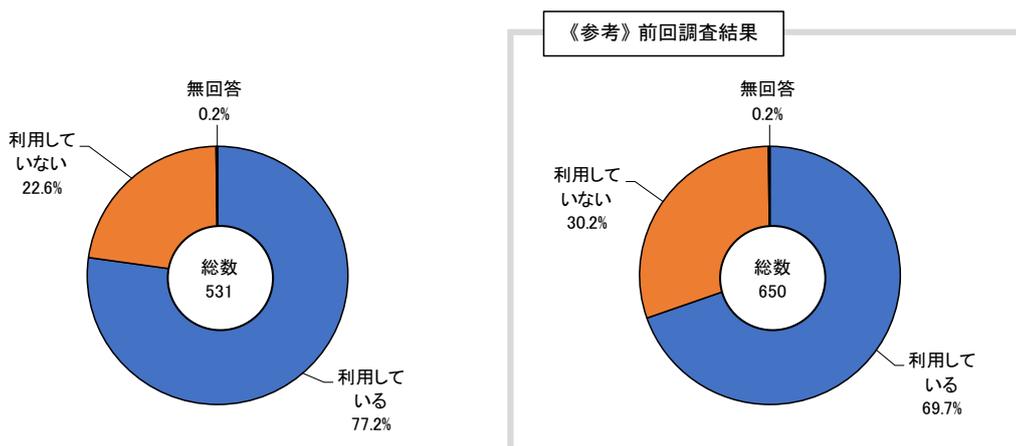
- 調査地域：四街道市全域
- 調査対象：【就学前児童調査】市内在住の小学校就学前の子どもの保護者 1,000 人
【小学生調査】市内在住の小学生の保護者 1,000 人
- 抽出方法：住民基本台帳による無作為抽出
- 調査方法：郵送配付・郵送及びWEB アンケートシステム回収
- 調査期間：令和5年12月12日～12月27日
- 回収結果：

	就学前児童調査	小学生調査
配布数	1,000	1,000
回収数	531	560
回収率	53.1%	56.0%

(2) 認定こども園、幼稚園、保育所など定期的な教育・保育事業について

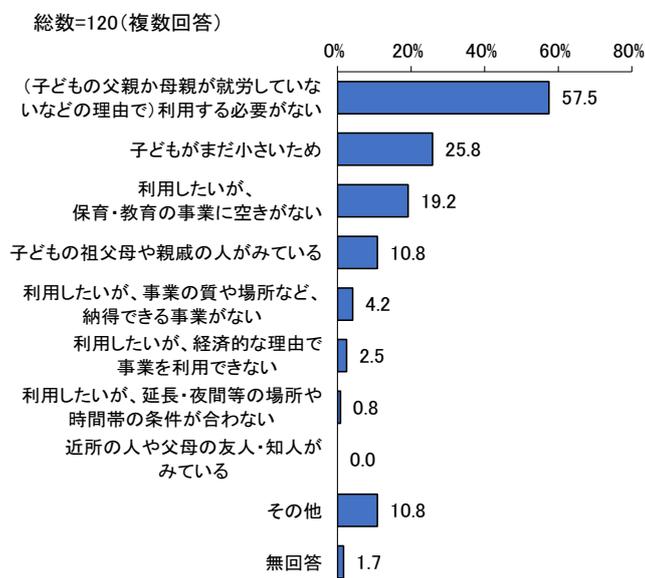
① 定期的な教育・保育事業の利用状況

「利用している」が77.2%を占めており、「利用していない」は22.6%となっています。前回調査では「利用している」が69.7%、「利用していない」が30.2%となっており、今回調査の「利用している」は前回調査を約8ポイント上回っています。



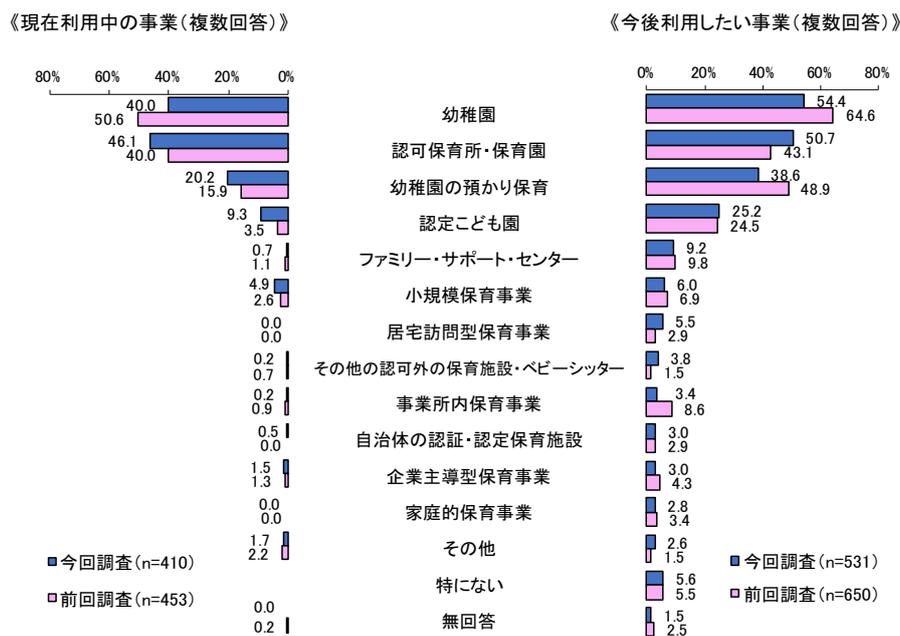
②定期的な教育・保育事業を利用していない理由

現在、定期的な教育・保育事業を利用していないと回答した人に対して、その理由を聞いたところ、「(子どもの父親か母親が就労していないなどの理由で)利用する必要がない」が57.5%で最も多く、「子どもがまだ小さいため」が25.8%、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が19.2%で続いています。



③今後の定期的な教育・保育事業の利用意向

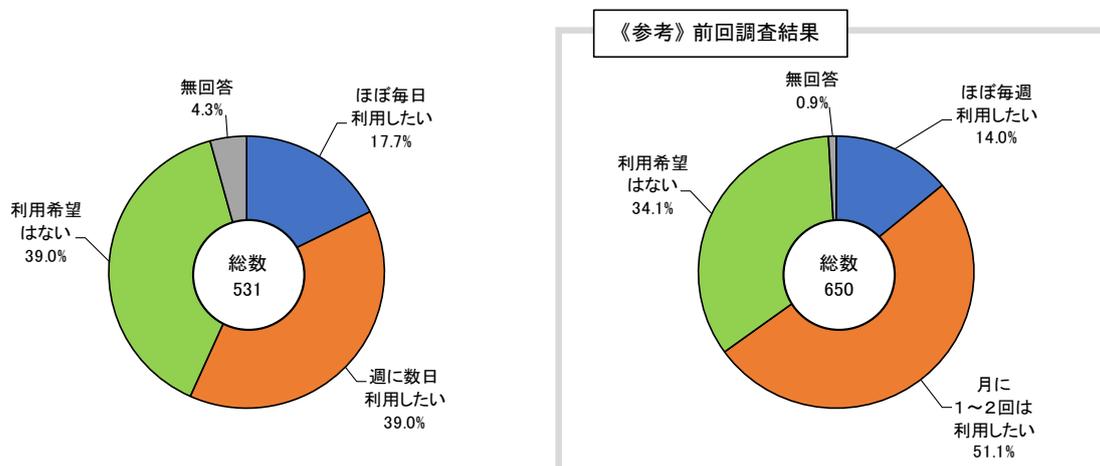
「幼稚園」が54.4%で最も多く、「認可保育所・保育園」が50.7%、「幼稚園の預かり保育」が38.6%で続いています。「特にない」は5.6%です。前回調査と比較すると、今回調査の「認可保育所・保育園」は前回調査を約8ポイント上回っています。



(3) 多様な保育サービスの利用ニーズについて

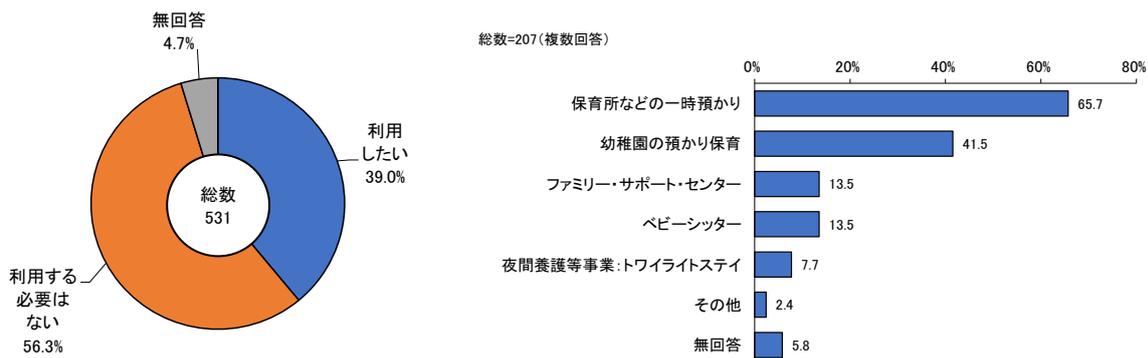
① 定期的な幼稚園の預かり保育、長期休暇中の利用希望

「ほぼ毎日利用したい」が17.7%、「週に数日利用したい」が39.0%であり、「利用希望はない」は39.0%です。“利用したい”（「ほぼ毎日利用したい」「週に数日は利用したい」の合計）は56.7%となっています。前回調査では“利用したい”が65.1%、「利用希望はない」が34.1%となっており、今回調査の“利用したい”は前回調査を約8ポイント下回っています。



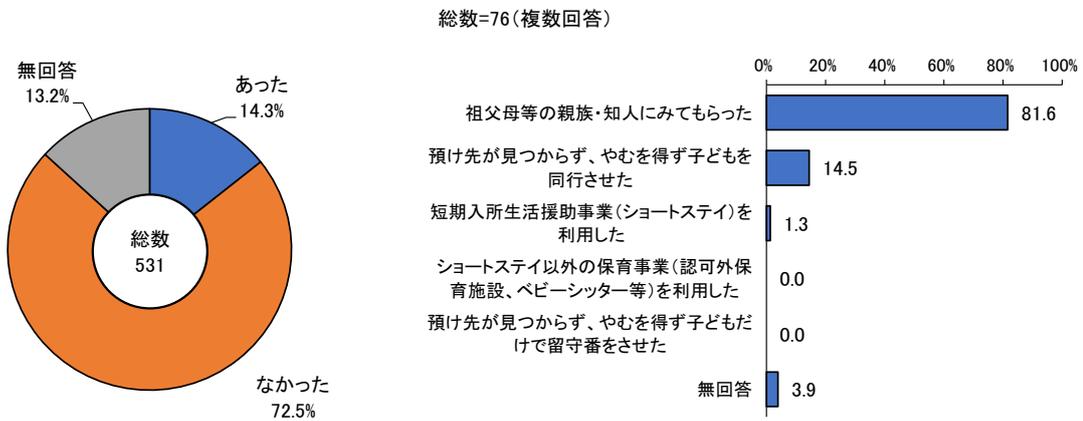
② 一時的な預かりの利用希望

「利用したい」が39.0%、「利用する必要はない」が56.3%となっています。一時的な預かりを利用したいと回答した人に対して、希望する事業形態について聞いたところ、「保育所などの一時預かり」が65.7%で最も多く、「幼稚園の預かり保育」が41.5%、「ファミリー・サポート・センター」と「ベビーシッター」がそれぞれ13.5%で続いています。

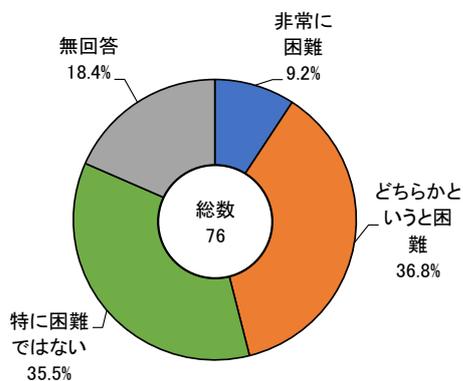


③宿泊を伴う一時的な預かりの状況

この1年間に、子どもを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかったことが「あった」と回答した人は 14.3%となっています。その際の対処方法について聞いたところ、「祖父母等の親族・知人にみてもらった」が 81.6%と最も多くなっています。このほか、「預け先が見つからず、やむを得ず子どもを同行させた」が 14.5%となっています。



祖父母等の親族・知人にみてもらったと回答した人に対して、その場合の困難度を聞いたところ、「非常に困難」が 9.2%、「どちらかという困難」が 36.8%であり、ほぼ半数の回答者が困難を感じていることがわかります。



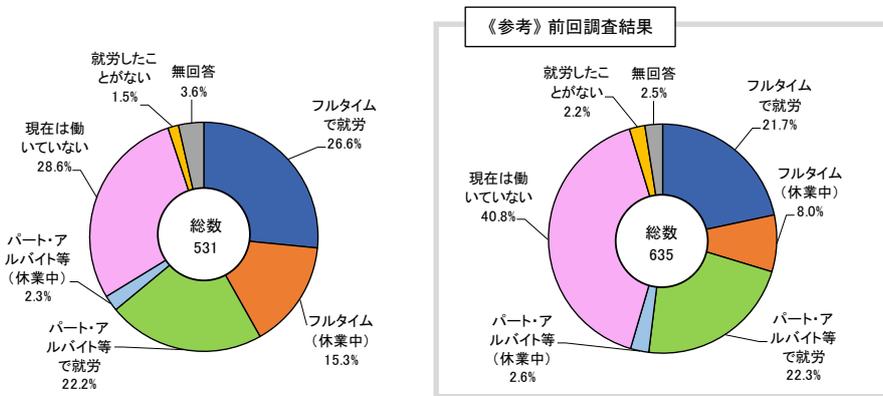
(4) 仕事と子育ての両立について

①母親の就労状況

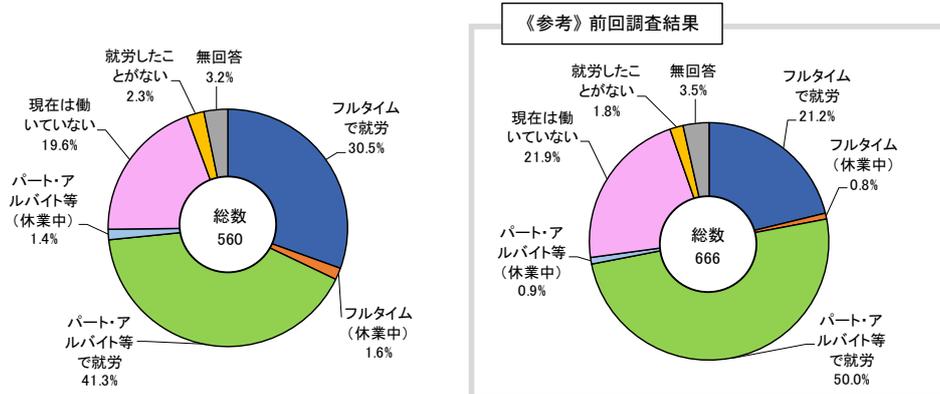
就学前児童の母親では「現在は働いていない」が 28.6%で最も多く、「フルタイムで就労」が 26.6%、「パート・アルバイト等で就労」が 22.2%で続いています。前回調査では「フルタイムで就労」が 21.7%で、今回調査の「フルタイムで就労」は前回調査を約5ポイント上回っています。

小学生の母親では「パート・アルバイト等で就労」が 41.3%で最も多く、「フルタイムで就労」が 30.5%、「現在は働いていない」が 19.6%で続いています。前回調査では「パート・アルバイト等で就労」が 50.0%で、今回調査の「パート・アルバイト等で就労」は前回調査を約9ポイント下回っています。

■就学前児童の母親



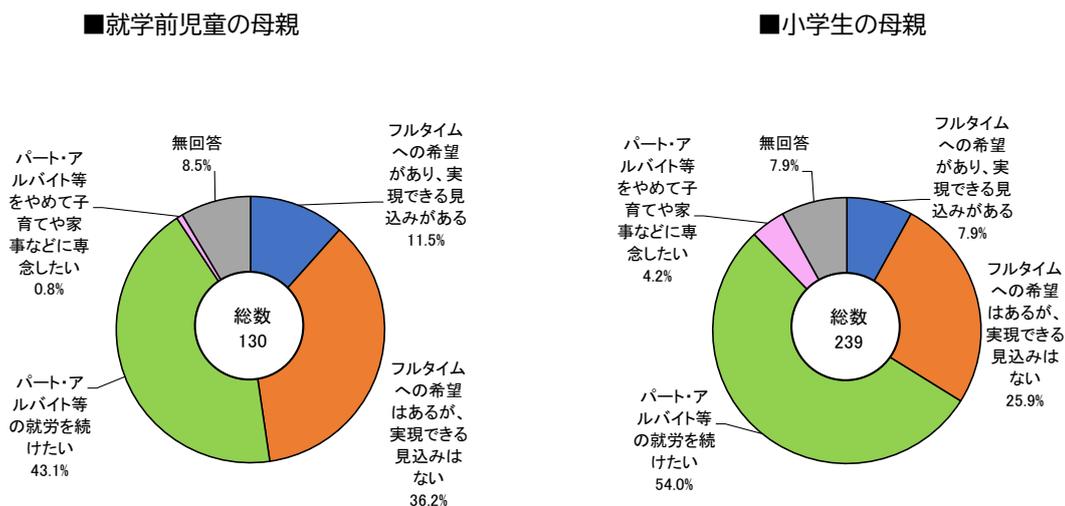
■小学生の母親



②フルタイムへの転換希望

就学前児童の母親ではパート・アルバイト等で就労している人のうち「パート・アルバイト等の就労を続けたい」が 43.1%で最も多く、「フルタイムへの希望はあるが、実現できる見込みはない」が 36.2%、「フルタイムへの希望があり、実現できる見込みがある」が 11.5%が続いています。

小学生の母親ではパート・アルバイト等で就労している人のうち「パート・アルバイト等の就労を続けたい」が 54.0%で最も多く、「フルタイムへの希望はあるが、実現できる見込みはない」が 25.9%、「フルタイムへの希望があり、実現できる見込みがある」が 7.9%が続いています。

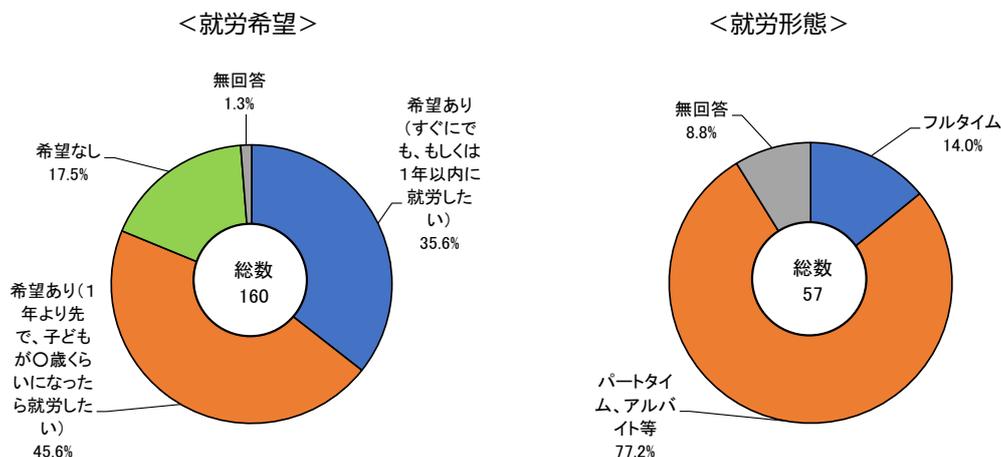


③今後の就労希望

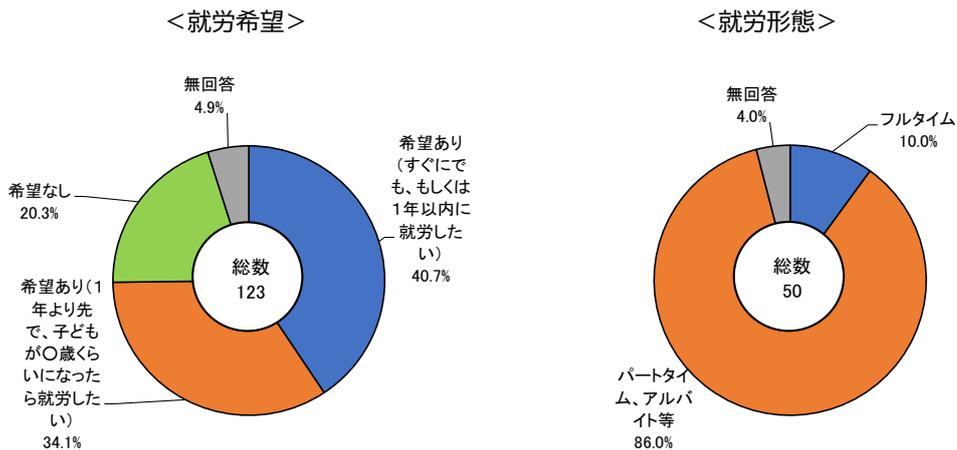
就学前児童の母親では現在就労していない人のうち「希望あり（1年より先で、子どもが〇歳くらいになったら就労したい）」が 45.6%で最も多く、「希望あり（すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい）」が 35.6%、「希望なし」が 17.5%が続いています。

小学生の母親では現在就労していない人のうち「希望あり（すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい）」が 40.7%で最も多く、「希望あり（1年より先で、子どもが〇歳くらいになったら就労したい）」が 34.1%、「希望なし」が 20.3%が続いています。

■就学前児童の母親

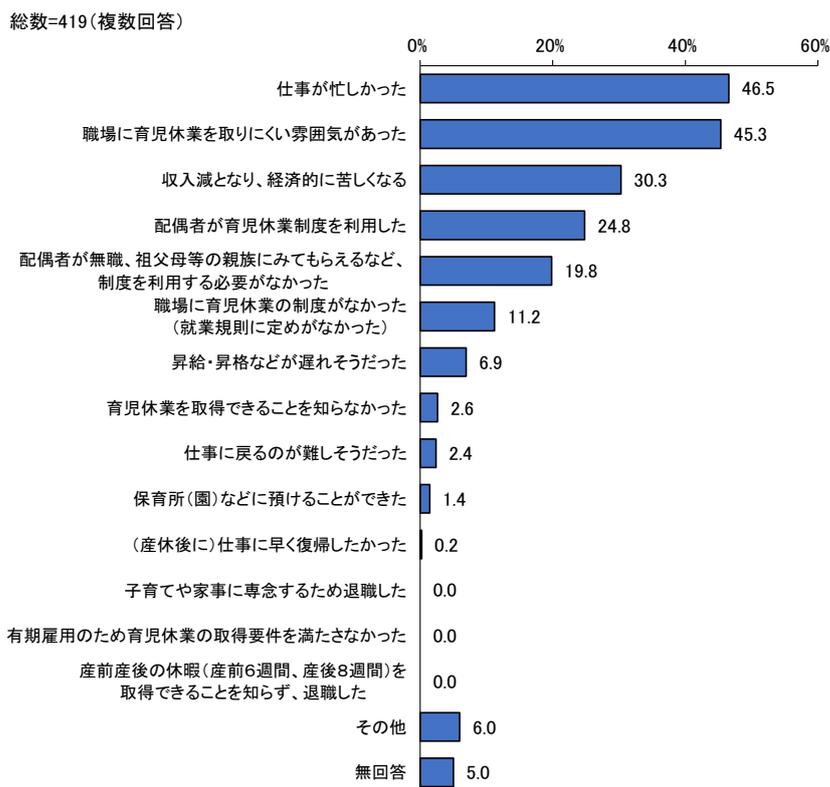


■小学生の母親



④父親が育児休業を取得していない理由

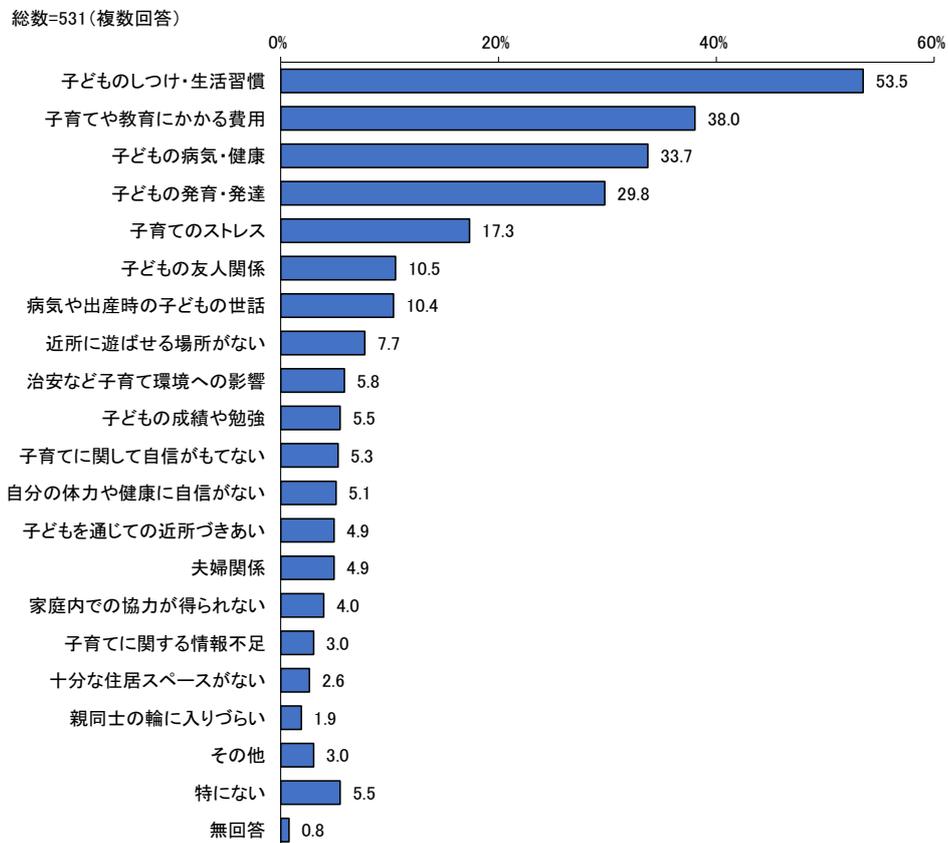
育児休業を取得した就業前児童の父親は17.7%に留まっており、育児休業を取得していない理由として「仕事が忙しかった」が46.5%で最も多く、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が45.3%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が30.3%で続いています。



(5) 相談体制・情報提供について

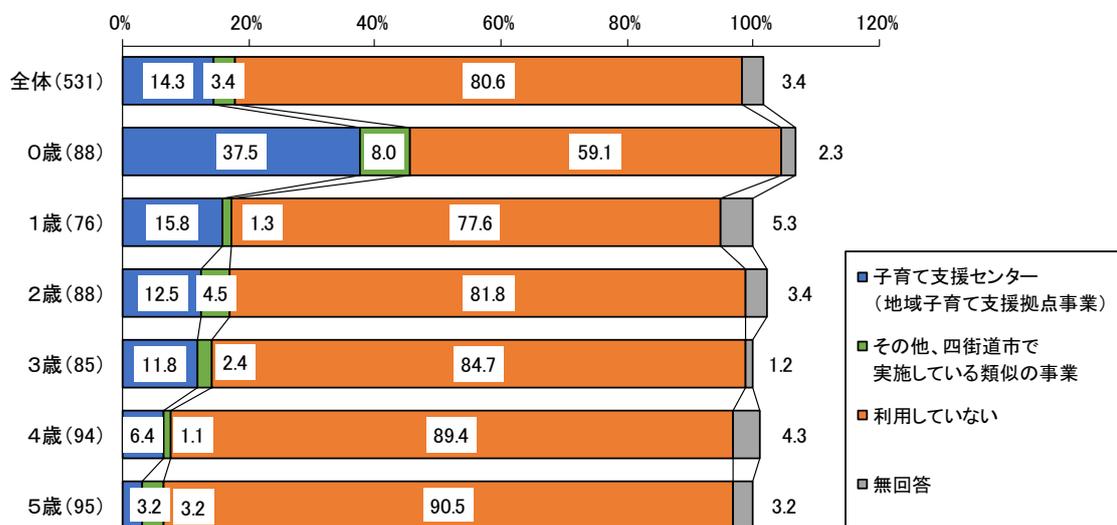
①子育て中の悩み・不安

「子どものしつけ・生活習慣」が53.5%で最も多く、「子育てや教育にかかる費用」が38.0%、「子どもの病気・健康」が33.7%で続いています。悩んだり不安に感じたり、困ったりすることが「特にない」は5.5%です。



②子育て支援センターなどの利用状況

利用している事業を年齢別にみると、0歳では「子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）」が4割弱となっています。

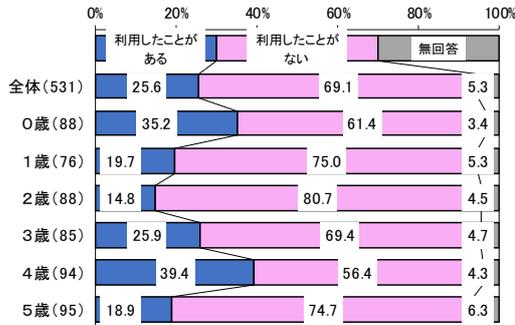


※複数回答方式のため、選択肢ごとの割合を合計すると100%を超えます。

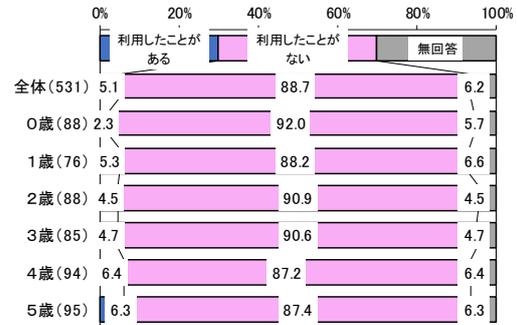
③子育て支援サービスの利用状況

子育て支援サービスの利用状況を年齢別にみると、「パパ・ママルーム」は0歳と4歳で「利用したことがある」が多くなっています。また、「パパ・ママルーム」、「児童センターで実施している子育て支援事業」、「子育て支援センター」以外のサービスはどの年代でもほとんど利用されていない状態です。

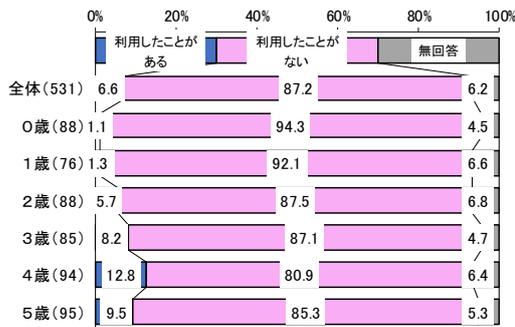
(1) パパ・ママルーム



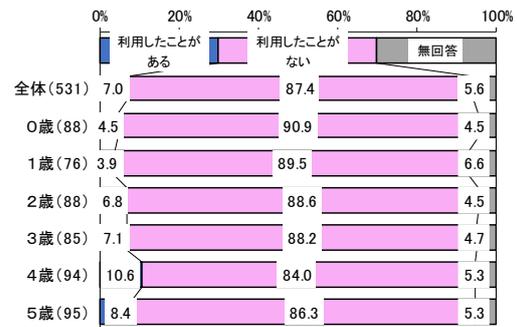
(2) 産後ケア事業



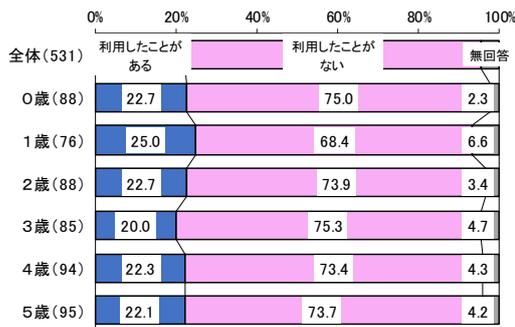
(3) およこカウンセリング



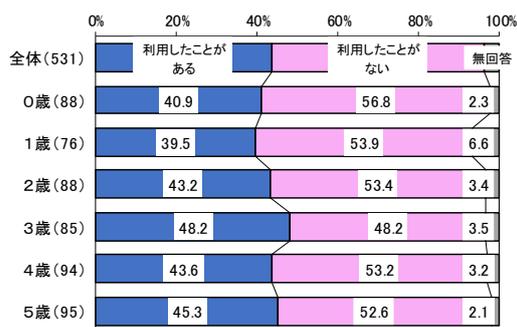
(4) ことばの相談室



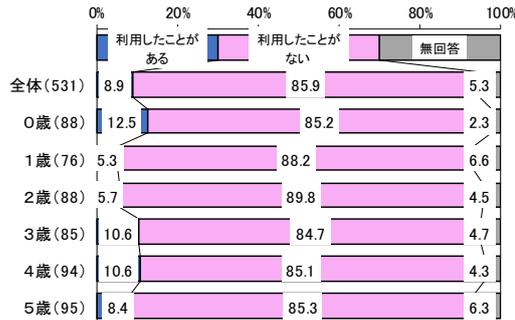
(5) 児童センターで実施している子育て支援事業



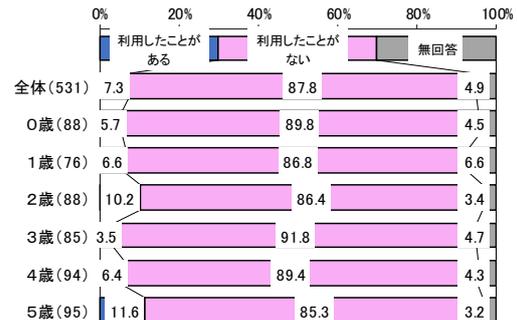
(6) 子育て支援センター



(7) 子育てサロン



(8) 公民館で実施している子育て教室



(6) 放課後や休日の過ごし方について

①小学校入学後の放課後の過ごし方

母親がフルタイムで就労している就学前児童の家庭で、子どもが小学生のうちに放課後に過ごさせたい場所として「こどもルーム（学童保育所）」を希望する人は、低学年で 68.0%、高学年で 34.0%となっています。

<低学年>

	全体	自宅	友人・知人宅 祖父母宅や	習い事・ 学習塾	児童センター	放課後 子ども教室	こどもルーム (学童 保育所)	プレーパーク	ファミリー・ サポート・ センター	公園など (公民館、 その他)	無回答	
全体	157 100.0	91 58.0	23 14.6	61 38.9	3 1.9	19 12.1	72 45.9	5 3.2	2 1.3	24 15.3	4 2.5	
母親の 就労 状況	フルタイム	50 100.0	15 30.0	9 18.0	11 22.0	1 2.0	34 68.0	1 2.0	1 2.0	2 4.0	2 4.0	
	パートタイム	52 100.0	29 55.8	7 13.5	21 40.4	1 1.9	4 7.7	24 46.2	3 5.8	0 0.0	6 11.5	2 3.8
	働いていない	51 100.0	44 86.3	6 11.8	27 52.9	1 2.0	7 13.7	13 25.5	1 2.0	1 2.0	15 29.4	0 0.0
	無回答	4 100.0	3 75.0	1 25.0	2 50.0	0 0.0	1 25.0	1 25.0	0 0.0	0 0.0	1 25.0	0 0.0

※母親の就労状況別の割合が全体の割合を5ポイント以上上回っているものについて、網掛けをしています。

<高学年>

	全体	自宅	友人・知人宅 祖父母宅や	習い事・ 学習塾	児童センター	放課後 子ども教室	こどもルーム (学童 保育所)	プレーパーク	ファミリー・ サポート・ センター	館、公園など (公民 館、その他)	無回答	
全体	157 100.0	120 76.4	24 15.3	86 54.8	6 3.8	18 11.5	37 23.6	4 2.5	1 0.6	33 21.0	7 4.5	
母親の 就労 状況	フルタイム	50 100.0	33 66.0	8 16.0	20 40.0	1 2.0	6 12.0	17 34.0	1 2.0	1 2.0	3 6.0	3 6.0
	パートタイム	52 100.0	41 78.8	6 11.5	31 59.6	2 3.8	4 7.7	11 21.2	3 5.8	0 0.0	11 21.2	3 5.8
	働いていない	51 100.0	42 82.4	9 17.6	33 64.7	3 5.9	8 15.7	9 17.6	0 0.0	0 0.0	17 33.3	1 2.0
	無回答	4 100.0	4 100.0	1 25.0	2 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 50.0	0 0.0

※母親の就労状況別の割合が全体の割合を5ポイント以上上回っているものについて、網掛けをしています。

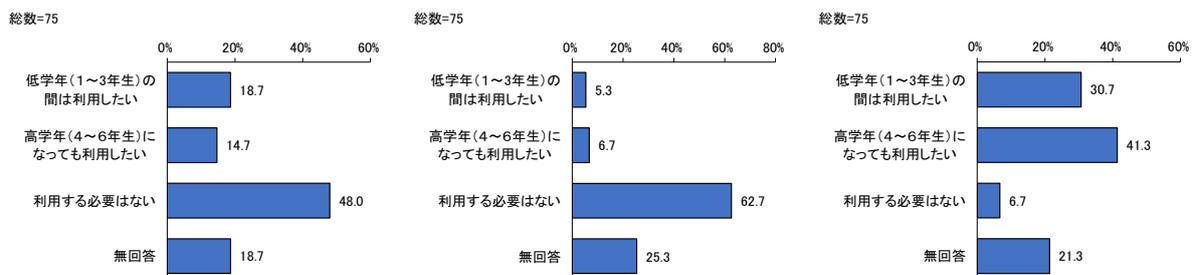
②土曜日、日曜日・祝日、長期休暇期間中のこどもルームの利用希望

土曜日の利用希望は低学年が 33.4%、高学年が 14.7%、長期休暇期間中の利用希望は低学年が 72.0%、高学年が 41.3%となっています。

<土曜日>

<日曜日・祝日>

<長期休暇期間中>



(7) 経済的に困難を抱える家庭の状況について

①家庭の主観的経済状況

家計の状態が“苦しい”と感じている家庭（小学生の保護者）の割合は40.9%となっています。ひとり親家庭の“苦しい”の割合は69.7%を占めており、ひとり親家庭ではない回答者を約30ポイント上回っています。

		全体	ゆとりがある	ややゆとりがある	普通	やや苦しい	大変苦しい	わからない	無回答	ゆとりあり	普通	苦しい
全体		560 100.0	16 2.9	52 9.3	257 45.9	167 29.8	62 11.1	3 0.5	3 0.5	68 12.1	257 45.9	229 40.9
ひとり親家庭	ひとり親家庭	33 100.0	1 3.0	1 3.0	8 24.2	12 36.4	11 33.3	0 0.0	0 0.0	2 6.1	8 24.2	23 69.7
	ひとり親家庭ではない	522 100.0	15 2.9	50 9.6	248 47.5	155 29.7	50 9.6	3 0.6	1 0.2	65 12.5	248 47.5	205 39.3
	無回答	5 100.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	2 40.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0

※家庭形態別の割合が全体の割合を5ポイント以上上回っているものについて、網掛けをしています。

②特に必要としている公的な支援

「高校・大学など就学に必要な費用の補助」が57.7%で最も多く、「就学に必要な制服・文具等の学用品の支給」が31.1%、「親が居ない時間に子が安心して過ごせる場」が24.8%が続いています。

		全体	地域の就労情報の提供	就労に有利な資格取得にかかる支援	高校・大学など就学に必要な費用の補助	就学に必要な学用品の支給・文具等の学用品の補助	就学に必要な制服・文具等の学用品の支給	一時的に必要な資金を借りられること	住まい探しや住宅に関する支援	学校生活の悩みについて安心して相談できる窓口	学校や訪問など身近な場所での相談ができること	法律相談が受けられること	持った人と知り合えること	同じような悩みを共有できる場	親が居ない時間の子が安心して過ごせる場	等）があつたときの一時的な子ども預かり	急な用事（病気、事故等）があつたときの一時的な子ども預かり	病気の子どもを対象にした保育（病児保育）	その他	特にない	無回答
全体		560 100.0	39 7.0	55 9.8	323 57.7	174 31.1	23 4.1	33 5.9	57 10.2	11 2.0	21 3.8	23 4.1	139 24.8	120 21.4	53 9.5	28 5.0	66 11.8	19 3.4	66 11.8	19 3.4	
経済状況	ゆとりあり	68 100.0	2 2.9	7 10.3	32 47.1	16 23.5	3 4.4	0 0.0	9 13.2	2 2.9	3 4.4	3 4.4	19 27.9	19 27.9	8 11.8	3 4.4	14 20.6	2 2.9	14 20.6	2 2.9	
	普通	257 100.0	17 6.6	23 8.9	139 54.1	60 23.3	2 0.8	10 3.9	32 12.5	5 1.9	12 4.7	14 5.4	66 25.7	50 19.5	22 8.6	9 3.5	34 13.2	11 4.3	34 13.2	11 4.3	
	苦しい	229 100.0	18 7.9	25 10.9	151 65.9	97 42.4	18 7.9	23 10.0	16 7.0	4 1.7	6 2.6	6 2.6	53 23.1	51 22.3	23 10.0	16 7.0	18 7.9	3 1.3	18 7.9	3 1.3	
	わからない	3 100.0	2 66.7	0 0.0	1 33.3	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
	無回答	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
ひとり親家庭	ひとり親家庭	33 100.0	5 15.2	3 9.1	19 57.6	21 63.6	1 3.0	9 27.3	1 3.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 3.0	4 12.1	1 3.0	1 3.0	1 3.0	3 9.1	1 3.0	
	ひとり親家庭ではない	522 100.0	34 6.5	51 9.8	303 58.0	153 29.3	21 4.0	24 4.6	56 10.7	11 2.1	21 4.0	23 4.4	137 26.2	115 22.0	52 10.0	27 5.2	63 12.1	15 2.9	63 12.1	15 2.9	
	無回答	5 100.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 60.0	

※家庭形態別の割合が全体の割合を5ポイント以上上回っているものについて、網掛けをしています。

③子ども食堂の利用意向

子ども食堂の利用意向は、経済状況が苦しいと感じている家庭でやや高く、5割を超えています。ひとり親家庭では「行かせたくない」の割合が9.1%であり、ひとり親家庭ではない回答者や全体を上回っています。

	全体	行かせたい	行かせたい 条件が合えば、 時間や場所等の 行かせたくない	行かせたくない	行かせない 必要がない	無回答	
全体	560 100.0	38 6.8	238 42.5	16 2.9	259 46.3	9 1.6	
経済状況	ひとりあり	68 100.0	9 13.2	18 26.5	0 0.0	40 58.8	1 1.5
	普通	257 100.0	12 4.7	114 44.4	3 1.2	125 48.6	3 1.2
	苦しい	229 100.0	17 7.4	104 45.4	12 5.2	94 41.0	2 0.9
	わからない	3 100.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0
	無回答	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0

※家庭の経済状況別の割合が全体の割合を5ポイント以上上回っているものについて、網掛けをしています。

	全体	行かせたい	行かせたい 条件が合えば、 時間や場所等の 行かせたくない	行かせたくない	行かせない 必要がない	無回答	
全体	560 100.0	38 6.8	238 42.5	16 2.9	259 46.3	9 1.6	
ひとり親家庭	ひとり親家庭	33 100.0	2 6.1	14 42.4	3 9.1	14 42.4	0 0.0
	ひとり親家庭 ではない	522 100.0	36 6.9	222 42.5	13 2.5	244 46.7	7 1.3
	無回答	5 100.0	0 0.0	2 40.0	0 0.0	1 20.0	2 40.0

※家庭形態別の割合が全体の割合を5ポイント以上上回っているものについて、網掛けをしています。

④無料塾の利用意向

無料塾の利用意向は、経済状況が苦しいと感じている家庭でやや高く75.5%となっています。ひとり親家庭では78.8%であり、ひとり親家庭ではない回答者や全体を上回っています。

	全体	行かせたい	行かせたい 条件が合えば、 時間や場所等の 行かせたくない	行かせたくない	行かせない 必要がない	無回答	
全体	560 100.0	40 7.1	356 63.6	12 2.1	142 25.4	10 1.8	
経済状況	ひとりあり	68 100.0	6 8.8	39 57.4	0 0.0	23 33.8	0 0.0
	普通	257 100.0	12 4.7	164 63.8	3 1.2	74 28.8	4 1.6
	苦しい	229 100.0	22 9.6	151 65.9	8 3.5	45 19.7	3 1.3
	わからない	3 100.0	0 0.0	2 66.7	1 33.3	0 0.0	0 0.0
	無回答	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0

※家庭の経済状況別の割合が全体の割合を5ポイント以上上回っているものについて、網掛けをしています。

	全体	行かせたい	行かせたい 条件が合えば、 時間や場所等の 行かせたくない	行かせたくない	行かせない 必要がない	無回答	
全体	560 100.0	40 7.1	356 63.6	12 2.1	142 25.4	10 1.8	
ひとり親家庭	ひとり親家庭	33 100.0	4 12.1	22 66.7	1 3.0	6 18.2	0 0.0
	ひとり親家庭 ではない	522 100.0	36 6.9	331 63.4	11 2.1	136 26.1	8 1.5
	無回答	5 100.0	0 0.0	3 60.0	0 0.0	0 0.0	2 40.0

※家庭形態別の割合が全体の割合を5ポイント以上上回っているものについて、網掛けをしています。

3 子どもの生活状況調査の結果概要

(1) 実施概要

家庭の経済的状況を要因とした子どもの生活状況や意識、子どもの貧困の解消に向けた支援に対するニーズを把握し、市が取り組むべき施策の検討をするために、「四街道市子どもの生活状況調査」（以下、「生活状況調査」という。）を実施しました。

- 調査地域：四街道市全域
- 調査方法：郵送配布、郵送回収方式
- 調査期間：令和5年12月1日～12月20日
- 調査対象及び回収結果：

	配付数	有効回答数	有効回答率
①小学生の保護者 (小学5年生)	877	413	47.1%
②中学生の保護者 (中学2年生)	906	404	44.6%
③子ども (小学5年生)	877	412	47.0%
④子ども (中学2年生)	906	399	44.0%

(2) 成績や進学希望について

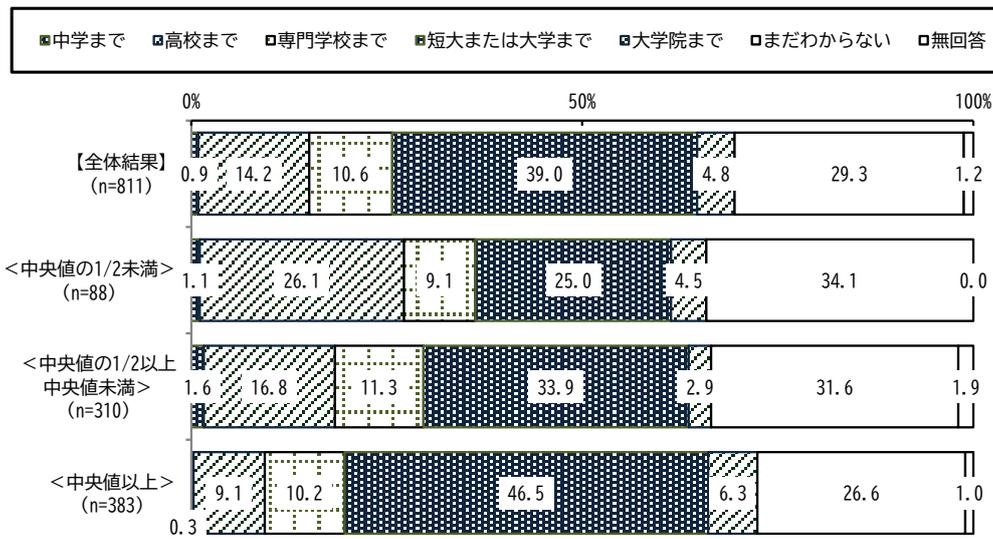
①成績への自己評価

低所得世帯（中央値の1/2未満の世帯をいう。以下同じ。）では「下のほう」が全体平均よりも高く、「上のほう」が低い傾向があります。



②希望する進学先

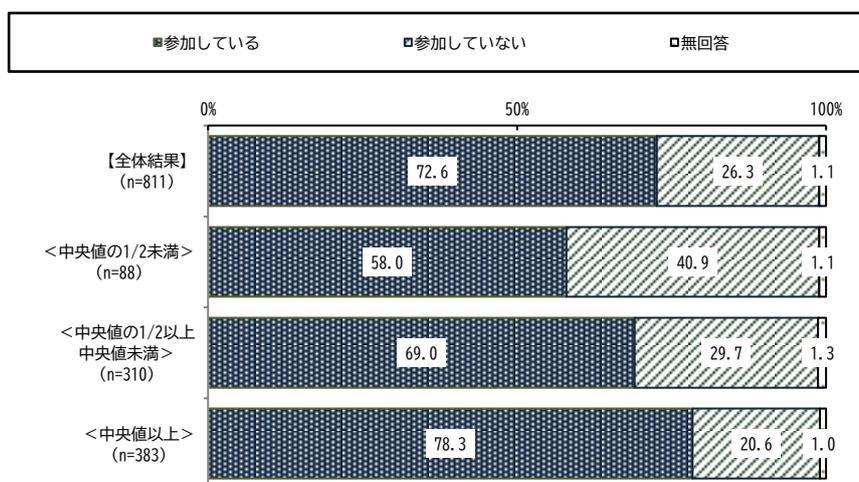
低所得世帯では「高校まで」の進学意向が高く、収入が高くなる層ほど「短大または大学まで」の進学意向がより強くなります。



(3) 諸活動への参加状況や習い事の実施状況について

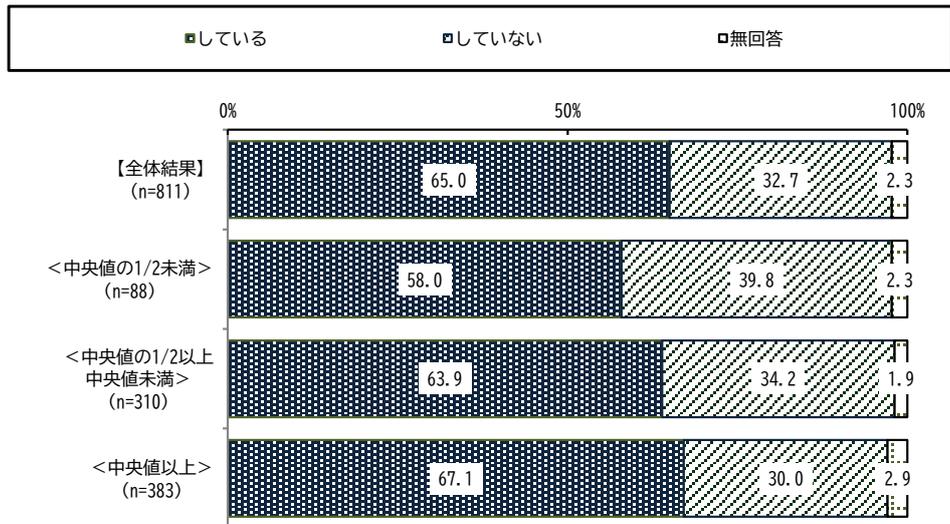
①諸活動（地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動）への参加状況

低所得世帯では「参加している」割合が6割弱と他の層よりも低くなっています。



②習い事の実施状況

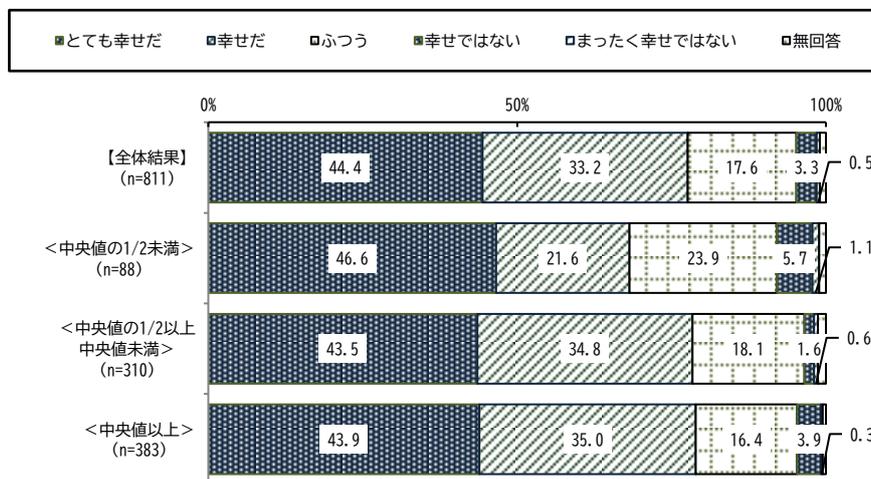
低所得世帯では習い事をしている割合が他の層よりも比較的低くなっています。



(4) 幸福感や子どもの情緒の問題、逆境体験について

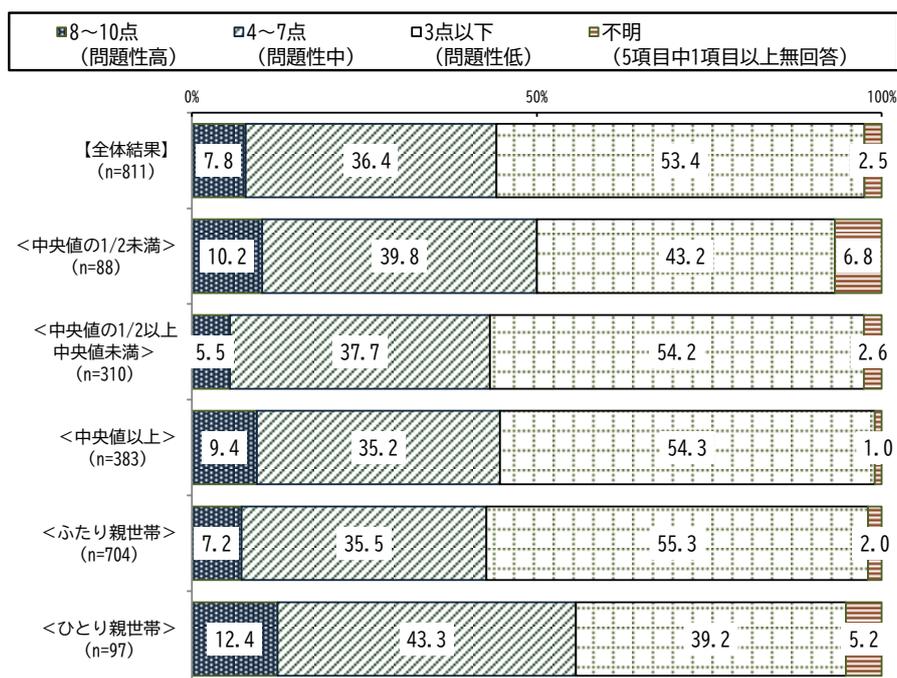
①幸福感

低所得世帯では「とても幸せだ」と回答した割合は他の層より若干高くなっていますが、「幸せだ」と回答した割合は約2割と低く、『幸せでない』と感じる割合が他の層よりも高くなっています。



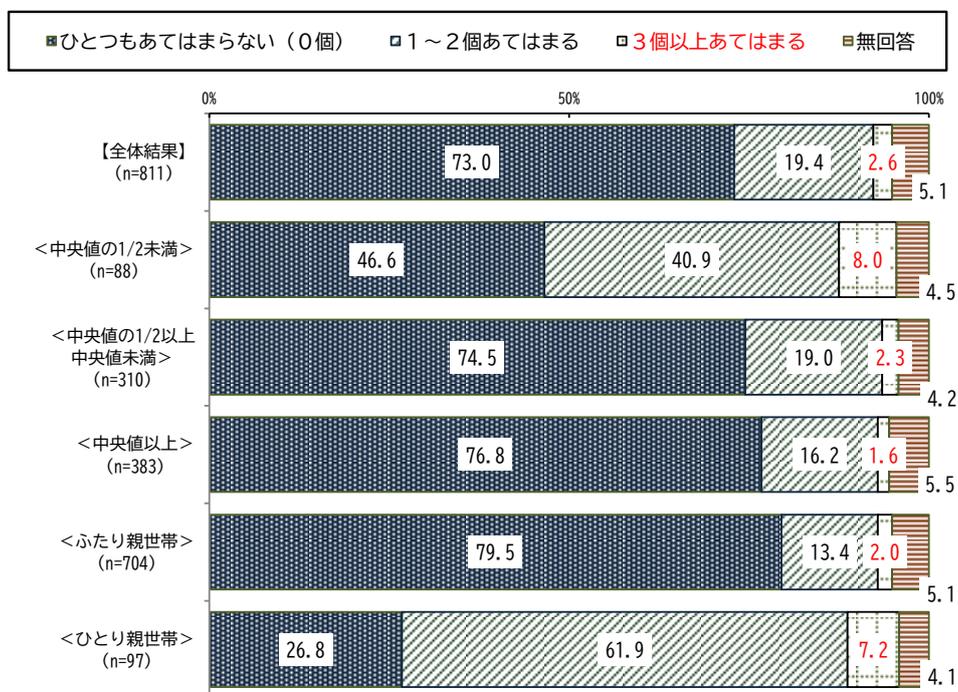
②情緒の問題

低所得世帯とひとり親世帯の子どもでは、「問題性の高い」子どもの割合が1割を超えています。



③逆境体験

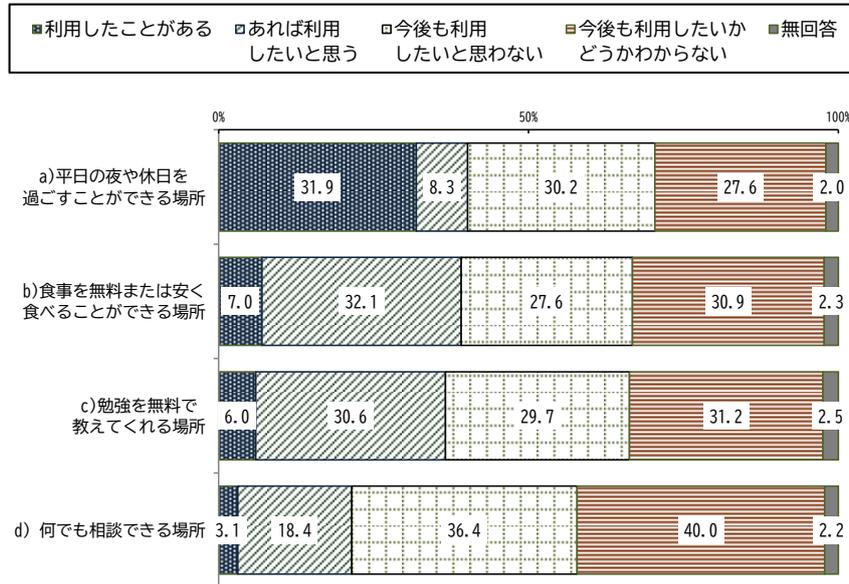
低所得世帯とひとり親世帯の子どもでは、「ひとつもあてはまらない」の割合が他の層に比べてかなり低く、逆境体験にあてはまる項目が多いことがわかりました。



(5) 各種施設や場所の利用経験や利用意向

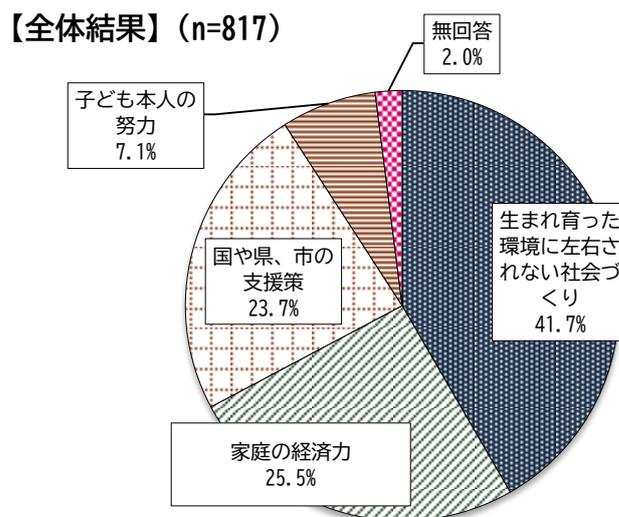
『平日の夜や休日を過ごす場所』（放課後等デイサービス、児童センター、プレーパーク等）の利用経験率は抜き出て高くなっていますが、「今後も利用したいと思わない」の割合も同程度となっています。

『食事や勉強に関連する施設』（こども食堂等）の利用経験率は低いですが、「利用したい」と思っている子どもの割合は比較的高くなっています。



(6) 子どもの成長にとって最も重要なこと

最も重要だと考えられているのは「生まれ育った環境に左右されない社会づくり」、次いで「家庭の経済力」、「国や県、市の支援策」、「子ども本人の努力」の順となっています。



4 こども・若者等・市民活動団体の意見

本計画策定の参考とするため、こども・若者等やこどもに関わる活動を行っている市民活動団体から意見聴取を行いました。実施概要は以下の通りです。

	調査名	実施時期	対象	方法	内容	回答数等
1	市民への意見募集	令和6年 4月1日 ～5月17日	・小学5年生～29歳 ・子育て中の者 ・子育て支援に関する活動をしている者 (市内在住または在学・在勤)	市政だより、市HP、駅掲示、公共施設でのチラシ設置で広報WEBフォーム、メール、郵送、意見箱への投函により提出	任意のテーマに関する課題・要望、課題を解決するためのアイデア、アイデアによる効果について	19件
2	小中学生への意見募集	令和6年 5月13日 ～5月31日	・小学5年生 ～中学3年生 (市内在学)	市内小中学校で説明(学校へ依頼)タブレットからWEBフォームで提出		2,944件
3	高校生への意見募集	令和6年 6月17日 ～7月5日	・高校1～3年生 (市内在住または在学)	市内高校でチラシ配布WEBフォームで提出		9件
4	こどもルームでのインタビュー	令和6年 7月1日 7月9日	・こどもルームを利用しているこども	こどもルームに訪問し、利用中のこどもにインタビュー形式で聞き取り(市長参加) 訪問先：四和小学校ひかりルーム・のぞみルーム、八木原小学校けやきルーム・ひのきルーム		67人
5	森まつりアンケート	令和6年 3月16日	・プレーパークどんぐりの森で開催した森まつりに来場したこども(主に未就学児～小学生) ・スタッフとして参加しているこども(主に中学生)とおとな	森まつり開催中にアンケート用紙を配布し、その場で回答(年齢に応じて、保護者を交えたインタビュー形式で聞き取り)	気になっていること、そのことで困っていること、解決するためのアイデアについて	75人
6	中学生のワークショップ	令和6年 7月30日	・中学1～3年生	オンライン(Teams)で開催し、4グループに分かれての討論と発表	5つのテーマから1～2つを選択し、テーマに関する課題・要望、課題を解決するためのアイデア、アイデアによる効果について	19人
7	高校生のワークショップ	令和6年 7月30日	・高校1～3年生	市保健センターで開催し、2グループに分かれての討論と発表(市長参加)		8人
8	市民活動団体へのインタビュー	令和6年 7月24日	・市内でこどもや子育て家庭に関する活動をしている市民団体	市役所で開催し、各団体1～2人×3～5団体ずつのグループインタビュー形式で聞き取り	こども・子育て家庭を取り巻く状況や課題、市が推進すべき施策等について	12団体
9	意見を聴かれにくいこどもへのアンケート	令和6年 9月6日 ～9月24日	・不登校のこども ・外国人のこども ・障がいのあるこどもなど	放課後等デイサービスなどを利用中のこどもや保護者にアンケート形式またはインタビュー形式で聞き取り	気になっていること、任意のテーマに関する課題・要望、課題を解決するためのアイデアについて	37人
10	事業所調査	令和6年 8月9日 ～8月30日	・市内認定こども園 ・幼稚園 ・保育所等 ・こどもルーム運営事業者	市内の事業所または運営事業者にアンケート調査票を送付	教育・保育施設等の運営上の課題や今後の意向などについて	31事業所

5 本市の子ども・若者・子育て支援に係る課題の整理

ニーズ調査、生活状況調査、子ども・市民活動団体の意見などから、これからの子ども・子育て支援における課題を以下の通り整理しました。

ニーズ調査	子どもの生活状況調査	市民への意見募集	小中学生への意見募集	高校生への意見募集	子どもルームでのインタビュー	森まつりアンケート	中学生・高校生のワークショップ	市民活動団体へのインタビュー	意見を聴かれない子どもへのアンケート	事業所調査	課題
子どものしつけや生活習慣に関する悩みが多い			いじめ防止プログラムの導入、教育プログラムの充実、カウンセリングの強化が提案されている					コロナ禍により子どもや親の社会的な繋がりが希薄化し、孤立感が強まっている	外出時、困ったときに相談できる場所が求められている		⇒ 相談支援体制の強化
子育てのストレスや保護者の心理的負担が大きい										育児支援や福利厚生強化が求められており、住宅補助や時短勤務の支援制度の拡充が期待されている	⇒ 子育て支援事業の拡充
子どもの将来や教育に関する不安がある											
日常的な育児サポートが不足している											
子育て支援センターや地域子育て支援拠点事業の利用率が約1割											
父親の約8割が育児休業を利用していない		駅前子どもを預け、各園へ送迎するシステムの導入が提案されている								支援員や保育士の給与改善が急務であり、特に、民間と公務員の間に給与格差の是正が必要である	⇒ 多様な保育サービスの充実、柔軟な働き方の推進
一時的な預かりサービスの利用と需要が一定数ある										保育士の確保が難しい	
宿泊を伴う一時的な預かりサービスの需要が一定数ある										施設が老朽化しているが、修繕費用の確保が難しい	
病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった場合、母親が仕事を休んでいるケースが多い										児童発達支援や学童保育、医療的ケア児の対応など、多様なニーズに応える体制の整備が求められている	
子育て支援サービスの認知度にばらつきがあり、利用したことがある割合が全体的に低い						雨の日に遊べる施設が求められている		プレーパークの支援等、市の施策をもっとアピールすべきという意見があった			⇒ 施策や支援サービスの認知度の向上・利用促進
子育てに関する情報が十分に提供されておらず、アクセスに困難を感じている保護者がいる											
子育てに関する費用の負担が大きいと感じる保護者がいる	低所得世帯やひとり親世帯の保護者は、生活費や子どもの教育費に対する経済的なプレッシャーが大きく、日常的なストレスが増加している	0～2歳児の保育園無償化を求める声が多く寄せられている								不妊治療への助成金援助と治療休暇の推奨を求める意見がある	⇒ 妊娠・出産・子育て費用の負担軽減
		不登校児童生徒が増加しており、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保と支援強化を求める意見がある								学校以外の学習支援環境の充実が求められている	⇒ 不登校児童生徒の支援強化
		不登校児童向けの居場所を提供し、学びの選択肢を増やすことを求める意見がある									

(1) 相談支援体制の強化

コロナ禍により子どもや保護者の社会的な繋がりが希薄化し、孤立感が強まった影響のためか、子どもに関する悩みや子育てのストレスを抱えている人が多くなっています。また、いじめの未然防止に向けた早期対応の強化も求められています。子どもや保護者が気軽に相談でき、必要に応じて専門的な支援につなぐ体制づくりが必要です。

(2) 子育て支援事業の拡充

緊急時や用事の際には、子どもを祖父母等の親族に預けることができる家庭がいる一方で、預かって貰えない家庭もあり、日常的な育児サポートが十分とはいえない状況です。子育て支援センターやファミリー・サポート・センターの拡充や地域住民やボランティアを活用した育児サポートのネットワークを拡充し、育児支援の手厚い体制を整えることが必要です。

(3) 多様な保育サービスの充実、柔軟な働き方の推進

近年、経済的な安定が得られることなどを理由に共働き世帯は増加しており、様々な保育サービスのニーズが拡大しています。病気などで教育・保育事業が利用できなかった場合、母親が仕事を休んでいるケースが多くなっており、一時的な預かりサービスの利用と需要が高まっています。家族以外の預かり手の確保を図り、保護者が安心して利用できる環境を整えることが必要です。

(4) 施策や支援サービスの認知度の向上・利用促進

子育て支援サービスの認知度にはばらつきがあり、利用率が全体的に低くなっています。しかしながら多様化するニーズに対応したサービスの提供が求められていることから、子育て支援サービスの積極的な周知と情報提供を行い、認知度の向上や、利用促進を図る必要があります。

(5) 妊娠・出産・子育て費用の負担軽減

子育てに関する費用の負担が大きいと感じている親は多くまた、低所得世帯やひとり親世帯も生活費や、子どもの教育費に対する経済的なプレッシャーが大きく、日常的にストレスを抱えやすい傾向にあります。子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えていくことが必要です。

(6) 不登校児童生徒の支援強化

不登校の生徒は増加しており、不登校対策として子ども達が安心して学習に取り組めるよう、多様な学びの更なる充実や、相談体制の強化など、生徒や保護者に寄り添った支援が求められています。

(7) こどもの居場所づくり

図書館や公民館等の自習スペースは、場所や利用方法等の情報が不十分であると指摘されています。そのため、自習スペース等の認知度向上のため、存在を広く周知することが必要です。また、子ども食堂については、欠食の解消や地域交流の場などの役割が期待されることから、居場所を必要とする子どもや保護者に対する周知、子ども食堂を運営する団体に対する支援が求められており、こどもが安心して過ごすことのできる場、心身の安全を保つことのできる場の確保が必要です。

(8) こどもの安心安全の確保

公園や学校の施設の老朽化対策や通学路の整備、交通安全対策の強化が求められています。安全で楽しい遊び場の提供や歩行者の安全確保のため、定期的な設備のメンテナンスや狭い道や暗い道など事故リスクの高い通学路の整備等が必要です。

(9) 学校生活での支援強化

学校生活面では、一人ひとりにあった学びや特別活動、学校給食を通じた望ましい食生活の支援などが求められています。そのため、これまでの学力の育成やキャリア教育、安全安心でバランスの取れた学校給食を更に充実させていくことが必要です。

(10) 地域活動の活性化支援

子育て支援を行う団体等で共通して見られる問題として人員不足があり、スタッフやボランティアの確保が難しい状況です。また、活動場所の確保も難しいため、活動の内容や規模が制約されています。こどもたちが健全に育つ環境を整えるためには、担い手や資金の確保などを通じて活動の活性化が図られるよう、各団体と行政、地域社会が一丸となって取り組んでいくことが必要です。

(11) 低所得世帯への経済的支援

低所得世帯では、健康面では、栄養バランスの取れた食事を十分に摂取できてないこどももおり、健康診断や予防接種の受診も遅れがちとなっています。学習面では、経済的な理由で塾や習い事に通えないこどもが多く、教育機会の格差が存在しています。この格差は、こどもたちの学力や進路選択に悪影響を及ぼす可能性が高いと考えられます。低所得世帯への支援を強化し経済的負担を軽減することで、格差のない環境を整えていくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、将来に向かって、めざすべきまちづくりの方向性を四街道市総合計画において「幸せつなぐ 未来への道しるべ」と定め、現役世代をはじめ、こどもから高齢者まで、様々な年代や立場から見たそれぞれが想う幸せな未来へとつなぐため、4つの街づくりの道を設定し、四街道のまちづくりに関わるすべての人たちが手を携えながら、未来に向けたまちづくりを進めております。

本市におけるこどもに関する計画については、これまでも総合計画の考え方との整合性を図った上で策定しており、前計画では、「すくすく子育て・地域で子育て 四街道」を基本理念として各種の施策を推進してきました。

この理念には、こどもは「生きる力」「今とこれからを生き抜く力」を生まれ持っており、その自立心の育成、心身の調和のとれた発達のために、地域全体でこどもの成長や子育て家庭に理解や関心を持ち、寄り添うことが大切であるとの思いが込められており、それは今後も変わらず持ち続けるべき理念であると考えます。

さらに本計画では、こどもたちとともに未来を創り、成長していくために、多様な背景や価値観を大切にしながらこどもたちの声に耳を傾け、政策に反映していく仕組みづくりを推進していくとともに、こどもからおとなに成長する過程の青年期に社会的自立を果たすための力を身につけることができるよう、若者に対する支援を充実していくことも目標としています。

以上のことから、引き続き前計画の基本理念の趣旨を踏襲しつつ、「こどもまんなか社会」の主役であるこどもの視点と若者支援の視点を組み込み、新たな基本理念を「○○○……」と決めました。

この基本理念に基づき、誕生前の妊娠期からこどもたちが自ら歩き出す青年期まで切れ目のない支援が行えるよう、地域住民と行政が一体となって、地域（みんな）でこども・若者を応援するまちをめざします。

基本理念(スローガン)

2 基本方針

本計画では、基本理念を実現するために、次の5つの基本方針を設定して、それらを柱として総合的にこども・若者・子育て支援に関する各施策を推進していきます。

基本方針1 こどもの育ちを支える教育・保育体制の推進

乳幼児期はこどもの将来にわたる幸せな状態（ウェルビーイング）の基礎を培う重要な時期であることから、安全・安心な環境の中で育ち・学ぶことができるよう、教育・保育の質の向上と多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

また、子育て当事者の育児に関する悩み・不安・負担に対応するため、子育て家庭を包括的に支援する体制の強化や、子育て支援に関するサービス量の拡充を図ります。

さらに、行政と地域住民が連携しながら多世代も含めた交流の場を提供し、子育て世代が抱く孤立感や負担感の解消が図れるよう、地域全体で「子育て」と「こどもの育ち」を支えるための取り組みを推進します。

基本方針2 こどもと親の心とからだの健康づくり

こどもの健やかな成長を促進するため、妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない相談支援として、こどもと子育て当事者に寄り添った相談や検診を実施し、必要に応じて専門的な支援に繋げていきます。

また、こどもの健康を管理する正しい知識を普及し、日頃からこどもが安心して医療機関を受診できるよう、医療費を助成すると共に、小児救急医療体制について周知を図ることで、健康や医療に関する不安を軽減します。

基本方針3 こども・若者の権利を守り、豊かな心を育む育成環境の整備

権利の主体であるこども・若者が自らの権利について理解を深めることができるよう、こどもの権利の普及啓発活動や人権教育を推進します。

また、こどもが多様な遊びや体験活動を通じて豊かな心を育み成長していくことができる環境を推進するため、こどもルームや放課後子ども教室の利用を促進する他、各種団体と連携しながら、様々な遊び場や生活の場、活動の場をこども達の居場所として提供します。

さらに、次代を担う若者世代が将来への夢や希望、ふるさとへの誇りや愛着を持つことができるための取り組みを促進します。

基本方針4 すべての子どもと子育て家庭を支える取組の充実

家族が相互に協力しながら子どもと向き合い、仕事と子育てを両立していけるよう、一人ひとりに適したワークライフバランスの実現に向けた取組や、共働き・共育てを応援する取組を推進します。

また、配慮が必要なひとり親家庭や障がいのある子どもに対しては、ライフステージに応じた一貫した支援が重要となることから、切れ目のない支援を推進します。

さらに、後を絶たない子どもへの虐待や貧困といった、困難な問題に直面する子どもや若者への支援に取り組みます。

基本方針5 子どもを中心としたまちづくりの推進

子どもや子育て当事者の目線に立ち、子どもにやさしい住環境の充実が図られるよう、地域の実情に応じた道路や公共施設に係る整備や、三世代同居・近居への支援などを行い、子どもと子育て家庭に配慮したまちづくりを推進します。

また、子ども達が事故や犯罪に巻き込まれることのないよう、日頃から交通安全や防犯に係る啓発や訓練を実施すると共に、家庭や地域、学校などが連携しながら一体となって子ども達の安全を守る取組を推進します。

3 施策の体系

※各担当課との調整により、施策はさらに追加する場合があります※

(1) 分野別の分類

『基本方針1 こどもの育ちを支える教育・保育体制の推進』

基本施策1. 就学前の教育・保育の充実

取組内容	施策名	ライフステージ別		
		全世代	世代別	子育て当事者
(1)教育・保育の提供体制の確保	①教育・保育の提供		●	
(2)教育・保育の一体的提供	①認定こども園の普及		●	
	②保幼小連携・接続の推進		●	
(3)幼児教育・保育の質の確保	①教育・保育施設等への指導等		●	
	②幼児教育・保育の質の確保に向けた体制整備		●	
(4)幼児教育・保育の保護者負担の軽減	①幼児教育・保育の無償化			●
	②実費徴収に係る補足給付事業			●
	③多様な事業者の参入促進・能力活用事業			●

基本施策2. 地域における子育て支援の充実

取組内容	施策名	ライフステージ別		
		全世代	世代別	子育て当事者
(1)相談体制・情報提供の充実	①利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）			●
	②子育て支援情報の提供			●
	③保健センター等における相談体制の充実			●
	④家庭児童相談			●
(2)ニーズに応じた多様な保育サービスの充実	①時間外保育事業（延長保育）			●
	②休日保育事業			●
	③一時預かり事業（幼稚園型）			●
	④一時預かり事業（幼稚園型以外）			●
	⑤地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）		●	●
	⑥病児・病後児保育事業		●	●
	⑦子育て短期支援事業			●
	⑧乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）			●
(3)子育て支援力の強化	①地域における子育て支援の推進			●
	②PTAの活動の支援			●
	③子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）			●
	④高齢者との交流			●
	⑤児童センターにおける子育て支援事業の充実			●
	⑥子育てサロンの充実			●
	⑦公民館における子育て教室			●
	⑧家庭教育の支援			●
	⑨民生・児童委員活動の支援			●

『基本方針2 こどもと親の心とからだの健康づくり』

基本施策1. 母子保健の充実

取組内容	施策名	ライフステージ別		
		全世代	世代別	子育て当事者
(1) 妊娠・出産からの切れ目のない支援の充実	① 妊娠期からの相談支援の充実（妊婦等包括相談支援事業）	●	●	
	② パパ・ママルームの充実	●	●	
	③ 産後早期の支援体制の充実（産後ケア事業）	●	●	
	④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	●	●	
	⑤ 乳幼児相談	●	●	
	⑥ 乳幼児家庭訪問	●	●	
	⑦ こころの健康づくり	●	●	
	⑧ ことばの相談事業	●	●	
	⑨ 保健推進員活動の支援	●	●	
(2) 健康診査・保健指導等の充実	① 妊婦一般健康診査	●	●	
	② 妊婦禁煙教育	●	●	
	③ 歯科健康教育・相談	●	●	
	④ 食生活に関する健康教育	●	●	
	⑤ 事故防止方法についての知識の普及	●	●	
	⑥ 乳幼児健康診査	●	●	
	⑦ 幼児歯科健康診査	●	●	
	⑧ 小児生活習慣病予防対策	●	●	
	⑨ 保育所集団健康診査	●	●	

基本施策2. 小児保健医療体制の充実

取組内容	施策名	ライフステージ別		
		全世代	世代別	子育て当事者
(1) 小児保健医療体制の充実	① 小児医療体制の情報提供	●	●	
	② 小児救急医療体制の充実	●	●	
	③ 予防接種	●	●	
	④ 医師会、歯科医師会、関係機関の支援と協力	●	●	
	⑤ 子ども医療対策事業	●	●	●
	⑥ 高校生等医療対策事業	●	●	●
	⑦ 未熟児養育医療	●	●	●

『基本方針3 こども・若者の権利を守り、豊かな心を育む育成環境の整備』

基本施策1. 健全な心身の成長に向けた支援

取組内容	施策名	ライフステージ別		
		全世代	世代別	子育て当事者
(1)放課後児童対策の推進	①放課後児童健全育成事業（こどもルーム）	●	●	
	②放課後子ども教室	●	●	
(2)こどもの居場所・遊び場の充実	①児童センター事業	●	●	
	②プレーパーク事業	●	●	
	③都市公園の充実	●	●	
	④こどもの居場所づくりの支援	●	●	
(3)こどもの多様な活動を応援する環境の推進	①子ども会活動の活性化	●	●	
	②芸術・文化活動の機会の拡大	●	●	
	③公民館での体験活動の活性化	●	●	
	④図書館サービスの充実	●	●	
	⑤国際交流事業	●	●	
	⑥スポーツ・レクリエーション活動の充実	●	●	
	⑦ボランティア活動への子どもの参加促進	●	●	
	⑧こどもの未来を応援する取組の推進	●	●	
	⑨親子体験型イベントの開催	●	●	
	⑩親子イベント情報の集約・発信	●	●	
	⑪誰かの欲しさに繋げようプロジェクト	●	●	
	⑫不登校や引きこもりの子どもの体験活動の支援	●	●	
(4)青少年の健全育成	①青少年健全育成活動の促進	●	●	
	②青少年相談体制の整備	●	●	
(5)こどもの権利の確保	①こどもの権利の周知啓発	●		
	②こどもの意見表明の環境づくり	●		
	③こどものまちづくりへの参加促進	●		

基本施策2. 若者と次代の親の育成に向けた支援

取組内容	施策名	ライフステージ別		
		全世代	世代別	子育て当事者
(1)健康教育・思春期保健の充実	①健康な生活習慣の啓発	●	●	
	②健康教育の充実	●	●	
	③思春期保健の推進	●	●	
	④食育の推進		●	
(2)次代を担う若者の育成とふるさとへの愛着の醸成	①学校教育における「次世代の親」の育成		●	
	②四街道ふるさとまつり	●		
	③四街道市への関心や愛着を醸成する取組の推進		●	
	④若者の結婚支援		●	

『基本方針4 すべての子どもと子育て家庭を支える取組の充実』

基本施策1. 仕事と家庭の両立支援

取組内容	施策名	ライフステージ別		
		全世代 共通	世代別	子育て 当事者
(1)多様な働き方ができる就労環境の整備	①育児・介護休業制度等の普及促進			●
	②就労支援			●
(2)共働き・共育での推進	①共働き・共育での推進			●

基本施策2. 配慮が必要な子ども・子育て家庭への切れ目のない支援

取組内容	施策名	ライフステージ別		
		全世代	世代別	子育て 当事者
(1)ひとり親家庭への支援	①母子・父子等自立支援			●
	②ひとり親家庭児童入学等祝金			●
	③ひとり親家庭に対する医療費助成			●
	④ひとり親家庭に対する学習支援			●
(2)障がいのある子どもへの支援	①相談支援体制の充実	●		
	②児童発達支援事業	●		
	③障がいのある子どもへの施設等利用支援	●		
	④行動援護・移動支援事業等の充実	●		
	⑤日中一時支援事業の充実	●		
	⑥保育所等訪問支援	●		
	⑦放課後等デイサービス	●		
	⑧居宅介護（ホームヘルプサービス）の充実	●		
	⑨短期入所（ショートステイ）の充実	●		
	⑩特別支援教育就学奨励費援助	●		●
	⑪重度心身障がい者（児）医療費助成	●		●
	⑫自立支援医療（育成医療）	●		●
	⑬医療的ニーズへの対応	●		
	⑭就学相談の充実	●		
	⑮医療的ケア児への保育施設等入所支援	●		
	⑯特別支援教育の充実	●		
(3)児童虐待防止対策・支援が必要な家庭への支援	①児童虐待防止の広報及び啓発	●		
	②養育支援訪問事業	●		
	③子どもを守る地域ネットワーク機能の強化	●		
	④助産施設入所措置	●	●	
	⑤子ども家庭センター	●	●	
	⑥子育て世帯訪問支援事業	●		
	⑦ペアレント・トレーニング（親子関係形成支援事業）	●		
(4)こどもの貧困の解消に向けた支援の推進	①こどもの貧困の解消に向けた支援の推進	●		
	②自立に向けた支援体制の強化	●		
	③就学援助制度	●		
(5)外国にルーツをもつ子ども・家庭への支援	①窓口等における言語に配慮した案内	●		
	②日本語指導が必要な児童生徒に対する言語・文化的相違への対応及び包括的支援	●		

『基本方針5 こどもを中心としたまちづくりの推進』

基本施策1. こども・子育てに配慮した生活環境の充実

取組内容	施策名	ライフステージ別		
		全世代	世代別	子育て 当事者
(1)子育てにやさしい 環境の整備	①安心して利用できる歩道の整備	●		
	②市内バス路線サービスの充実	●		
	③利用しやすい公共施設の整備	●		
	④外出しやすい環境の整備	●		
	⑤三世代同居・近居への支援	●		
(2)身近な安全の強化	①交通安全教室・交通安全運動の推進	●		
	②シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用 の徹底	●	●	
	③交通安全施設の整備	●		
	④消費者教育の推進	●		
	⑤「こども110番の家」の充実	●		
	⑥防犯対策の推進	●		
	⑦子どもの防犯・防災・安全意識の向上	●		
	⑧不審者情報の提供	●		
	⑨通学路の安全点検	●		

(2) ライフステージ別の分類

こども大綱では、「こどもまんなか社会」を実現するためのこども施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえるとともに、特定のライフステージのみでなくライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下で取り組んでいくことが重要であると示されています。

本計画においても、その趣旨を踏まえ、施策をライフステージ別に整理し、こども・若者の視点に立って分かりやすく提示するとともに、施策の推進及び計画の評価をする際に留意します。

『すべてのライフステージに共通する支援』

こども・若者の権利擁護	
3-1.- (5)-①こどもの権利の周知啓発	3-1.- (5)-③こどものまちづくりへの参加促進
3-1.- (5)-②こどもの意見表明の環境づくり	
多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	
3-1.- (1)-①放課後児童健全育成事業（こどもルーム）	3-1.- (3)-⑧こどもの未来を応援する取組の推進
3-1.- (1)-②放課後子ども教室	3-1.- (3)-⑨親子体験型イベントの開催
3-1.- (2)-①児童センター事業	3-1.- (3)-⑩親子イベント情報の集約・発信
3-1.- (2)-②プレーパーク事業	3-1.- (3)-⑪誰かの欲しさに繋げようプロジェクト
3-1.- (2)-③都市公園の充実	3-1.- (3)-⑫不登校や引きこもりの子どもの体験活動の支援
3-1.- (2)-④子どもの居場所づくりの支援	3-2.- (2)-②四街道ふるさとまつり
3-1.- (3)-①子ども会活動の活性化	4-2.- (5)-①窓口等における言語に配慮した案内
3-1.- (3)-②芸術・文化活動の機会の拡大	4-2.- (5)-②日本語指導が必要な児童生徒に対する言語・文化的相違への対応及び包括的支援
3-1.- (3)-③公民館での体験活動の活性化	5-1.- (1)-①安心して利用できる歩道の整備
3-1.- (3)-④図書館サービスの充実	5-1.- (1)-②市内バス路線サービスの充実
3-1.- (3)-⑤国際交流事業	5-1.- (1)-③利用しやすい公共施設の整備
3-1.- (3)-⑥スポーツ・レクリエーション活動の充実	5-1.- (1)-④外出しやすい環境の整備
3-1.- (3)-⑦ボランティア活動への子どもの参加促進	5-1.- (1)-⑤三世同居・近居への支援
こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	
2-1.- (1)-①妊娠期からの相談支援の充実（妊婦等包括相談支援事業）	2-1.- (2)-⑥乳幼児健康診査
2-1.- (1)-②パパ・ママルームの充実	2-1.- (2)-⑦幼児歯科健康診査
2-1.- (1)-③産後早期の支援体制の充実（産後ケア事業）	2-1.- (2)-⑧小児生活習慣病予防対策
2-1.- (1)-④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん）	2-1.- (2)-⑨保育所集団健康診査
2-1.- (1)-⑤乳幼児相談	2-2.- (1)-①小児医療体制の情報提供
2-1.- (1)-⑥乳幼児家庭訪問	2-2.- (1)-②小児救急医療体制の充実
2-1.- (1)-⑦こころの健康づくり	2-2.- (1)-③予防接種
2-1.- (1)-⑧ことばの相談事業	2-2.- (1)-④医師会、歯科医師会、関係機関の支援と協力
2-1.- (1)-⑨保健推進員活動の支援	2-2.- (1)-⑤子ども医療対策事業
2-1.- (2)-①妊婦一般健康診査	2-2.- (1)-⑥高校生等医療対策事業
2-1.- (2)-②妊婦禁煙教育	2-2.- (1)-⑦未熟児養育医療
2-1.- (2)-③歯科健康教育・相談	3-2.- (1)-①健康な生活習慣の啓発
2-1.- (2)-④食生活に関する健康教育	3-2.- (1)-②健康教育の充実
2-1.- (2)-⑤事故防止方法についての知識の普及	3-2.- (1)-③思春期保健の推進
こどもの貧困対策	
4-2.- (4)-①こどもの貧困の解消に向けた支援の推進	4-2.- (4)-③就学援助制度
4-2.- (4)-②自立に向けた支援体制の強化	

障がい児支援・医療的ケア児への支援	
4-2.-(2)-①相談支援体制の充実	4-2.-(2)-⑨短期入所（ショートステイ）の充実
4-2.-(2)-②児童発達支援事業	4-2.-(2)-⑩特別支援教育就学奨励費援助
4-2.-(2)-③障がいのある子どもへの施設等利用支援	4-2.-(2)-⑪重度心身障がい者（児）医療費助成
4-2.-(2)-④行動援護・移動支援事業等の充実	4-2.-(2)-⑫自立支援医療（育成医療）
4-2.-(2)-⑤日中一時支援事業の充実	4-2.-(2)-⑬医療的ニーズへの対応
4-2.-(2)-⑥保育所等訪問支援	4-2.-(2)-⑭就学相談の充実
4-2.-(2)-⑦放課後等デイサービス	4-2.-(2)-⑮医療的ケア児への保育施設等入所支援
4-2.-(2)-⑧居宅介護（ホームヘルプサービス）の充実	4-2.-(2)-⑯特別支援教育の充実
児童虐待防止対策と社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援	
4-2.-(3)-①児童虐待防止の広報及び啓発	4-2.-(3)-⑤こども家庭センター
4-2.-(3)-②養育支援訪問事業	4-2.-(3)-⑥子育て世帯訪問支援事業
4-2.-(3)-③子どもを守る地域ネットワーク機能の強化	4-2.-(3)-⑦ペアレント・トレーニング（親子関係形成支援事業）
4-2.-(3)-④助産施設入所措置	
こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	
3-1.-(4)-①青少年健全育成活動の促進	5-1.-(1)-⑥防犯対策の推進
3-1.-(4)-②青少年相談体制の整備	5-1.-(1)-⑦子どもの防犯・防災・安全意識の向上
5-1.-(1)-②シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用徹底	5-1.-(1)-⑧不審者情報の提供
5-1.-(1)-③交通安全施設の整備	5-1.-(1)-⑨通学路の安全点検
5-1.-(1)-④消費者教育の推進	5-1.-(2)-①交通安全教室・交通安全運動の推進
5-1.-(1)-⑤「こども110番の家」の充実	

『ライフステージに応じた支援』

こどもの誕生前から幼児期まで	
1-1.-(1)-①教育・保育の提供	2-1.-(1)-⑨保健推進員活動の支援
1-1.-(2)-①認定こども園の普及	2-1.-(2)-①妊婦一般健康診査
1-1.-(2)-②保幼小連携・接続の推進	2-1.-(2)-②妊婦禁煙教育
1-1.-(3)-①教育・保育施設等への指導等	2-1.-(2)-③歯科健康教育・相談
1-1.-(3)-②幼児教育・保育の質の確保に向けた体制整備	2-1.-(2)-④食生活に関する健康教育
1-2.-(2)-⑤地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	2-1.-(2)-⑤事故防止方法についての知識の普及
1-2.-(2)-⑥病児・病後児保育事業	2-1.-(2)-⑥乳幼児健康診査
2-1.-(1)-①妊娠からの相談支援の充実（妊婦等包括相談支援事業）	2-1.-(2)-⑦幼児歯科健康診査
2-1.-(1)-②パパ・マールの充実	2-1.-(2)-⑧小児生活習慣病予防対策
2-1.-(1)-③産後早期の支援体制の充実（産後ケア事業）	2-1.-(2)-⑨保育所集団健康診査
2-1.-(1)-④乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん）	2-2.-(1)-⑦未熟児養育医療
2-1.-(1)-⑤乳幼児相談	3-2.-(1)-①健康な生活習慣の啓発
2-1.-(1)-⑥乳幼児家庭訪問	4-2.-(3)-④助産施設入所措置
2-1.-(1)-⑦こころの健康づくり	4-2.-(3)-⑤こども家庭センター
2-1.-(1)-⑧ことばの相談事業	
学童期・思春期	
2-2.-(1)-①小児医療体制の情報提供	3-1.-(3)-⑤国際交流事業
2-2.-(1)-②小児救急医療体制の充実	3-1.-(3)-⑥スポーツ・レクリエーション活動の充実
2-2.-(1)-③予防接種	3-1.-(3)-⑦ボランティア活動への子どもの参加促進
2-2.-(1)-④医師会、歯科医師会、関係機関の支援と協力	3-1.-(3)-⑧こどもの未来を応援する取組の推進
2-2.-(1)-⑤子ども医療対策事業	3-1.-(3)-⑨親子体験型イベントの開催
2-2.-(1)-⑥高校生等医療対策事業	3-1.-(3)-⑩親子イベント情報の集約・発信
3-1.-(1)-①放課後児童健全育成事業（こどもルーム）	3-1.-(3)-⑪誰かの欲しさに繋げようプロジェクト
3-1.-(1)-②放課後子ども教室	3-1.-(3)-⑫不登校や引きこもりの子どもの体験活動の支援
3-1.-(2)-①児童センター事業	3-1.-(4)-①青少年健全育成活動の促進
3-1.-(2)-②プレーパーク事業	3-1.-(4)-②青少年相談体制の整備
3-1.-(2)-③都市公園の充実	3-2.-(1)-②健康教育の充実
3-1.-(2)-④子どもの居場所づくりの支援	3-2.-(1)-③思春期保健の推進
3-1.-(3)-①子ども会活動の活性化	3-2.-(1)-④食育の推進
3-1.-(3)-②芸術・文化活動の機会の拡大	3-2.-(2)-①学校教育における「次世代の親」の育成
3-1.-(3)-③公民館での体験活動の活性化	5-1.-(1)-④消費者教育の推進
3-1.-(3)-④図書館サービスの充実	
青年期	
3-2.-(2)-③四街道市への関心や愛着を醸成する取組の推進	3-2.-(2)-④若者の結婚支援

『子育て当事者への支援』

子育てや教育に関する経済的負担の軽減	
1-1.-(4)-①幼児教育・保育の無償化	2-2.-(1)-⑦未熟児養育医療
1-1.-(4)-②実費徴収に係る補足給付事業	4-2.-(2)-⑩特別支援教育就学奨励費援助
1-1.-(4)-③多様な事業者の参入促進・能力活用事業	4-2.-(2)-⑪重度心身障がい者（児）医療費助成
2-2.-(1)-⑤子ども医療対策事業	4-2.-(2)-⑫自立支援医療（育成医療）
2-2.-(1)-⑥高校生等医療対策事業	
地域子育て支援、家庭教育支援	
1-2.-(1)-①利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）	1-2.-(2)-⑧乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
1-2.-(1)-②子育て支援情報の提供	1-2.-(3)-①地域における子育て支援の推進
1-2.-(1)-③保健センター等における相談体制の充実	1-2.-(3)-②PTAの活動の支援
1-2.-(1)-④家庭児童相談	1-2.-(3)-③子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
1-2.-(2)-①時間外保育事業（延長保育）	1-2.-(3)-④高齢者との交流
1-2.-(2)-②休日保育事業	1-2.-(3)-⑤児童センターにおける子育て支援事業の充実
1-2.-(2)-③一時預かり事業（幼稚園等における在園児の預かり保育）	1-2.-(3)-⑥子育てサロンの充実
1-2.-(2)-④一時預かり事業（保育所等の一時保育等）	1-2.-(3)-⑦公民館における子育て教室
1-2.-(2)-⑤地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	1-2.-(3)-⑧家庭教育の支援
1-2.-(2)-⑥病児・病後児保育事業	1-2.-(3)-⑨民生・児童委員活動の支援
1-2.-(2)-⑦子育て短期支援事業	
共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	
4-1.-(1)-①育児・介護休業制度等の普及促進	4-1.-(2)-①男性の家庭参画の推進
4-1.-(1)-②就労支援	
ひとり親家庭への支援	
4-2.-(1)-①母子・父子等自立支援	4-2.-(1)-③ひとり親家庭に対する医療費助成
4-2.-(1)-②ひとり親家庭児童入学等祝金	4-2.-(1)-④ひとり親家庭に対する学習支援

4 重点施策

掲載予定

第4章 施策の展開

基本方針1 こどもの育ちを支える教育・保育体制の推進

基本施策1 就学前の教育・保育の充実

■現状と課題

近年の保育需要の増加を受け、待機児童数0人を達成するため、令和元年度から令和5年度までの5年間に16か所の保育事業所を整備してきました。その結果、国報告基準の待機児童数及び待機児童に含まれない入所待ち児童数については令和6年4月1日現在で0人、入所待ち児童数については98人となっています。

また、ニーズ調査によると、定期的な教育・保育事業を利用していない理由として「利用したいが、希望する保育・教育の事業に空きがない」と回答した人は2割程度おり、今後も引き続き各年度初めにおいて、整備の必要性が高い場合は、保育所等の整備を進めながら待機児童対策に取り組むことが必要となっています。

さらに、こどもの命を守るため、重責を担う現場の保育士の処遇改善についても引き続き対応が必要です。

■施策の方向性

小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境確保のため、適切に保育ニーズを把握しながら教育・保育の提供体制の確保に努めると共に、子ども達に質の高い教育を提供するため、保育士の専門知識や技術の向上が図れるよう支援を行います。

また、教育・保育の連続性や一貫性が図られるよう、保育所・幼稚園・小学校及び関係機関との連携を図ります。

■取組施策

(1) 教育・保育の提供体制の確保

施策名	事業内容	担当課
①教育・保育の提供	教育・保育の受け皿を確保し、又は教育・保育の環境を改善するため、必要に応じて教育・保育施設等の整備を行います。 ◎量の見込みと確保方策…●ページ	保育課

(2) 教育・保育の一体的提供

施策名	事業内容	担当課
①認定こども園の普及	教育・保育を一体的に提供する認定こども園を普及させるため、私立幼稚園に対して必要な情報を提供することで、認定こども園への移行を促進します。	保育課
②保幼小連携・接続の推進	教育・保育の連続性や一貫性を確保するため、教育・保育施設等に対して、小学校との情報交換や交流の機会を充実させるよう促します。(保育課) また、生活や学びにおける指導方法の工夫や改善に努め、研修などの機会でも円滑な接続の重要性を捉えるとともに、交流活動の充実を図ります。(指導課)	保育課 指導課

(3) 幼児教育・保育の質の確保

施策名	事業内容	担当課
①教育・保育施設等への指導等	教育・保育の質を確保するため、教育・保育施設等に対して、法令等に基づく定期的な指導監査その他助言・指導を実施します。	保育課
②幼児教育・保育の質の確保に向けた体制整備	教育・保育施設における運営体制を充実させるため、補助事業により教育・保育に必要な職員等の確保を支援し、及び専門職員の派遣等により当該職員等の資質向上を推進します。	保育課

(4) 幼児教育・保育の保護者負担の軽減

施策名	事業内容	担当課
①幼児教育・保育の無償化	3～5歳及び低所得世帯の0～2歳の幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもの保護者に対し、その利用料の無償化を行います。	保育課
②実費徴収に係る補足給付事業	幼稚園や保育所等において実費徴収している費用について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助します。	保育課
③多様な事業者の参入促進・能力活用事業	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動であって、地域において重要な役割を果たしていると認められる事業の利用者に対し、当該事業における利用料の一部を補助します。	保育課

基本施策2 地域における子育て支援の充実

■現状と課題

近年の共働き世帯の増加、核家族化の進行など、子育て世帯を取り巻く環境が変化する中、子育てに悩む家庭も多いことから、子育てに関する疑問や不安、悩みを解消するため、相談体制の充実を図ってきました。また、その相談体制や支援策が子育て世帯に行き渡るよう、市政だよりや市ホームページの他、子育てに関する情報を掲載した子育て情報ブック「すくすく」の配布等を通じて周知に努めてきました。

しかしながら、ニーズ調査によると「こどものしつけ・生活習慣」に悩みや不安を感じる人が5割以上おり、関係機関と連携して子どもや子育て世帯一人一人の状況に応じて適切な対応ができるよう、さらなる相談体制の支援や充実を図ることが必要です。

■施策の方向性

健やかな成長に向けた切れ目のない支援を関係機関との緊密な連携により推進します。

また、身近な地域において子ども達の成長を支える市民活動団体を支援すると共に、子育て世帯が必要とする各施策や取組が行き届くよう、情報提供の充実に努めます。

さらに、悩みや不安を気軽に相談できる体制を推進します。

■取組施策

(1) 相談体制・情報提供の充実

施策名	事業内容	担当課
①利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）	子ども及びその保護者など、また妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子育てコンシェルジュを配置し支援します。 また、さまざまなニーズに一元的な情報提供ができるよう、関係機関などと連携を図るとともに、利用支援のための適切な窓口の紹介などを行います。	保育課
②子育て支援情報の提供	各種の子育て支援サービスなどが十分周知されるよう、子育てガイドブックを作成し、子育て家庭や各種団体に配布するとともに、スマートフォンやタブレットからもアクセスしやすい電子書籍版を公開します。 市のホームページにおいては、掲載内容を充実し、発信機能を高めていきます。 特に、子育てサロンや子育てサークルなどの情報提供を強化し、子育て世代の交流の活性化を促進します。	子育て支援課
③保健センター等における相談体制の充実	子育て電話相談を常設し、随時、相談を受け付け、子育ての疑問や不安の解消に努めるとともに、気軽に相談できる場として周知を進めます。 また、親の子育てへの負担感や子どもの発達への不安がある等、継続した支援が必要な場合には、小児科医、臨床心理士、言語聴覚士、保健師などが連携し、随時、相談や支援などを展開します。	健康増進課
④家庭児童相談	家庭児童相談員やケースワーカーなどにより、さまざまな問題を抱える家庭の相談、助言、支援、情報提供などを行います。心の問題に対する援助が必要な場合は、臨床心理士が相談に応じます。	子育て支援課

(2) ニーズに応じた多様な保育サービスの充実

施策名	事業内容	担当課
①時間外保育事業（延長保育）	市内保育所等全園において、開所時間前後に保育を行う延長保育事業を実施し、及び実施を支援します。 ◎量の見込みと確保方策…●ページ	保育課
②休日保育事業	日曜日などの休日に保育所等で保育を行う休日保育を実施する施設を支援します。	保育課
③一時預かり事業（幼稚園型）	認定子ども園等が行う通年の預かり保育及び幼稚園が夏季休業期間に行う預かり保育に要する費用の一部を補助します。 ◎量の見込みと確保方策…●ページ	保育課
④一時預かり事業（幼稚園型以外）	公立保育所において一時保育を実施するとともに、私立保育園が行う一時保育事業を支援します。 3市連携による相互利用も継続します。 ◎量の見込みと確保方策…●ページ	保育課
⑤地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	市内保育所等で地域子育て支援拠点（子育て支援センター）事業を運営・運営支援するとともに、未実施園、新設保育園に対し、同施設の併設を働きかけます。 ◎量の見込みと確保方策…●ページ	保育課
⑥病児・病後児保育事業	民間事業者への委託により、病気や病気の回復期にある児童を対象とした保育を実施します。 ◎量の見込みと確保方策…●ページ	保育課
⑦子育て短期支援事業	民間事業者への委託により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を対象とした短期入所事業等を実施します。 ◎量の見込みと確保方策…●ページ	保育課
⑧乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育所等において、満3歳未満の児童に適切な遊び・生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う体制の充実を図ります。 ◎量の見込みと確保方策…●ページ	保育課

(3) 子育て支援力の強化

施策名	事業内容	担当課
①地域における子育て支援の推進	子育てをサポートする市民活動団体の活動を支援します。(みんなで課) 子育てに関するボランティアを派遣する社会福祉協議会の活動を支援します。(社会福祉課)	みんなで課 社会福祉課
②PTAの活動の支援	教育に関する地域課題を話し合う場として、PTAの活動を支援します。市PTA連絡協議会の事業費補助などにより、活動を支援し、PTA相互の連携強化などを図るとともに、家庭及び地域の教育力の向上に努めます。	社会教育課
③子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	子育て支援サービスを提供する会員と子育て支援サービスを依頼したい会員とを橋渡しすることによって、地域の子育て世代の負担を軽減します。 また、3市連携による相互利用も継続します。 ◎量の見込みと確保方策…●ページ	保育課
④高齢者との交流	高齢者福祉施設や高齢者サークルなどとの交流及び高齢者ボランティア活動を保育所等で積極的に受け入れるなど、個人情報の保護や子どもの安全を図りながら、世代間交流の場を設けます。	保育課
⑤児童センターにおける子育て支援事業の充実	児童センターにおいて、0歳児、1歳児、2歳児とその保護者をそれぞれ対象にした教室を開催し、親子のふれあいを大切にしながら、遊びなどを実施し、親子間の交流を促進します。 また、親子が地域で孤立することがないように、プログラムの充実などを図り、仲間づくりや地域交流を促進します。	子育て支援課
⑥子育てサロンの充実	地区社会福祉協議会が、市内5地区5か所で、読み聞かせやベビーマッサージなどのプログラム、遊びを通じて、子どもや母親などの交流を広げる場として開催している子育てサロンを支援します。 また、新たな開催場所の検討や担い手の確保に対する取り組みについても支援を行います。	社会福祉課
⑦公民館における子育て教室	遊びを通じて子どもの行動心理や接し方を学んでもらうため、未就学児を対象とした子育て教室を各公民館で実施します。 また、親子のふれあい、子ども同士のふれあい、同じ年代の子どもを持つ保護者などの交流の場を提供します。	社会教育課
⑧家庭教育の支援	小学校・中学校の児童生徒を持つ保護者などを対象に、就学時健康診断や入学説明会の際に、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する子育て学習講座を開催します。 また、地域で子どもを育む環境づくりを進め、PTA等と連携し、家庭の教育力を高めます。	社会教育課
⑨民生・児童委員活動の支援	相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう関係機関へのつなぎ役としての役割を担っている民生委員・児童委員の活動を支援します。	社会福祉課

基本方針2 こどもと親の心とからだの健康づくり

基本施策1 母子保健の充実

■現状と課題

これまで母子保健事業では、専門職による妊婦全員面接を支援の入り口に、乳児相談、幼児健診では集団・個別方式で事業を実施してきました。

また、新たに令和4年度からは、妊娠時から出産・子育てまで切れ目のない支援を実施するため、保健師や助産師が面談等で個別相談を行う伴走型支援と、妊娠届出時の面談後に申請することで妊婦1人につき5万円、乳児家庭全戸訪問での面談後に申請することで、こども1人につき5万円を支給する経済的支援を一体的に行う事業を開始しました。

今後も引き続きそれぞれの家庭の状況に応じた事業の活用や関係機関と連携した個別支援により、妊娠期から子育て期まで一貫した支援を行っていく必要があります。

■施策の方向性

乳幼児健診や各種教室・相談等の機会を通じて、妊娠・出産や食生活、生活習慣等に関する正しい知識の普及や意識啓発を行うと共に、妊娠期から幼児期にかけて切れ目のない包括的な支援を行うことができる体制・連携の充実を図ります。

■取組施策

(1) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実

施策名	事業内容	担当課
① 妊娠期からの相談支援の充実（妊婦等包括相談支援事業）	母子健康手帳の交付時に専門職による全数面接を実施し、妊娠期から子育て家庭が抱える課題を把握するとともに、妊娠・出産から産後までの切れ目のない子育て支援の始点とします。 家庭環境や出産、子育てへの不安など、個々の状況に応じた支援計画の作成等を行い、各種母子保健事業、子育て支援事業との連携を含めた支援を包括的に進めます。 ◎量の見込みと確保方策…●ページ	健康増進課
② パパ・ママルームの充実	初妊婦とそのパートナーを対象に、周産期の健康づくりと子育てについて、体験実習を含む教室を行います。働く妊婦とパートナーが参加しやすいよう土日を中心に開催し、男女ともに産後の育児がイメージしやすい内容の工夫に努めます。	健康増進課
③ 産後早期の支援体制の充実（産後ケア事業）	妊娠中から産後にかけて孤立や不安が高い等支援が必要な母子の心身の回復と安定を促進し、母親の育児不安の解消とセルフケア能力を育むことにより、母子とその家族が安心して子育てができるよう、産前及び産後早期の支援体制の充実に努めます。 ◎量の見込みと確保方策…●ページ	健康増進課
④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	主に生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を、保健師や助産師が訪問し、母親の産後うつや子育ての不安を軽減するための相談に応じ、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、より良い子育てのスタートができるよう支援します。 ◎量の見込みと確保方策…●ページ	健康増進課

施策名	事業内容	担当課
⑤乳幼児相談	<p>3～4か月児相談、8か月児歯離乳食教室では、発達発育を確認すると共に、月齢に合わせた正しい知識を提供します。</p> <p>また、問診票などから早期に保護者の子育ての不安や負担感を把握し、必要な場合には、グループ形式による相談支援につなげるなど、虐待予防や子育て支援に努めます。各問診票は個人ごとにファイル化し、切れ目のない継続的な支援に生かします。</p>	健康増進課
⑥乳幼児家庭訪問	<p>複雑な問題を抱える家庭やつらい子育てになっている家庭、ネグレクトなど虐待につながる要因があり継続支援が必要な家庭に対して、関係機関と連携して同行による訪問などを行い、早期の支援に努めます。</p> <p>また、精神科医、心理士等のスーパーバイズによる関係職員の資質・支援技術の向上に努め、多角的に支援できるようにします。</p>	健康増進課
⑦こころの健康づくり	<p>乳児家庭全戸訪問による産後うつ状態の把握、健康診査などの問診票での保護者の心身の状態の把握など、心の健康にも注目しながら支援に努めます。</p> <p>また、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査時の心理相談や、小児科医及び臨床心理士による相談事業を実施し必要に応じて継続した支援を行います。</p>	健康増進課
⑧ことばの相談事業	<p>ことばの遅れやコミュニケーション・行動などの育ちに心配のある幼児並びにその保護者に対する個別相談を面談と言う形だけでなく電話相談でも受け付けるとともに、福祉サービス施設及び医療・教育機関との連携や、保育所等への派遣依頼での相談に言語聴覚士等が対応します。</p> <p>また、複雑化する保護者の相談ニーズに対応できるよう、医療・福祉・教育部門など各関係機関との連携を深めるとともに、職員の専門性の向上に努めます。</p>	健康増進課
⑨保健推進員活動の支援	<p>地区社会福祉協議会で行う地域の子育てサロン、幼児健康診査や保育所等における食育活動など、保健推進員の活動を支援します。</p>	健康増進課

(2) 健康診査・保健指導等の充実

施策名	事業内容	担当課
①妊婦一般健康診査	<p>公費負担で妊婦健康診査・新生児聴覚スクリーニング検査・多胎妊娠の妊婦健康診査助成・産婦健康診査を実施します。母子健康手帳交付時に各健診、検査の受診票の活用を促し、妊婦や胎児、産婦や新生児の健康管理の向上を図ります。</p> <p>里帰り出産への対応として、県外の医療機関とも可能な場合は契約事務を行い、出産前後の経済的負担軽減に努めます。</p> <p>◎量の見込みと確保方策…●ページ</p>	健康増進課

施策名	事業内容	担当課
②妊婦禁煙教育	<p>妊娠届出の面接時に妊婦及び同居家族の喫煙状況を把握します。喫煙者に対しては妊娠初期から妊婦とその家族を対象に、喫煙や受動喫煙による悪影響に関する知識の普及に努め、禁煙・分煙を働きかけます。</p> <p>また、妊婦を対象とした教室で受動喫煙が妊産婦や乳幼児へ及ぼす悪影響について、妊婦とそのパートナーに対して啓発し、禁煙・分煙に向けた取組を推進します。</p>	健康増進課
③歯科健康教育・相談	<p>妊婦を対象とした教室で、妊娠中の口腔ケアの重要性について伝えるとともに、かかりつけ歯科医院での定期的な歯科健診や歯・口腔相談の利用を勧め、歯磨きの知識や技術の向上、口腔衛生の維持・改善と口腔疾患の早期発見・治療へつなげます。</p> <p>また、依頼に応じて保育所や幼稚園、地域子育て支援拠点（子育て支援センター）などに出向き、歯科健康教育・相談を実施します。</p>	健康増進課
④食生活に関する健康教育	<p>妊婦を対象とした教室で離乳食づくり体験を取り入れながら、妊娠中に必要な栄養の摂り方やバランスの取れた食生活の重要性を伝えます。乳児相談時には、離乳食見本の展示を行い、離乳食の進め方のポイントを説明します。</p> <p>また、幼児健康診査では健康的な食生活について啓発するため、年齢に応じた健康教育を実施します。</p>	健康増進課
⑤事故防止方法についての知識の普及	<p>乳児相談や幼児健康診査の場などを活用し、事故防止の方法について知識の普及を行い、乳幼児期における不慮の事故防止と、事故防止のための環境づくりを啓発していきます。</p>	健康増進課
⑥乳幼児健康診査	<p>疾病の早期発見、身体及び精神の発育・発達確認などを目的に、乳児健康診査の委託事業を実施します。また、集団の幼児健康診査ではきめ細かな面接を実施し、発達に心配のある子どもの把握、子育て不安の軽減、虐待の発見と予防、保護者の精神的支援を行い、子どもの健やかな発達と子育て支援に努めます。</p> <p>また、幼児健康診査未受診者の状況把握を行い、確認できない場合は速やかに関係機関へ情報提供を行います。</p>	健康増進課
⑦幼児歯科健康診査	<p>1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査において、歯科健康診査・歯科相談を実施します。2歳6か月児歯科健康診査では希望者にフッ素塗布、歯垢染め出しを行います。</p>	健康増進課
⑧小児生活習慣病予防対策	<p>1歳6か月児、3歳6か月児健康診査で、肥満度15%以上と判定された幼児に対し、保護者への相談・支援を行います。肥満度30%以上の幼児に対しては精密検査依頼書を発行し医療受診を勧めます。</p> <p>また、肥満への対応について、健康診査・相談の機会に食事の改善に向けた方法などを保護者とともに考えます。</p>	健康増進課
⑨保育所集団健康診査	<p>保育所での集団健康診断を継続して実施及び実施を支援し、疾病の早期発見、集団生活における感染予防などに努めます。</p>	保育課

基本施策2 小児保健医療体制の充実

■現状と課題

こどもが必要な医療を適切に受けることができるよう、本市ではこれまでも、中学生年代までのこどもの医療費助成を実施してきました。令和5年度からはこどもを持つ子育て世帯の医療費負担の更なる軽減を図るため、子ども医療費等助成制度の対象年齢を拡大し、高校生等の医療費等の一部助成を開始しました。

また、全国的な医師不足の中、多くの地域で安心して医療を受診できる小児医療体制の充実が課題となっており、こどもの状況を把握し、適切な初期診療を行い、必要に応じて専門的な医療機関につなげることができる「かかりつけ医」が重要な役割を果たしていますが、転入等がかかりつけが決まっていない家庭もあり、健診時などに確認し近隣の医療機関の情報提供をしています。

かかりつけ医の普及に向けて、各種相談事業等を通じてその必要性を周知するとともに、幼児健康診査において精密検査になった場合は、受診方法や医療機関の紹介等を行っています。引き続き、県等の関係機関と連携しながら、安心して受診できる医療体制の維持・充実に努めるとともに、様々な機会・媒体を通じて、かかりつけ医の普及を図っていく必要があります。

■施策の方向性

「千葉県保健医療計画」の推進にあたって、県等の関係機関と連携して取り組むとともに、様々な媒体により医療機関に関する情報をわかりやすく提供します。

また、市内医療機関等との連携・協力及び医療に係る経済的負担の軽減等により、安心して受診できる小児医療体制の充実に努めると共に、様々な機会を通じてかかりつけ医の重要性について啓発を行い、その普及を促進します。さらに、医療費の適正受診についても周知していきます。

■取組施策

(1) 小児保健医療体制の充実

施策名	事業内容	担当課
①小児医療体制の情報提供	各乳児相談・幼児健診の対象となる児に対し、1か月前に郵送にて健診の通知をします。 1歳6か月児健診では歯科医師、医師による診察の他に身体測定、育児相談、必要に応じて栄養・心理相談を行います。加えて3歳6か月児健診では機器を用いた屈折検査や聴力検査(ささやき検査の再確認)、尿検査を行い発育・発達を総合的にみて、必要な方に医療機関受診を促しています。 2歳6か月児歯科健診では、歯科の内容に加えて希望者、支援が必要な方に保健師の育児相談を行い、それぞれの年齢で継続した支援を行います。	健康増進課

施策名	事業内容	担当課
②小児救急医療体制の充実	<p>印旛医療圏の中で、印旛市郡小児初期急病診療所及び小児救急医療支援事業により、救急医療体制が整備されています。</p> <p>引き続き、印旛市郡医師会などへ協力を要請し、小児救急医療体制の充実に努めます。</p>	健康増進課
③予防接種	<p>出生時に予診票の入ったこども手帳を説明しながら配布し、適正な時期の接種開始を促します。</p> <p>また、乳児相談・幼児健康診査などにおいて予防接種の知識の普及と接種勧奨を行います。</p> <p>さらに就園・就学時などの節目の時期においては、接種の必要性を保護者に啓発し、接種率の向上を図ることにより、感染症の予防に努めます。</p>	健康増進課
④医師会、歯科医師会、関係機関の支援と協力	<p>各健診にて小児科医師、歯科医師と連携して子どもの健康に関する情報提供を行い、必要に応じて医療機関の受診を促しています。</p> <p>また、予防接種の情報共有を行い、法改正や事故防止を行います。</p>	健康増進課
⑤子ども医療対策事業	<p>中学3年生までの子どもを対象に、入院、通院に係る医療費の助成を行い、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p>	子育て支援課
⑥高校生等医療対策事業	<p>高校生相当の年齢の子どもを対象に、入院、通院に係る医療費の助成を行い、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p>	子育て支援課
⑦未熟児養育医療	<p>身体の発達が未熟なまま生まれ、入院養育を必要とする児童に対し、養育医療を給付します。</p>	子育て支援課

基本方針3 こども・若者の権利を守り、豊かな心を育む育成環境の整備

基本施策1 健全な心身の成長に向けた支援

■現状と課題

こどもが心身共に健康に育つことができるよう、本市ではこれまで、放課後の居場所として、こどもルームや放課後子ども教室を実施してきたほか、児童センターや公民館などの公共施設において、こども達が様々な活動を行うことができるよう、各種イベントや講座を開催してきました。

しかしながら、こども達に実施した意見聴取によると、こども達は今まで以上に快適な居場所を求めており、また、そのこども達を支援する市民団体等にインタビューした結果、多くの団体が人員や資金不足に苦慮していることがわかりました。

こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの支援に関わる幅広い機関と連携しながら、さらなるこどもの居場所づくりの推進に努めることが必要です。

■施策の方向性

放課後等において安全・安心に過ごすことができる場として、こどもルーム及び放課後子ども教室を実施します。

また、市民活動団体の活動の活性化を支援しつつ、多くの主体の連携・協力のもと、こども達の多様な体験・交流機会の充実を図るとともに、こどもの視点に立った多様な居場所づくりを推進します。

■取組施策

(1) 放課後児童対策の推進

施策名	事業内容	担当課
①放課後児童健全育成事業（こどもルーム）	放課後等に保護者の監護を受けられない学童を受け入れるため、遊びや生活の場としてのこどもルームを設置し、民間事業者への委託により運営します。 ◎量の見込みと確保方策…●ページ	保育課
②放課後子ども教室	放課後における子どもたちの安全・安心な居場所を確保し、児童の健全育成を図るため、地域の方々の参画を得て、団体への委託により放課後子ども教室を実施します。	社会教育課

(2) こどもの居場所・遊び場の充実

施策名	事業内容	担当課
①児童センター事業	児童センターにおいて、子ども会や自治会など各関係団体との連携を強化し、子育てに関する各種講座、教室、イベントの充実を図ります。 また、施設の老朽化に対応するため、設備の計画的な改善を図ります。	子育て支援課

施策名	事業内容	担当課
②プレーパーク事業	行政と市民が連携し、子どもの冒険心や好奇心を引き出す遊び場として、自然の中で思いきり遊べるプレーパーク事業を継続します。 また、多くの市民が利用しやすいよう出張プレーパークを開催し、遊びの場所の充実に努めます。	子育て支援課
③都市公園の充実	児童に健全な遊び場を提供するため、地元区・自治会の協力を得て、都市公園の維持管理を行います。 また、ボール遊びのできる公園として、中央公園野球場及び千代田近隣公園多目的広場を無料開放します。	都市計画課
④こどもの居場所づくりの支援	子どもの健やかな成長や地域の人々との触れ合い、豊かな人間性や社会性を育むため、子ども食堂などを運営する市民活動団体への支援や地区社会福祉協議会との情報共有を行い、地域の多様な人々と子どもの交流の場となる子どもの居場所づくりを推進します。(子育て支援課、みんなで課)	子育て支援課 みんなで課

(3) こどもの多様な活動を応援する環境の推進

施策名	事業内容	担当課
①子ども会活動の活性化	子どもが自主的に事業を計画、実施することができるよう、子ども会の活動を支援します。 また、活動が次世代に引き継がれるよう、ジュニアリーダー初級認定講習会及び育成者講習会等の人材育成事業を支援し、異年齢での集団活動ができるよう活動の活性化を図ります。	社会教育課
②芸術・文化活動の機会の拡大	児童生徒を対象として、演劇や音楽などの優れた芸術文化に接する機会を提供するとともに、多様な活動手法を取り入れ、若年層を中心とした新規参加者の増加を図ります。 また、活動団体の自立した運営が可能となるよう、活動方法について助言を行います。	文化・スポーツ課
③公民館での体験活動の活性化	地域の公民館を活用し、児童を対象とする講座を開催することで、子どもたちが体験活動できる場等を提供します。	社会教育課
④図書館サービスの充実	児童書の貸出が増加しているため、必要な資料の提供が行えるよう、購入・整備を行います。 利用者のニーズを把握し、読書推進や学習機会の提供などの事業の充実に努めます。 児童書(図書)を介した市民同士の交流や文化創造を支援する場として、様々なイベントを実施します。	図書館
⑤国際交流事業	異文化理解や国際交流の重要性を学習する機会として、中学生を対象とした姉妹都市・リバモア市との交換留学を推進します。	みんなで課

施策名	事業内容	担当課
⑥スポーツ・レクリエーション活動の充実	<p>児童生徒対象の各種スポーツ教室などを積極的に開催するとともに、スポーツリーダーバンク制度を活用し、専門性の高いスポーツ教室を開催し、児童生徒のスポーツ活動の充実を図ります。</p> <p>また、子どもから大人まで、だれもが親しめるニュースポーツやレクリエーション活動の場の提供や総合型地域スポーツクラブの育成及び活性化を支援し、スポーツ・レクリエーションを通じた世代間交流の場の創出を図ります。</p>	文化・スポーツ課
⑦ボランティア活動への子どもの参加促進	<p>子どものボランティア活動への積極的な参加を促進していくため、児童生徒を対象とした福祉教育授業・ボランティア体験講座などを開催している社会福祉協議会の活動を支援します。</p>	社会福祉課
⑧こどもの未来を応援する取組の推進	<p>子どもたちの夢や希望を育むため、関係機関や事業者などの未来応援サポート事業者と協力して、お仕事体験イベントを開催します。</p>	政策推進課
⑨親子体験型イベントの開催	<p>親子の絆を深めるとともに、市外からの交流人口の増加及び市への愛着の醸成を図るため、子どもも大人も参加できる体験型イベントを開催します。(政策推進課、産業推進課、都市計画課)</p>	政策推進課 産業推進課 都市計画課
⑩親子イベント情報の集約・発信	<p>市が行う親子イベント情報を集約して発信し、ふるさと四街道での思い出づくりをサポートします。</p>	政策推進課
⑪誰かの欲しいに繋げようプロジェクト	<p>家庭で眠っているおもちゃや本、衣類などを集め、子育て世帯での再使用を促すことで、地域での資源循環を図りつつ、子育て世帯への支援やリユース意識の向上を図ります。</p>	廃棄物対策課
⑫不登校や引きこもりのこどもの体験活動の支援	<p>不登校児童生徒を中心とした子どもたちに学校や家庭以外の居場所を提供するために、NPO団体等と連携し、キャンプや自炊、工作や遊び等の体験活動への支援を行います。</p>	青少年育成センター

(4) 青少年の健全育成

施策名	事業内容	担当課
① 青少年健全育成活動の促進	<p>街頭啓発キャンペーンや青少年健全育成推進大会などの青少年問題行動の防止活動について広く市民に周知し、青少年の健全育成活動を啓発します。</p> <p>街頭補導については、青少年が集う場所や時間帯を特定したうえで実施し、青少年を見守り、声掛けをする「愛の一声」運動を推進します。</p> <p>青少年問題の複雑化、多様化に対応するため、関係機関との連携を一層強化しながら、青少年の非行や問題行動の未然防止を図るための啓発活動を推進します。</p>	青少年育成センター
② 青少年相談体制の整備	<p>非行、問題行動、いじめ、不登校等の早期発見、早期対応を行うため、学校や家庭からの相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や関係機関との連携を図り、問題解決に向け積極的に対応します。</p>	青少年育成センター

(5) こどもの権利の確保

施策名	事業内容	担当課
① こどもの権利の周知啓発	<p>四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例や子どもの権利条約の内容を、子どもを含む市民に広く周知・啓発します。(子育て支援課)</p> <p>また、児童生徒がいじめ等の人権問題について考える機会を作ることによって、相手の気持ちを考え、思いやりの心を育てることの必要性と重要性について、理解を一層深めてもらうことを目的として、市内小中学校において、人権教室を開催します。(みんなで課)</p>	子育て支援課 みんなで課
② こどもの意見表明の環境づくり	<p>子どもに関する施策を実施または変更する際に、子どもの意見を反映する機会を設けるよう働きかけます。</p>	子育て支援課
③ こどものまちづくりへの参加促進	<p>幅広い意見・要望に市長が直接触れる機会を設けるため、小・中学生と共に昼食をとりながら、子どもの目線からのさまざまな意見を取り入れ、より良い市政への反映に努めます。(秘書課)</p> <p>公園の整備・再整備の計画を策定する際や公園遊具更新の際には、地元の区・自治会などに働きかけ、子どもの意見を取り入れる機会を設けます。(都市計画課)</p>	秘書課 都市計画課

基本施策2 若者と次代の親の育成に向けた支援

■現状と課題

本市ではこれまでも、次代の親となる思春期の子ども達が適切な行動選択や意思決定が取れるよう、命の大切さや正しい性知識を学ぶための思春期保健を推進してきました。

また、子ども達が成長に応じた食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に着け、生涯にわたり健康で豊かな生活が送れるよう、地場産物や旬の食材、郷土料理を取り入れ、食に関する興味関心を高めるための食育に取り組んできました。

引き続き、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため健康教育や食育を推進していく必要があります。

■施策の方向性

学校教育において、心身の健康づくりや性、薬物等に対する正しい知識の習得、命を大切にし、相手を思いやる気持ちの醸成、食育の推進を図るとともに、次代の親の育成の視点から、家庭における望ましい生活習慣の習得や家庭が担う役割・機能等について学ぶ機会の充実を図ります。

また、関係団体等と連携しながら、四街道ふるさとまつりをはじめとする様々なイベント等を通じて、子どもや若者の地域への愛着・誇りの醸成を図ると共に、子育て世代に選ばれるまちづくりを推進します。

■取組施策

(1) 健康教育・思春期保健の充実

施策名	事業内容	担当課
①健康な生活習慣の啓発	健康の意識向上を図るため、パパ・ママルームや乳児相談、幼児健康診査などにおいて、保護者などの子育て世代に対して、健康に関する知識や望ましい生活習慣について普及啓発を行います。	健康増進課
②健康教育の充実	児童生徒の健康の保持・増進を図るため、健康診断・検査を実施します。(学務課) また、健康教育推進の取組の中心となる養護教諭の資質を養い、児童生徒への関わり方等について理解を深めるため、養護教諭研修会を開催します。(指導課)	学務課 指導課
③思春期保健の推進	生命尊重の心を育み、お互いを思いやる気持ちを育てることや、性感染症予防・望まない妊娠の予防等の正しい性知識の普及と性行動における自己決定能力の向上を目的に、思春期保健事業を実施します。	健康増進課
④食育の推進	子どもたちの成長に応じた、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、各分野の栄養士などの連携に努め、栄養士間の情報共有及び資質向上に努めます。 また、栽培・収穫体験や保育所給食、学校給食などに導入されている「地産地消」の取組を通して、食への理解を深めます。 食物アレルギーに関しては、その事故を未然に防ぐため、研修などへの積極的な参加を促します。 (産業推進課、保育課、健康増進課、指導課)	産業振興課 保育課 健康増進課 指導課

(2) 次代を担う若者の育成とふるさとへの愛着の醸成

施策名	事業内容	担当課
①学校教育における「次世代の親」の育成	道徳科、家庭科の学習を中心に、学校の教育活動全体を通して、家庭・家族の基本的な機能や家族の役割等についての理解を深め、豊かな心の育成を図ります。	指導課
②四街道ふるさとまつり	ふるさと意識の醸成を進めるため、老若男女が一堂に集い、市民同士がふれあう郷土の祭りである四街道ふるさとまつりを開催します。	みんなで課
③四街道市への関心や愛着を醸成する取組の推進	市の特産品等を詰め合わせたふるさとの味を県外でがんばる学生に届けることで、転出超過となっている若い世代のふるさと四街道への愛着を育みます。	政策推進課
④若者の結婚支援	結婚を希望する若い世代の結婚活動を支援するため、デジタル技術を活用した仮想空間において、出会いの場を創出します。 また、若者の結婚に伴う経済的な支援を行うため、結婚を機に市内で新生活をはじめ新婚夫婦に補助金を支給します。	政策推進課

基本方針4 すべてのこどもと子育て家庭を支える取組の充実

基本施策1 仕事と家庭の両立支援

■現状と課題

母親の就労意向の高まり等に伴い、共働き世帯が増加する中で、働き方改革をより一層推進し、職場全体の長時間労働の是正や働き方を選択できる就労環境づくりが求められています。ニーズ調査の結果をみると、約8割の父親が育児休業を取得していません。また、フルタイムで就労する母親は約3割おり、前回調査時の5年前と比較しても増加している状況です。

関係機関等と連携しながら、子育て世帯が望むワークライフバランスが実現するよう子育て家庭における働き方や仕事と育児の両立に対する理解を深めていくための取組を推進していく必要があります。

■施策の方向性

関係機関と連携し、市内企業・事業所に対し、育児・介護休業制度に対する周知及び積極的な取得促進に向けた啓発を図るとともに、多様な働き方ができる就労環境づくりや起業支援を推進します。

また、様々な機会を通じて、家庭における男女共同参画意識の醸成や共働き・共育てを応援する取組の推進を行います。

■取組施策

(1) 多様な働き方ができる就労環境の整備

施策名	事業内容	担当課
①育児・介護休業制度等の普及促進	市商工会と連携し、リーフレットやパンフレットを配布・掲示することや、HPを活用し、育児・介護休業制度などの周知に努めます。	産業振興課
②就労支援	連携できる団体等と情報共有などを行い、女性の就職に関する支援を行います。 また、空き店舗活用補助制度を活用し、女性の起業に対して助言・支援を行います。	産業振興課

(2) 共働き・共育ての推進

施策名	事業内容	担当課
①共働き・共育ての推進	男女共同参画推進計画に基づき、市民が企画・実行する男女共同参画講座等の開催や広報活動について、継続して事業が実施できるよう支援を行い、また、男女共同参画をテーマにした講座を開催することで、市民の男女共同参画に対する意識づくりや共働き・共育てを応援する取組を推進します。	みんなで課

基本施策2 配慮が必要なこども・子育て家庭への切れ目ない支援

■現状と課題

すべてのこどもの健やかな成長を支援していくためには、様々な困りごとを抱えるこどもや家庭の状況に寄り添い、包括的で切れ目のない支援を行うことが重要です。そのため、四街道市では母子保健の機能を有する子育て世代包括支援センターと、児童福祉の機能を有する家庭総合支援拠点をはじめとする様々な機関が連携し、子育てに悩みを抱える家庭の支援をしてきました。

しかしながら、四街道市に寄せられるこどもや家庭をめぐる相談内容は複雑・多様化しており、全国的にこどもの虐待等の事故が絶えない中、こどもの安心・自身・自由の権利を尊重し、こどもを守るための更なる支援体制の強化を図る必要があります。

■施策の方向性

ひとり親家庭や障害のあるこども、経済的に困窮している家庭や外国人家庭など、配慮が必要なこども・子育て家庭に対するきめ細かな相談支援の充実を図るとともに、多様化、複合化する課題に包括的に対応できるよう、多職種による連携を強化し、必要な支援につなげることができる体制づくりを推進します。

また、これまで行われてきた、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、更なる相談支援体制の強化を図ります。

■取組施策

(1) ひとり親家庭への支援

施策名	事業内容	担当課
①母子・父子等自立支援	ひとり親家庭や寡婦・寡夫に対し、生活一般の相談に応じ、経済・教育などさまざまな問題の解決への手助けや就労に関する情報提供、自立に必要な指導を充実します。 また、ひとり親家庭の父母等が就職に結びつく資格を取得するための養成機関に修業する場合に給付金を支給し、経済的自立に向けた活動を支援します。	子育て支援課
②ひとり親家庭児童入学等祝金	ひとり親家庭等の子どもが、小学校・中学校に入学、中学校を卒業した場合に祝金を支給します。	子育て支援課
③ひとり親家庭に対する医療費助成	ひとり親家庭等における18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障がいがある場合は20歳に達するまで）及びその保護者を対象に医療費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
④ひとり親家庭に対する学習支援	ひとり親家庭等の子どもに対して、学習支援を実施します。	子育て支援課

(2) 障がいのある子どもへの支援

施策名	事業内容	担当課
①相談支援体制の充実	<p>市内相談支援事業所との連絡協議会を開催し、情報の共有や制度の勉強会、相談支援に対する研修会を行うことで、相談支援事業の充実を図ります。(障がい者支援課)</p> <p>乳児相談・幼児健康診査等で把握した発育・発達上の心配のある子どもとその保護者に対する相談支援体制を充実し、親子に寄り添いながら関係機関と連携し、適宜療育につながるよう努めます。また、必要時、就学に向けての切れ目のない支援について、関係部署との連携を図ります。(健康増進課)</p>	障がい者支援課 健康増進課
②児童発達支援事業	<p>児童デイサービスセンターくれよんでは個々の児童の発達状況に応じた支援を行うために、専門職による児童の発達状況の把握、その個々の発達に応じた小集団プログラムや個別プログラムを実施し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。</p> <p>また、保護者に対し、継続的な相談・助言を行います。</p>	障がい者支援課
③障がいのある子どもへの施設等利用支援	<p>障がいのある子どもの受入体制の整備を支援するため、特別支援を要する児童を受け入れている私立保育園及び幼稚園の運営事業者に対して、特別支援教育運営費補助金を交付します。</p> <p>また、こどもルームにおいて障がいのある子どもの受入体制を整備します。</p>	保育課
④行動援護・移動支援事業等の充実	<p>行動援護、同行援護、移動支援など、障がいのある子どもの地域における社会参加、余暇活動のための外出を支援します。</p> <p>また、利用者のニーズを把握し、事業の充実を図ります。</p>	障がい者支援課
⑤日中一時支援事業の充実	<p>障がいのある子どもに、日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための生活訓練などを行います。</p> <p>また、利用者のニーズを把握し、事業の充実を図ります。</p>	障がい者支援課
⑥保育所等訪問支援	<p>保育所等を利用中又は今後利用予定である障がいのある子どもに対し、訪問により保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。</p>	障がい者支援課
⑦放課後等デイサービス	<p>学校就学中の障がいのある子どもに対し、放課後や夏季等における長期休業期間において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供します。</p>	障がい者支援課
⑧居宅介護（ホームヘルプサービス）の充実	<p>障がいがあるために日常生活を営むことが困難な子どもに対し、在宅のまま入浴、排せつ、食事の介護などを行います。</p> <p>また、利用者のニーズを把握し、事業の充実を図ります。</p>	障がい者支援課
⑨短期入所（ショートステイ）の充実	<p>介護する人が病気などにより自宅で介護ができない場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事などの介護などを行います。</p> <p>また、利用者のさまざまな利用形態に対応できるようにサービスの充実を図ります。</p>	障がい者支援課

施策名	事業内容	担当課
⑩特別支援教育就学奨励費援助	小学校・中学校の特別支援学級などに在籍し、一定の障がいや疾病がある児童生徒の保護者に対し、所得に応じて学用品費、給食費などの一部を援助します。 特別支援教育への社会的な関心の高まりと、特別な支援を必要とする児童生徒への教育に対応するため、制度について積極的な周知を図ります。	学務課
⑪重度心身障がい者(児)医療費助成	重度心身障がい者(児)を対象に、医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	障がい者支援課
⑫自立支援医療(育成医療)	身体に障がいのある児童が、その障がいの回復又は軽減が期待される治療(手術等)を行う場合に、その治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	障がい者支援課
⑬医療的ニーズへの対応	医療的ケアが必要な子どもの支援のため、関係機関による連携、協議の場の開催に取り組みます。	障がい者支援課
⑭就学相談の充実	児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた、きめ細かい就学相談及び教育支援を進めます。 保護者からの依頼により、随時、就学相談を行い、教育支援委員会の審議結果をもとに保護者との相談を進め、適切な就学先の決定を行います。	指導課
⑮医療的ケア児への保育施設等入所支援	医療的ケアが必要な子どもが、保育所やこどもルーム等の利用を希望する場合に、関係機関と連携し入所の支援を図るとともに、受け入れを行う施設等に対して補助金その他の方法による財政的支援を行います。	保育課
⑯特別支援教育の充実	各学校が特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うことができるよう、巡回相談員による発達相談を実施するとともに、教職員対象の研修会を実施します。	指導課

(3) 児童虐待防止対策・支援が必要な家庭への支援

施策名	事業内容	担当課
①児童虐待防止の広報及び啓発	体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、普及啓発活動を行います。 (子育て支援課) 児童虐待防止のため、窓口や訪問事業、乳幼児健診で虐待防止を面談、リーフレットの利用などで周知していきます。(健康増進課)	子育て支援課 健康増進課
②養育支援訪問事業	養育に係る支援が特に必要であると認められる家庭に対し、その養育が適切に行われるよう、居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他の必要な支援を行います。(子育て支援課) 児童虐待防止の観点から養育環境の確認、相談、指導、助言が必要な家庭に対し、保健師が訪問して支援を行います。(健康増進課) ◎量の見込みと確保方策…●ページ	子育て支援課 健康増進課
③子どもを守る地域ネットワーク機能の強化	児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会を開催し、関係機関との連携や相談体制などの機能充実により複合的な対応を図ります。 職員や相談員の体制を強化し、虐待の早期発見や防止対策、相談支援体制を充実していきます。	子育て支援課

施策名	事業内容	担当課
④助産施設入所措置	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産施設入所支援を行います。	子育て支援課
⑤こども家庭センター	子育て家庭を包括的に支援するため、子ども家庭総合支援拠点と子育て世帯包括支援センターを一体化した、こども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の一元的な支援体制を構築します。(子育て支援課、健康増進課) ◎量の見込みと確保方策…●ページ	子育て支援課 健康増進課
⑥子育て世帯訪問支援事業	家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた家庭や、支援の必要性の高い妊産婦宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児に関する援助等を行います。 ◎量の見込みと確保方策…●ページ	子育て支援課
⑦ペアレント・トレーニング(親子関係形成支援事業)	子育て家庭を包括的に支援するため、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とするペアレント・トレーニングを開催するとともに、相談支援の充実を図ります。 ◎量の見込みと確保方策…●ページ	子育て支援課

(4) こどもの貧困の解消に向けた支援の推進

施策名	事業内容	担当課
①こどもの貧困の解消に向けた支援の推進	子どもの貧困対策庁内連絡会議を開催し、関係課が実施する子どもの貧困の解消に向けた施策の検討・調整を行います。 また、地域で活動する団体などとも連携を図りながら、子どものサポート体制を構築します。	子育て支援課
②自立に向けた支援体制の強化	生活困窮者自立支援法に基づき、くらしサポートセンター「みらい」と協力・連携し毎月1回、庁内の関係部署、関係機関などが参画して、合議体形式による生活困窮者自立支援調整会議を開催します。	社会福祉課
③就学援助制度	経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に学用品費等・給食費の援助を行います。	学務課

(5) 外国にルーツをもつこども・家庭への支援

施策名	事業内容	担当課
①窓口等における言語に配慮した案内	窓口や保育施設等において利用者の言語に配慮した案内を行う等の、それぞれの事情に応じた丁寧な支援を推進します。(子育て支援課、保育課、健康増進課)	子育て支援課 保育課 健康増進課
②日本語指導が必要な児童生徒に対する言語・文化的相違への対応及び包括的支援	日本語指導が必要な児童生徒について、言語・文化等の相違に対応するため、関係機関等と連携を図り、協働しながら、児童生徒・保護者への包括的な支援体制を構築します。	学務課

基本方針5 こどもを中心としたまちづくりの推進

基本施策1 こども・子育てに配慮した生活環境の充実

■現状と課題

こどもを犯罪や交通事故などから守り、安心して外出したり生活したりすることのできる環境は非常に重要です。中高生を対象に実施したワークショップでは、通学路において車両の交通量が多く、事故の危険が高い場所が存在するため、歩行者の安全対策を強化してほしい旨の意見がありました。

これまでも関係機関と連携しながら交通安全施設の整備、防犯・防災・安全に関する学習の機会づくり、防犯パトロール活動等、様々な施策を展開してきましたが、引き続き、こどもの視点、子育て支援の視点を大切にしながら、こどもが安全に生活することのできる環境づくりが必要です。

■施策の方向性

こどもやこども連れの家庭が安全・安心に外出できる環境づくりに向けて、道路環境のバリアフリー化や公共交通の充実、交通安全・防犯施設等の計画的な整備をハード・ソフトの両面から推進します。

また、関係機関・団体との連携・協力のもと、こどもの視点も踏まえながら、交通安全・防犯活動の活性化や安全意識の醸成、防災対策の推進を図ります。

■取組施策

(1) 子育てにやさしい環境の整備

施策名	事業内容	担当課
①安心して利用できる歩道の整備	ベビーカーや小さな子どもを連れた保護者が安心して道路を利用できるよう、歩道部段差解消などのバリアフリー工事や幅員の広い歩道の整備を実施します。(土木課、市街地整備課)	土木課 市街地整備課
②市内バス路線サービスの充実	バス路線の確保・維持に向け、事業者に働きかけを行うとともに、多くの方にバスを利用いただくために、市内バス路線の周知・啓発を行います。	くらし安全交通課
③利用しやすい公共施設の整備	子どもや小さな子どもを連れた保護者が利用しやすい公共施設の整備を推進します。(管財課、社会福祉課、社会教育課、文化・スポーツ課、図書館)	管財課 社会福祉課 社会教育課 文化・スポーツ課 図書館
④外出しやすい環境の整備	授乳やおむつ替えができる公共施設や民間施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、情報提供を行います。また、移動式赤ちゃん休憩室を市主催イベントで活用するほか、外部団体にも貸し出しを行い、乳幼児連れの親子が、授乳やおむつ替えの心配をせず、安心して外出できる環境を整えます。	子育て支援課
⑤三世同居・近居への支援	子育て環境の向上及び高齢者が安心して暮らせるよう、三世(親・子・孫)で同居・近居をする方に住宅取得等の費用に対して補助金を交付します。	建築課

(2) 身近な安全の強化

施策名	事業内容	担当課
①交通安全教室・交通安全運動の推進	<p>幼児から高齢者までの幅広い層を対象に、交通安全教室を開催し、交通安全知識を習得できるように努めます。</p> <p>市民への交通安全意識の向上と交通安全思想の普及を目的に、警察署、地域などと協力・連携を図り、交通安全運動を中心とした各種啓発運動を展開します。</p>	くらし安全交通課
②シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底	<p>「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」をめざし、警察署、関係機関・団体などとの協力・連携のもと、積極的に普及啓発活動を展開します。</p>	くらし安全交通課
③交通安全施設の整備	<p>学校・地域などから要望があった信号機、横断歩道等の交通安全施設について、警察署を通じ公安委員会へ設置要望を行い、警察署等と協議しながら、整備・充実を図ります。(くらし安全課)</p> <p>また、道路の円滑な交通確保と交通事故の防止に向け、交通安全施設の新規設置、維持修繕を行う工事を実施します(土木課)</p>	くらし安全交通課 土木課
④消費者教育の推進	<p>子どもたちが将来、賢い消費者となるために、子ども向けの消費者教室を開催するなど、より多くの児童の参加を促進します。</p>	くらし安全交通課
⑤「こども 110 番の家」の充実	<p>「こども 110 番の家」活動の周知・普及を図るとともに、各学校PTAや事業所などの主体的活動を促進し、各小学校・中学校の協力体制の充実を図ります。地域の子どもは地域で守るという意識の醸成と、子どもへの犯罪の抑止効果を図るため、子ども会や婦人会中学校区連絡協議会等と連携し「こども 110 番の家」プレートの設置の拡大に努めます。</p>	青少年育成センター
⑥防犯対策の推進	<p>市防犯協会及び区・自治会により、青色回転灯装備車による防犯パトロールを継続して実施するとともに、市域全体に活動が広まるよう普及啓発に努めます。市内に設置している防犯カメラの効果的な運用に努めます。</p>	くらし安全交通課
⑦子どもの防犯・防災・安全意識の向上	<p>子どもたちが日頃から安全に対する意識を高く持ち、緊急時には主体的に判断し、より適切な行動ができるよう、安全教育を実施します。</p>	指導課
⑧不審者情報の提供	<p>四街道市メール配信サービス「よめーる」による不審者情報のメール配信を行い、注意喚起を呼び掛けます。</p> <p>また、通学路危険箇所(不審者出没箇所)の調査を実施し、教育関係機関、地域、家庭と危険箇所の情報共有に努めます。</p>	青少年育成センター
⑨通学路の安全点検	<p>各学校が年度初めに指定した通学路を関係部署で合同点検し、通学路における危険箇所の把握及び対策の検討をします。</p>	学務課

第5章 計画の推進

1 教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村が地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。市町村は、その区域ごとに教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、それに対する提供体制の確保内容と実施時期を子ども・子育て支援事業計画において定めるものとされています。

本市では、市全域を教育・保育提供区域として捉え、「市全域を1区域」とし、市域全体の需要量（量の見込み）を推計し、これに対する供給量とその方法（確保方策）を定めます。

2 計画期間における児童数の推計

量の見込みの算出の基となる児童数の推計は、令和2年度から令和6年度の各年度4月1日の住民基本台帳人口を基に、性別・1歳階級別コーホート変化率法により推計しています。計画期間における推計結果は、以下の通りです。

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
0歳	663人	661人	660人	659人	662人	664人
1歳	709人	707人	705人	704人	703人	706人
2歳	676人	730人	728人	726人	725人	724人
3歳	778人	692人	747人	745人	743人	742人
4歳	841人	788人	700人	755人	753人	751人
5歳	868人	858人	804人	714人	770人	768人
6歳	857人	879人	869人	815人	724人	781人
7歳	860人	869人	891人	881人	827人	735人
8歳	882人	864人	873人	895人	885人	831人
9歳	940人	887人	869人	878人	900人	890人
10歳	922人	950人	897人	879人	888人	910人
11歳	926人	929人	957人	904人	886人	895人
12歳	897人	934人	937人	965人	912人	894人
13歳	932人	902人	939人	942人	970人	917人
14歳	913人	940人	910人	947人	950人	978人
15歳	922人	924人	951人	921人	958人	961人
16歳	910人	929人	931人	958人	928人	965人
17歳	948人	917人	936人	938人	965人	935人
合計	15,444人	15,360人	15,304人	15,226人	15,149人	15,047人

3 算定にあたっての基本的な考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」に従って、児童数の推計とニーズ調査結果を基に算定しました。なお、一部の事業においては、国から示された方法に基づく補正や、本市の実情に合わせた補正を行いました。

また、本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間ですが、「教育・保育事業」及び「放課後児童健全育成事業（こどもルーム事業）」については、令和11年度の整備量を明確にするため、令和12年度まで算出しています。

4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

<認定区分について>

子ども・子育て支援新制度では、保護者からの申請を受け、教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定の認定区分に応じて施設（幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育など）の利用先が決まります。

〔教育・保育給付認定〕

認定区分	対象	利用先
1号認定	・教育標準時間認定 子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合	新制度幼稚園 認定こども園
2号認定	・満3歳以上・保育認定 子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」(※)に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定	・満3歳未満・保育認定 子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」(※)に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園

〔施設等利用給付認定〕

認定区分	対象	利用先
1号認定	・子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合	未移行幼稚園 国立大学附属幼稚園 特別支援学校幼稚部
2号認定	・3歳児以上（満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過してから） 「保育の必要な事由」(※)に該当する上記の子ども	未移行幼稚園及び預かり保育 認定こども園の預かり保育 病児保育事業 子育て援助活動支援事業
3号認定	・3歳児未満（満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 「保育の必要な事由」(※)に該当する上記の子ども のうち、住民税非課税世帯に該当する場合	未移行幼稚園及び預かり保育 認定こども園の預かり保育 一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業

※「保育の必要な事由」

- | | |
|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての労働を含む） | <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれがあること |
| <input type="checkbox"/> 求職活動（起業準備を含む） | <input type="checkbox"/> 保護者の疾病、障がい |
| <input type="checkbox"/> 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） | <input type="checkbox"/> 他の子どもの育児休業中であること |
| <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 | <input type="checkbox"/> 同居親族の介護・看護 |
| | <input type="checkbox"/> その他、上記に類する状態にあること |

(1) 教育（認定こども園・幼稚園）【3～5歳】

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
定員数	2,196人	2,196人	2,166人	2,076人	1,820人
在園児数（市内園）	1,477人	1,429人	1,400人	1,352人	1,223人
在園児数（市外園）	208人	187人	160人	160人	165人
在園児計	1,685人	1,616人	1,560人	1,512人	1,388人

※各年度 5/1 現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【1号認定】

計画期間における児童数の推計値から、保育における2号認定の見込み数を除いたすべての児童が、幼児教育・保育の無償化によって認定こども園又は幼稚園を利用すると見込んで算出しています。

【2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）】

共働き等家庭（ひとり親又は両親ともフルタイムもしくはいずれかがパート長時間、以下同様）又は1年以内に共働きの意向がある家庭の3～5歳で、特に「幼稚園」の利用を強く希望している人の割合を推計児童数に乗じて算出するとともに、保育における認定率の伸びを勘案し、それらのうち一定割合が幼児教育・保育の無償化に伴い幼稚園の預かり保育を利用すると見込んで算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
量の見込み（a）	人	人	人	人	人	人
1号認定（a ₁ ）	人	人	人	人	人	人
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）（a ₂ ）	人	人	人	人	人	人
確保の内容（b）	人	人	人	人	人	人
1号認定（b ₁ ）	人	人	人	人	人	人
特定教育・保育施設	人	人	人	人	人	人
上記以外の幼稚園	人	人	人	人	人	人
2号認定（b ₂ ） 幼稚園及び預かり保育	人	人	人	人	人	人
過不足（b - a）	人	人	人	人	人	人
過不足（b ₂ - a ₂ ）	人	人	人	人	人	人

(2) 保育（認定こども園・保育所）【3～5歳】

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
定員数	799人	904人	966人	1,086人	1,182人
特定教育・保育施設	790人	895人	957人	1,077人	1,173人
企業主導型保育(地域枠分)	9人	9人	9人	9人	9人
在園児数（市内園）	768人	821人	891人	1,032人	1,100人
在園児数（市外園）	32人	43人	51人	47人	51人
在園児計	800人	864人	942人	1,079人	1,151人

※各年度 4/1 現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【2号認定（保育所）】

共働き等家庭又は1年以内に共働きの意向のある家庭の3～5歳で、認可保育所等を利用したい人から幼児期の学校教育の利用希望者を除いた割合を推計児童数に乗じて算出した結果に、幼児教育・保育の無償化の影響分及び認定率の伸びを勘案し、算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
量の見込み（a）	人	人	人	人	人	人
確保の内容（b）	人	人	人	人	人	人
特定教育・保育施設	人	人	人	人	人	人
企業主導型保育(地域枠分)	人	人	人	人	人	人
過不足（b－a）	人	人	人	人	人	人

(3) 保育（認定こども園・保育所）【0歳】

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
定員数	129人	138人	137人	142人	150人
特定教育・保育施設	103人	112人	109人	115人	115人
特定地域型保育事業	21人	21人	21人	21人	29人
企業主導型保育（地域枠分）	4人	4人	6人	6人	6人
在園児数（市内園）	90人	102人	87人	97人	82人
在園児数（市外園）	4人	2人	2人	2人	6人
在園児計	94人	104人	89人	99人	88人

※各年度4/1現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【3号認定（0歳）】

共働き等家庭又は1年以内に共働きの意向のある家庭の0歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を基に、育児休業の取得状況を勘案した割合を推計児童数に乗じて算出しています。

《確保方策の考え方》

既存の保育所等の支援を行い、量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
量の見込み（a）	人	人	人	人	人	人
確保の内容（b）	人	人	人	人	人	人
特定教育・保育施設	人	人	人	人	人	人
特定地域型保育事業	人	人	人	人	人	人
企業主導型保育（地域枠分）	人	人	人	人	人	人
過不足（b－a）	人	人	人	人	人	人

(4) 保育（認定こども園・保育所）【1歳】

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
定員数	224人	275人	317人	333人	348人
特定教育・保育施設	191人	224人	238人	254人	254人
特定地域型保育事業	26人	44人	71人	71人	86人
企業主導型保育（地域枠分）	7人	7人	8人	8人	8人
在園児数（市内園）	224人	279人	306人	325人	302人
在園児数（市外園）	11人	13人	10人	9人	12人
在園児計	235人	292人	316人	334人	314人

※各年度 4/1 現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【3号認定（1歳）】

共働き等家庭又は1年以内に共働きの意向のある家庭の1歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した結果に、これまでの認定率の伸びを勘案し、算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

- ・新たな認可保育所の整備
- ・既存の保育所の認可定員又は年齢別定員を見直し、利用定員の拡大を働きかける
- ・小規模保育事業等の推進
- ・幼稚園からの認定こども園への移行を働きかける

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
量の見込み（a）	人	人	人	人	人	人
確保の内容（b）	人	人	人	人	人	人
特定教育・保育施設	人	人	人	人	人	人
特定地域型保育事業	人	人	人	人	人	人
企業主導型保育（地域枠分）	人	人	人	人	人	人
過不足（b－a）	人	人	人	人	人	人

(5) 保育（認定こども園・保育所）【2歳】

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
定員数	251人	304人	359人	384人	401人
特定教育・保育施設	217人	250人	273人	298人	300人
特定地域型保育事業	28人	48人	78人	78人	93人
企業主導型保育（地域枠分）	6人	6人	8人	8人	8人
在園児数（市内園）	264人	318人	345人	383人	391人
在園児数（市外園）	12人	16人	13人	13人	15人
在園児計	276人	334人	358人	396人	406人

※各年度4/1現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【3号認定（2歳）】

共働き等家庭又は1年以内に共働きの意向のある家庭の2歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した結果に、これまでの認定率の伸びを勘案し、算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対して十分な提供体制を確保します。

- ・新たな認可保育所の整備
- ・既存の保育所の認可定員又は年齢別定員を見直し、利用定員の拡大を働きかける
- ・小規模保育事業等の推進
- ・幼稚園からの認定こども園への移行を働きかける

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
量の見込み（a）	人	人	人	人	人	人
確保の内容（b）	人	人	人	人	人	人
特定教育・保育施設	人	人	人	人	人	人
特定地域型保育事業	人	人	人	人	人	人
企業主導型保育（地域枠分）	人	人	人	人	人	人
過不足（b－a）	人	人	人	人	人	人

（施策の展開：●ページ）

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

①特定型（子育てコンシェルジュ）

《現状》

市役所保育課窓口にてコーディネーターを配置し、利用者支援事業を実施しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対する十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	か所	か所	か所	か所	か所
確保の内容（b）	か所	か所	か所	か所	か所
過不足（b－a）	か所	か所	か所	か所	か所

（施策の展開：●ページ）

②こども家庭センター型

《現状》

こども家庭センター窓口にて専門職を配置し、利用者支援事業を実施しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対する十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	か所	か所	か所	か所	か所
確保の内容（b）	か所	か所	か所	か所	か所
過不足（b－a）	か所	か所	か所	か所	か所

（施策の展開：●ページ）

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

《現状》

市内公立・私立のすべての保育所等で 19 時までの延長保育を実施しています。（私立の 2 園では 20 時まで実施。）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施施設数	21 箇所	26 箇所	31 箇所	34 箇所
利用実人数	860 人	879 人	943 人	968 人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

共働き等家庭又は 1 年以内に共働きの意向がある家庭の 0～5 歳で、認可保育所等を 18 時以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した結果に、幼児教育・保育の無償化の影響分を勘案して算出しています。

《確保方策の考え方》

現在、市内すべての認可保育所等で実施しており、また、新たに整備予定の認可保育所等でも実施し、量の見込みに対する十分な提供量を確保します。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（a）	人	人	人	人	人
確保の内容（施設）	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
確保の内容（人）（b）	人	人	人	人	人
過不足（b－a）	人	人	人	人	人

（施策の展開：●ページ）

(3) 放課後児童健全育成事業（こどもルーム事業）

《現状》

市内全 12 小学校の敷地内において市内事業者への事業委託（四街道駅の北側と南側で 1 事業者ずつ）により実施しています。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 2年度
ルーム数	22 ルーム	23 ルーム	24 ルーム	25 ルーム	25 ルーム
定員数	851 人	881 人	944 人	1,004 人	1,004 人
利用児童数（1年生）	260 人	280 人	304 人	310 人	322 人
利用児童数（2年生）	216 人	225 人	238 人	295 人	294 人
利用児童数（3年生）	170 人	159 人	183 人	184 人	251 人
利用児童数（4年生）	110 人	121 人	112 人	135 人	136 人
利用児童数（5年生）	52 人	51 人	75 人	60 人	79 人
利用児童数（6年生）	21 人	23 人	19 人	37 人	33 人
利用児童数合計	829 人	859 人	931 人	1,021 人	1,115 人

※各年度 5/1 現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

各学年の申込率（各年齢の人口に対する申込者数の割合）の実績を踏まえ、申込率の平均増減率を乗じて算出しています。

《確保方策の考え方》

供給量の不足が見込まれる各小学校の校舎内にこどもルームを設置するほか、一時的な供給量の不足に対しては登所率を勘案した定員の弾力的運用及び学校施設の活用により、専用施設の新設によらない方法により整備を進めます。また、市内全域においてこどもルームの稼働状況にばらつきがあるため、在籍小学校以外のこどもルームへの入所による弾力的な運用を行うことにより、利用を希望する児童に対して十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
量の見込み（a）	人	人	人	人	人	人
利用児童数（1年生）	人	人	人	人	人	人
利用児童数（2年生）	人	人	人	人	人	人
利用児童数（3年生）	人	人	人	人	人	人
利用児童数（4年生）	人	人	人	人	人	人
利用児童数（5年生）	人	人	人	人	人	人
利用児童数（6年生）	人	人	人	人	人	人
確保の内容（ルーム）	ルーム	ルーム	ルーム	ルーム	ルーム	ルーム
確保の内容（人）（b）	人	人	人	人	人	人
過不足（b - a）	人	人	人	人	人	人

（施策の展開：●ページ）

(4) 子育て短期支援事業

《現状》

令和3年度から市内事業者への事業委託により実施しています。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施施設数	—	1か所	2か所	3か所
利用延人数	—	0人	5人	81人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

0～5歳で、利用が必要な人の割合を推計児童数に乗じて算出した結果に相談実績を反映しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対する十分な提供体制を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (a)	人日	人日	人日	人日	人日
確保の内容 (施設)	か所	か所	か所	か所	か所
確保の内容 (人) (b)	人日	人日	人日	人日	人日
過不足 (b - a)	人日	人日	人日	人日	人日

※人日：年間の利用人数×利用日数

(施策の展開：●ページ)

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問実人数	578人	577人	526人	600人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

訪問率 100%を想定し、各年度の0歳推計児童数とします。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対応した事業量を確保します。

- ・実施機関：四街道市
- ・実施体制：市職員（保健師、助産師など）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	人	人	人	人	人
確保の内容（b）	人	人	人	人	人
過不足（b－a）	人	人	人	人	人

（施策の展開：●ページ）

(6) 養育支援訪問事業

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問延人数（育児・家事援助）	32人	10人	0人	4人
訪問延人数（専門的相談支援）	52人	39人	25人	10人
合計	84人	49人	25人	14人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

令和5年度の実績を基に、要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童数の推移、各年度の0歳推計児童数より算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	人	人	人	人	人
確保の内容（b）	人	人	人	人	人
育児・家事援助	人	人	人	人	人
専門的相談支援	人	人	人	人	人
過不足（b－a）	人	人	人	人	人

（施策の展開：●ページ）

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施施設数	11 か所	13 か所	13 か所	13 か所
利用延人数（全体）	16,277 人	15,652 人	16,026 人	11,189 人
利用回数（0～2歳）70%	11,394 人	10,956 人	11,218 人	7,832 人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

全体のうち、70%が0～2歳の利用と想定して、これまでの実績（利用人数）を基に推計しています。

《確保方策の考え方》

地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の設置・継続の支援を行い、量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（全体）（a）	人	人	人	人	人
確保の内容（施設）	か所	か所	か所	か所	か所
確保の内容（人）（b）	人	人	人	人	人
過不足（b－a）	人	人	人	人	人

（施策の展開：●ページ）

(8) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園型）

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施施設数	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
利用延人数	37,649 人	44,230 人	49,500 人	50,697 人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

実績（園児1人あたりの利用日数）を基に推計し、幼稚園利用者の推計値に乗じて算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	人日	人日	人日	人日	人日
確保の内容（施設）	か所	か所	か所	か所	か所
確保の内容（人）（b）	人日	人日	人日	人日	人日
過不足（b - a）	人日	人日	人日	人日	人日

※人日：年間の利用人数×利用日数

（施策の展開：●ページ）

②一時預かり事業（幼稚園型以外）

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施施設数	7 か所	8 か所	10 か所	10 か所
利用延人数	6,083 人	5,078 人	5,100 人	4,714 人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

実績（利用児童数・日数）を基に令和7年度を推計し、令和7年度以降は、幼児教育・保育の無償化により、3～5歳の未就園児の減少が見込まれるため、量の増減は見込まずに推計しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	人日	人日	人日	人日	人日
確保の内容（施設）	か所	か所	か所	か所	か所
確保の内容（人）（b）	人日	人日	人日	人日	人日
過不足（b - a）	人日	人日	人日	人日	人日

※人日：年間の利用人数×利用日数

（施策の展開：●ページ）

(9) 病児・病後児保育事業

《現状》

国立病院機構下志津病院で「病児・病後児保育事業」を実施しています。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施施設数	1か所	1か所	1か所	1か所
利用延人数（病後児保育）	630人	726人	729人	120人
利用延人数（病児保育）	630人	726人	729人	120人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【病児保育・病後児保育】

これまでの実績（利用児童数・日数）を基に推計しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	人日	人日	人日	人日	人日
病後児保育	人日	人日	人日	人日	人日
病児保育	人日	人日	人日	人日	人日
確保の内容（施設）	か所	か所	か所	か所	か所
確保の内容（人）（b）	人日	人日	人日	人日	人日
過不足（b－a）	人日	人日	人日	人日	人日

※人日：年間の利用人数×利用日数

（施策の展開：●ページ）

(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施施設数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
利用延人数（未就学児）	750 人	753 人	847 人	884 人
利用延人数（就学児）	512 人	392 人	621 人	609 人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

各年齢における実績（利用率）の4年間の平均値を算出し、この値が横ばいで推移すると見込んで推計しています。

《確保方策の考え方》

ファミリー・サポート・センター事業での講習の開催や、さまざまな機会をとらえた周知を図り、提供会員数の増加に努めることで、量の見込みに対応した事業量を確保します。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	人日	人日	人日	人日	人日
未就学児	人日	人日	人日	人日	人日
就学児	人日	人日	人日	人日	人日
確保の内容（施設）	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
確保の内容（人）（b）	人日	人日	人日	人日	人日
過不足（b－a）	人日	人日	人日	人日	人日

※人日：年間の利用人数×利用日数

（施策の展開：●ページ）

(11) 妊婦健診事業（妊婦一般健康診査）

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
妊婦実数	人	人	人	人
受診延件数	7,826 件	7,969 件	7,354 件	7,696 件

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

妊婦数≒各年度の0歳推計児童数とし、全員が妊婦一般健康診査を14回受診することを想定しています。

《確保方策の考え方》

千葉県内外医療機関及び助産所へ委託し、量の見込みに対応した事業量を確保します。

- ・健診回数：14回まで
- ・実施場所：千葉県内外医療機関及び助産所
- ・実施時期：妊娠期間

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	件	件	件	件	件
確保の内容（b）	件	件	件	件	件
過不足（b－a）	件	件	件	件	件

（施策の展開：●ページ）

(12) 子育て世帯訪問支援事業

《現状》

令和6年度時点で未実施となっています。

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

《確保方策の考え方》

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	人日	人日	人日	人日	人日
確保の内容（b）	人日	人日	人日	人日	人日
過不足（b－a）	人日	人日	人日	人日	人日

※人日：年間の利用人数×利用日数

（施策の展開：●ページ）

(13) 親子関係形成支援事業（ペアレント・トレーニング）

《現状》

令和5年度から子育て支援講座として実施しています。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用実人数	—	—	—	人
利用延人数	—	—	—	67人
実施回数	—	—	—	3回

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

《確保方策の考え方》

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（a）	人	人	人	人	人
確保の内容（b）	人	人	人	人	人
過不足（b－a）	人	人	人	人	人

※人日：年間の利用人数×利用日数

（施策の展開：●ページ）

(14) 妊婦等包括相談支援事業（妊娠期からの相談支援の充実）

《現状》

令和5年2月から伴走型支援相談として実施しています。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
面談実施合計回数	—	—	—	1,332回

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

《確保方策の考え方》

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（妊娠届出数）	件	件	件	件	件
量の見込み（1組当たり面談回数）	回	回	回	回	回
量の見込み（面談実施合計回数）（a）	回	回	回	回	回
確保の内容（b）	回	回	回	回	回
こども家庭センター	回	回	回	回	回
こども家庭センター以外	回	回	回	回	回
過不足（b－a）	回	回	回	回	回

（施策の展開：●ページ）

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

《現状》

令和6年度時点で未実施となっています。

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

《確保方策の考え方》

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
量の見込み（必要定員数）（a）	人日	人日	人日	人日	人日	人日
1歳児	人日	人日	人日	人日	人日	人日
2歳児	人日	人日	人日	人日	人日	人日
3歳児	人日	人日	人日	人日	人日	人日
確保の内容（b）	—	人日	人日	人日	人日	人日
1歳児	—	人日	人日	人日	人日	人日
2歳児	—	人日	人日	人日	人日	人日
3歳児	—	人日	人日	人日	人日	人日
過不足（b－a）	人日	人日	人日	人日	人日	人日

※人日：年間の利用人数×利用日数

（施策の展開：●ページ）

(16) 産後ケア事業

《現状》

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用延人数	人	人	人	人

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

《確保方策の考え方》

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (a)	人日	人日	人日	人日	人日
確保の内容 (b)	人日	人日	人日	人日	人日
過不足 (b - a)	人日	人日	人日	人日	人日

※人日：年間の利用人数×利用日数

(施策の展開：●ページ)

6 数値目標一覧

※確認中のため、数値目標は加除修正する場合があります※

指標		実績値 (R5)	目標値 (R11)	施策の展開
公民館における子育て教室の参加延組数		組	100組	1-2.-(3)-⑦
子育て学習講座の参加延人数		人	800人	1-2.-(3)-⑧
妊婦・乳児の全数把握	妊娠届出に伴う妊婦面接の実施率	99.7%	100%	2-1.-(1)-①
	3～4か月児相談（未利用者の把握含む）の実施率	97.0%	100%	2-1.-(1)-⑤
パパ・ママルームの土・日開催の実施回数		9回	9回	2-1.-(1)-②
事故防止方法についての知識の普及	実施回数	31回	30回	2-1.-(2)-⑤
	実施人数	1,340人	人	
乳幼児健康診査	1歳6か月児健康診査の受診率	98.9%	98%	2-1.-(2)-⑥
	3歳6か月児健康診査の受診率	97.9%	%	
幼児歯科健康診査	2歳6か月児歯科健康診査の受診率	84.2%	85%	2-1.-(2)-⑦
	虫むし歯のない幼児（3歳6か月児）の割合	93.4%	90%	
放課後子ども教室の委託団体数		3団体	3団体	3-1.-(1)-②
中央公園野球場及び千代田近隣公園多目的広場でのボール遊びの利用延人数		2,103人	2,000人	3-1.-(2)-③
こども食堂への補助金の交付件数		—	件	3-1.-(2)-④
地域と連携したこどもの居場所の取組数		16か所	か所	
公民館における児童を対象とした講座の開催回数		7回	6回	3-1.-(3)-③
スポーツde健康大作戦の参加実人数		人	400人	3-1.-(3)-⑥
小学生お仕事体験イベントの参加延人数		—	人	3-1.-(3)-⑧
親子深まる絆イベントの参加延人数		—	人	3-1.-(3)-⑨
街頭補導活動の実施回数		246回	270回	3-1.-(4)-①
小中学校における人権教室の実施校数		校	校	3-1.-(5)-①
公園遊具の更新時等におけるこどもへのアンケート等の実施回数		1回	3回	3-1.-(5)-③
内科健診を受診した児童生徒の割合		%	98%	3-2.-(1)-②
歯科検診を受診した児童生徒の割合		%	95%	
市民親子農業収穫体験講座の実施回数		回	8回	3-2.-(1)-④
ふるさとまつりの来場延人数		人	45,000人	3-2.-(2)-②
学生支援（ふるさとの味お届け便）の実施件数		—	件	3-2.-(2)-④
婚活イベントの参加実人数		—	人	3-2.-(2)-⑤
結婚新生活応援事業補助金の支給件数		件	件	
男女共同参画講座等の開催回数		3回	3回	4-1.-(2)-①
児童発達支援事業の利用実人数		83人	人	4-2.-(2)-②
放課後等デイサービスの利用実人数		301人	375人	4-2.-(2)-⑦
交通路線数（市内バス路線）		路線	18路線	5-1.-(1)-②
市庁舎の授乳室の設置か所数		か所	か所	5-1.-(1)-③
公共施設（公民館）の利用延人数		人	78,600人	
赤ちゃんの駅の登録数		14か所	か所	5-1.-(1)-④
幼稚園、保育園、小中学校を対象とした交通安全教室	実施回数	76回	回	5-1.-(2)-①
	実施人数	4,376人	人	
「こども110番の家」の登録件数		2,834件	3,000件	5-1.-(2)-⑤
市民安全パトロール隊等による防犯パトロールの実施回数		715回	回	5-1.-(2)-⑥

7 進捗状況の管理と評価

掲載予定

8 関係機関・団体等との協力・連携

掲載予定

資料編

1 計画策定経過

掲載予定

2 計画策定体制

掲載予定

3 各種意見聴取結果等

掲載予定

4 用語解説

掲載予定

施策体系比較

資料2
令和6年度第3回子ども・子育て会議

《基本方針1》多様な子育て支援の充実→こどもの育ちを支える教育・保育体制の推進

基本施策	取組内容	現行計画(こどもプラン) 施策名	次期計画(こども計画) 施策名	備考
1. 就学前の教育・保育の充実	(1)教育・保育の提供体制の確保	①教育・保育の提供	①教育・保育の提供	
	(2)教育・保育の一体的提供	①認定こども園の普及 ②保幼小連携・接続の推進	①認定こども園の普及 ②保幼小連携・接続の推進	
	(3)幼児教育・保育の質の確保	①教育・保育施設等への指導等 ②幼児教育・保育の質の確保に向けた体制整備	①教育・保育施設等への指導等 ②幼児教育・保育の質の確保に向けた体制整備	
	(4)幼児教育・保育の保護者負担の軽減	①幼児教育・保育の無償化 ②実費徴収に係る補足給付事業 ③多様な事業者の参入促進・能力活用事業	①幼児教育・保育の無償化 ②実費徴収に係る補足給付事業 ③多様な事業者の参入促進・能力活用事業	
2. 地域における子育て支援の充実	(1)相談体制・情報提供の充実	①利用者支援事業(子育てコンシェルジュ)	①利用者支援事業(子育てコンシェルジュ)	
		②子育て支援情報の充実	②子育て支援情報の提供	
		③保健センター等における相談体制の充実	③保健センター等における相談体制の充実	
		④家庭児童相談	④家庭児童相談	
	(2)ニーズに応じた多様な保育サービスの充実	①時間外保育事業	①時間外保育事業(延長保育)	
		②休日保育の実施	②休日保育事業	
		③一時預かり(幼稚園等における在園児の預かり保育)	③一時預かり事業(幼稚園型)	
		④一時預かり(保育所等の一時保育等)	④一時預かり事業(幼稚園型以外)	
		⑤地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	⑤地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	
		⑥病児・病後児保育の充実	⑥病児・病後児保育事業	
		⑦子育て短期支援事業	⑦子育て短期支援事業	
		⑧私立幼稚園等特別支援教育運営費補助	⑧乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	統合(→4-2-(2)-③) 新規
	(3)子育て支援力の強化	①地域における子育ての推進	①地域における子育て支援の推進	
		②PTA地域活動の支援	②PTAの活動の支援	
		③子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	③子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	
		④高齢者との交流	④高齢者との交流	
		⑤児童センターにおける子育て支援事業の充実	⑤児童センターにおける子育て支援事業の充実	
		⑥子育てサロンの充実	⑥子育てサロンの充実	
		⑦公民館における子育て教室	⑦公民館における子育て教室	
⑧家庭教育の支援		⑧家庭教育の支援		
⑨民生・児童委員活動の充実		⑨民生・児童委員活動の支援		

新規:第2期こどもプラン策定後(R2~)に新規で開始した事業 または、今後(R7~)新規で開始する予定の事業 (一部、既存事業の新規掲載もあり)

統合:第2期こどもプランでは複数の施策として記載していたものを1つにまとめた施策(同じ事業を複数の施策として掲載していたなど)

分割:第2期こどもプランでは1つの施策として掲載していたものを複数の施策に分割した施策(複数の担当課にまたがっており、分割した方が整理しやすいなど)

削除:掲載を削除した施策(他の施策で内容がカバーできるなど)

移動:施策体系の中での掲載場所を変更した施策

≪基本方針2≫子どもや母親の心とからだの健康づくり→**こどもと親の心とからだの健康づくり**

基本施策	取組内容	現行計画(こどもプラン) 施策名	次期計画(こども計画) 施策名	備考
1. 母子保健の充実	(1)妊娠・出産からの切れ目のない支援の充実	①利用者支援事業(妊娠期からの相談支援の充実)	①妊娠期からの相談支援の充実(妊婦等包括相談支援事業)	
		②パパ・ママルームの充実	②パパ・ママルームの充実	
		③産後早期の支援体制の充実	③産後早期の支援体制の充実(産後ケア事業)	
		④乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業	④乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	
		⑤乳幼児相談	⑤乳幼児相談	
		⑥乳幼児家庭訪問	⑥乳幼児家庭訪問	
		⑦こころの健康づくり	⑦こころの健康づくり	
		⑧ことばの相談事業	⑧ことばの相談事業	
		⑨保健推進員活動の充実	⑨保健推進員活動の支援	
	(2)健康診査・保健指導等の充実	①妊婦一般健康診査	①妊婦一般健康診査	
		②妊婦禁煙教育の実施	②妊婦禁煙教育	
		③歯科健康教育・相談の充実	③歯科健康教育・相談	
		④食生活に関する健康教育の実施	④食生活に関する健康教育	
		⑤事故防止方法についての知識の普及	⑤事故防止方法についての知識の普及	
		⑥乳幼児健康診査	⑥乳幼児健康診査	
		⑦幼児歯科健康診査	⑦幼児歯科健康診査	
		⑧小児生活習慣病予防対策	⑧小児生活習慣病予防対策	
		⑨保育所集団健康診査	⑨保育所集団健康診査	
2. 小児保健医療体制の充実	(1)小児保健医療体制の充実	①小児医療体制の情報提供	①小児医療体制の情報提供	
		②小児救急医療体制の充実	②小児救急医療体制の充実	
		③予防接種	③予防接種	
		④医師会、歯科医師会、関係機関の支援と協力	④医師会、歯科医師会、関係機関の支援と協力	
		⑤子ども医療対策事業	⑤子ども医療対策事業	
		⑥未熟児養育医療	⑥高校生等医療対策事業	新規

〈基本方針3〉豊かな心を育む育成環境の整備→こども・若者の権利を守り、豊かな心を育む育成環境の整備

基本施策	取組内容	現行計画(こどもプラン) 施策名	次期計画(こども計画) 施策名	備考
1. 健全な心身の成長に向けた支援	(1)放課後児童対策の推進	①こどもルームの充実	①放課後児童健全育成事業(こどもルーム)	
		②放課後子ども教室の充実	②放課後子ども教室	
	(2)こどもの居場所・遊び場の充実	①児童センター事業の充実	①児童センター事業	
		②プレーパーク事業の充実	②プレーパーク事業	
		③都市公園の充実	③都市公園の充実	
		④地域と連携した子どもの居場所づくりの推進	④こどもの居場所づくりの支援	
	(3)多様な活動ができる環境の充実 →こどもの多様な活動を応援する環境の推進	①子ども会活動の活性化	①子ども会活動の活性化	
		②芸術・文化活動の機会の拡大	②芸術・文化活動の機会の拡大	
		③公民館での活動の活性化	③公民館での体験活動の活性化	
		④図書館サービスの充実	④図書館サービスの充実	
		⑤国際交流事業	⑤国際交流事業	
		⑥スポーツ・レクリエーション活動の充実	⑥スポーツ・レクリエーション活動の充実	
		⑦ボランティア活動への子どもの参加促進	⑦ボランティア活動への子どもの参加促進	
		⑧世代間交流の促進		削除
			⑧こどもの未来を応援する取組の推進	新規
		⑨親子体験型イベントの開催	新規	
		⑩親子イベント情報の集約・発信	新規	
		⑪誰かの欲しいに繋げようプロジェクト	新規	
		⑫不登校や引きこもりの子どもの体験活動の支援	新規	
(4)青少年の健全育成	①青少年健全育成活動の促進	①青少年健全育成活動の促進		
	②青少年相談体制の整備	②青少年相談体制の整備		
(5)こどもの権利の確保	①子どもの権利の周知啓発	①こどもの権利の周知啓発		
		②こどもの意見表明の環境づくり	新規	
		③こどものまちづくりへの参加促進	移動(←3-2-(2)-③)	
2. 次代の親の育成に向けた支援 →若者と次代の親の育成に向けた支援 →次代を担う若者の育成とふるさとへの愛着の醸成	(1)健康教育・思春期保健の充実	①健康な生活習慣の啓発	①健康な生活習慣の啓発	
		②学校保健教育の充実	②健康教育の充実	
		③思春期保健の推進	③思春期保健の推進	
		④食育の推進	④食育の推進	
	(2)次代の親の育成と社会活動の支援 →次代を担う若者の育成とふるさとへの愛着の醸成	①学校教育での家庭の機能等意識の啓発	①学校教育における「次世代の親」の育成	
		②四街道ふるさとまつりの実施	②四街道ふるさとまつり	
		③まちづくりへの参加促進		移動(→3-1-(5)-③)
			③四街道市への関心や愛着を醸成する取組の推進	新規
		④若者の結婚支援	新規	

《基本方針4》多様な子育て家庭への支援→すべてのこどもと子育て家庭を支える取組の充実

基本施策	取組内容	現行計画(こどもプラン) 施策名	次期計画(こども計画) 施策名	備考	
1. 仕事と家庭の両立支援	(1)多様な働き方ができる就労環境の整備	①育児・介護休業制度等の普及促進 ②就労支援	①育児・介護休業制度等の普及促進 ②就労支援		
	(2)男性の家庭参画の推進 →共働き・共育ての推進	①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 ②男女共同参画フォーラムの開催支援	①共働き・共育ての推進	統合	
2. 配慮が必要なこども・子育て家庭への切れ目ない支援	(1)ひとり親家庭への支援	①母子・父子等自立支援 ②ひとり親家庭児童入学等祝金 ③ひとり親家庭に対する医療費助成 ④ひとり親家庭に対する学習支援	①母子・父子等自立支援 ②ひとり親家庭児童入学等祝金 ③ひとり親家庭に対する医療費助成 ④ひとり親家庭に対する学習支援		
	(2)障がいのあるこどもへの支援	①相談支援体制の充実 ②児童発達支援事業 ③障害のある子どもの受け入れ ④行動援護・移動支援事業等の充実 ⑤日中一時支援事業の充実 ⑥保育所等訪問支援 ⑦放課後等デイサービス ⑧居宅介護(ホームヘルプサービス)の充実 ⑨短期入所(ショートステイ)の充実 ⑩特別支援教育就学奨励費援助 ⑪重度心身障害者(児)医療費助成 ⑫自立支援医療(育成医療) ⑬医療的ニーズへの対応 ⑭就学相談の充実	①相談支援体制の充実 ②児童発達支援事業 ③障がいのある子どもへの施設等利用支援 ④行動援護・移動支援事業等の充実 ⑤日中一時支援事業の充実 ⑥保育所等訪問支援 ⑦放課後等デイサービス ⑧居宅介護(ホームヘルプサービス)の充実 ⑨短期入所(ショートステイ)の充実 ⑩特別支援教育就学奨励費援助 ⑪重度心身障がい者(児)医療費助成 ⑫自立支援医療(育成医療) ⑬医療的ニーズへの対応 ⑭就学相談の充実 ⑮医療的ケア児への保育施設等入所支援 ⑯特別支援教育の充実	統合(←1-2-(2)-⑧) 新規 新規	
	(3)児童虐待防止対策・支援が必要な家庭への支援	①児童虐待防止の広報及び啓発 ②養育支援訪問事業 ③子どもを守る地域ネットワーク機能の強化 ④助産施設入所措置 ⑤子ども家庭総合支援拠点の整備	①児童虐待防止の広報及び啓発 ②養育支援訪問事業 ③子どもを守る地域ネットワーク機能の強化 ④助産施設入所措置 ⑤こども家庭センター ⑥子育て世帯訪問支援事業 ⑦ペアレント・トレーニング(親子関係形成支援事業)	①児童虐待防止の広報及び啓発 ②養育支援訪問事業 ③子どもを守る地域ネットワーク機能の強化 ④助産施設入所措置 ⑤こども家庭センター ⑥子育て世帯訪問支援事業 ⑦ペアレント・トレーニング(親子関係形成支援事業)	事業の移行 新規 新規
	(4)子どもの貧困対策の推進 →こどもの貧困の解消に向けた支援の推進	①子どもの貧困対策の推進	①こどもの貧困の解消に向けた支援の推進 ②自立に向けた支援体制の強化 ③就学援助制度 ※他の取組内容に分類されている施策を再掲予定	①こどもの貧困の解消に向けた支援の推進 ②自立に向けた支援体制の強化 ③就学援助制度	分割(子育て支援課) 分割(社会福祉課) 分割(学務課) 削除(健康増進課、青少年育成センター)
	(5)外国にルーツをもつこども・家庭への支援	①外国にルーツをもつ子ども・家庭への支援	①窓口等における言語に配慮した案内 ②日本語指導が必要な児童生徒に対する言語・文化的相違への対応及び包括的支援	①窓口等における言語に配慮した案内 ②日本語指導が必要な児童生徒に対する言語・文化的相違への対応及び包括的支援	分割(子育て支援課、保育課、健康増進課) 分割(学務課)

《基本方針5》子ども・子育てにやさしいまちづくり→こどもまんなかまちづくり

基本施策	取組内容	現行計画(こどもプラン) 施策名	次期計画(こども計画) 施策名	備考
1. こども・子育てに配慮した生活環境の充実	(1)子育てしやすい環境の整備 →子育てにやさしい環境の整備	①道路バリアフリー事業	①安心して利用できる歩道の整備	
	(2)身近な安全の強化	②市内バス路線サービスの充実	②市内バス路線サービスの充実	
		③利用しやすい公共施設の整備	③利用しやすい公共施設の整備	
		④外出しやすい環境の整備	④外出しやすい環境の整備	
		⑤三世帯同居・近居への支援	⑤三世帯同居・近居への支援	
		①交通安全教室・交通安全運動の推進	①交通安全教室・交通安全運動の推進	
		②シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底	②シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底	
		③交通安全対策の推進	③交通安全施設の整備	
		④消費者教育の推進	④消費者教育の推進	
		⑤「こども110番の家」の充実	⑤「こども110番の家」の充実	
		⑥防犯対策の推進	⑥防犯対策の推進	
		⑦子どもの防犯・防災・安全意識の向上	⑦子どもの防犯・防災・安全意識の向上	
		⑧不審者情報の提供	⑧不審者情報の提供	
			⑨通学路の安全点検	新規(既存事業)

基本理念（骨子案からの修正案）

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、将来に向かって、めざすべきまちづくりの方向性を四街道市総合計画において「幸せつなぐ 未来への道しるべ」と定め、現役世代をはじめ、こどもから高齢者まで、様々な年代や立場からみたそれぞれが想う幸せな未来へとつなぐため、4つの街づくりの道を設定し、四街道のまちづくりに関わるすべての人たちが手を携えながら、未来に向けたまちづくりを進めております。

本市におけるこどもに関する計画については、これまでも総合計画の考え方との整合性を図った上で策定しており、前計画では、「すくすく子育て・地域で子育て 四街道」を基本理念として各種の施策を推進してきました。

この理念には、こどもは「生きる力」「今とこれからを生き抜く力」を生まれ持っており、その自立心の育成、心身の調和のとれた発達のために、地域全体でこどもの成長や子育てに理解や関心を持ち、寄り添うことが大切であるとの思いが込められており、それは今後も変わらず持ち続けるべき理念であると考えます。

さらに本計画では、こどもたちとともに未来を創り、成長していくために、多様な背景や価値観を大切にしながらこどもたちの声に耳を傾け、政策に反映していく仕組みづくりを推進していくとともに、こどもからおとなに成長する過程の青年期に社会的自立を果たすための力を身につけることができるよう、若者に対する支援を充実していくことも目標としています。

以上のことから、引き続き前計画の基本理念の趣旨を踏襲しつつ、「こどもまんなか社会」の主役であるこどもの視点と若者支援の視点を組み込み、新たな基本理念を「〇〇〇……」と決めました。

この基本理念に基づき、誕生前の妊娠期からこどもたちが自ら歩き出す青年期まで切れ目のない支援が行えるよう、地域住民と行政が一体となって、地域（みんな）でこども・若者を応援するまちをめざします。

基本理念（スローガン）

案1 「“よつかいどう”の絆で築く、未来への架け橋となる こどもたち」

案2 「こどもたちが未来を描き、ともに成長するまち “よつかいどう”」

案3 「多様な価値観を尊重し、こどもたちとともに未来を創るまち “よつかいどう”」

案4 「こどもたちの夢と権利を支え、ともに未来を創るまち “よつかいどう”」

案5 「(案1～4以外) ※全く新しいものでも、案1～4を組み合わせたものでも可」